# 地方税法等の一部を改正する法律案中修正新旧対照表(傍線の部分は改正部分)

修正案	旧条文
法等の一部を改正する法律経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税	地方税法等の一部を改正する法律
(地方税法の一部改正)	(地方税法の一部改正)
第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよ	第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。	うに改正する。
目次中「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条―第二十二条の	目次中「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条―第二十二条の
二」に、「第七十二条の四十九の六」を「第七十二条の四十九の十」	二」に、「第七十二条の四十九の六」を「第七十二条の四十九の十」
に、「第七十二条の四十九の七」を「第七十二条の四十九の十一」に	に、「第七十二条の四十九の七」を「第七十二条の四十九の十一」に
改める。	改める。
第十五条の九第三項中「第二十条の九の三第四項ただし書」を「第	第十五条の九第三項中「第二十条の九の三第四項ただし書」を「第
二十条の九の三第五項ただし書」に改める。	二十条の九の三第五項ただし書」に改める。
第十六条の四第十二項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手	第十六条の四第十二項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手
続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。	続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。
第十七条の四第一項第二号中「不服申立て」の下に「又は訴え」を	第十七条の四第一項第二号中「不服申立て」の下に「又は訴え」を
加える。	加える。
第十七条の五第一項中「、決定又は賦課決定」を「又は決定」に、	第十七条の五第一項中「、決定又は賦課決定」を「又は決定」に、
「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に	「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に
改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「道府県民税及び市町村	改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「道府県民税及び市町村

に せる加算金の決定」を削り、 標準又は」に改め、 同項を同条第五項とし、 は」を削り、 税若しくは特別土地保有税に係る更正、決定若しくは加算金の決定又 くは決定、 法人に対して課するものに限る。 民税の均等割 次の二項を加える。 道府県民税の利子割、 「固定資産税若しくは」を「固定資産税又は」に改め、 (第二十六条第一項及び第三百十二条第一項に規定する 「更正若しくは」及び「又は加算金の額を減少さ 同条第二項中 同項を同条第四項とし、 )若しくは法人税割に係る更正若し 法人の行う事業に対して課する事業 「課税標準若しくは」を「課税 同条第一項の次

金の決定をすることができる期間についても、同様とする。 
ら六月を経過する日まで、することができる。当該更正に伴う加算ら六月を経過する日まで、することができる。当該更正の請求に係以内にされた第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月

第十八条の四第一項中「第二章」の下に「(第八条を除く。)」を

せる加算金の決定」を削り、 標準又は」に改め、 民税の均等割(第二十六条第一項及び第三百十二条第一項に規定する に次の二項を加える。 同項を同条第五項とし、 税若しくは特別土地保有税に係る更正、 くは決定、道府県民税の利子割、 法人に対して課するものに限る。 は」を削り、 「固定資産税若しくは」を「固定資産税又は」に改め、 「更正若しくは」及び「又は加算金の額を減少さ 同条第二項中「課税標準若しくは」を 同項を同条第四項とし、 )若しくは法人税割に係る更正若し 法人の行う事業に対して課する事業 決定若しくは加算金の決定又 同条第一項の次 「課税

金の決定をすることができる期間についても、同様とする。 
ら六月を経過する日まで、することができる。当該更正に伴う加算ら六月を経過する日まで、することができる。当該更正の請求に係以内にされた第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係 
が項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月

に改める。

「改は同条第三項各号」を「若しくは同条第三項各号」
第一号」に、「又は同条第三項各号」を、「第二号又は」を「第二号若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号」を、「第二号又は」を「第二号若しくは」に、「同条第一項第一号」に
のかる。

第十八条の四第一項中「第二章」の下に「(第八条を除く。)」を

、「第三章」の下に「(第十四条を除く。)」を加える。、「第三章」の下に「(第十四条を除く。)」を加える。、「第三章」の下に「(第十四条を除く。)」を加える。

3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の選別では税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の

第一章第十五節中第

二十二条の次に次の一条を加える。

(虚偽の更正の請求に関する罪)

五十万円以下の罰金に処する。りの記載をして地方団体の長に提出した者は、一年以下の懲役又は第二十二条の二 第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書に偽

次に次の一項を加える。 、「第三章」の下に「(第十四条を除く。)」を加える。 次に次の一項を加える。 次に次の一項を加える。 次に次の一項を加える。 次に次の一項を加える。 次に次の一項を加える。 次に次の一項を加える。 次に次の一項を加える。 次に次の一項を加える。 次に次の一項を加える。 次に次の一項を加える。

ばならない。

東正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の準等と

条 ための調査に関する事務又は地方税の徴収」 の実施に伴う所得税法 れらの」に、 (昭和四十四年法律第四十六号) の調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。 第二十二条中 の次に次の一条を加える。 「三十万円」を「百万円」 「調査」 の下に「 法 人税法及び地方税法の特例等に関する法律 の規定に基づいて行う情報の提供の (不服申立てに係る事件の審理のた に改め、 を加え、 若しくは租税条約等 第一章第十五節中同 「その」

(虚偽の更正の請求に関する罪)

五十万円以下の罰金に処する。りの記載をして地方団体の長に提出した者は、一年以下の懲役又は第二十二条の二 第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書に偽

するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。 務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業2 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若

する法律の規定を準用する。 代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関の代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、そ

第二十三条第一項第四号の四中「、第六十八条の十

の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り

、同項中第十

号を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の五号を加える。

の者をいう。 九 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満

未満の者をいう。 九の二 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳

九の三 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者を

する法律の規定を準用する。代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関の代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を、人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、そ

3

十五 三中 税特別措置法第六十八条の九、 規定の」 条の十一 五の二 第二十三条第一項第四号中 「(租税特別措置法第六十八条の九」 を加え、 に改め、 を (同条第 「及び第四十二条の十二の規定の」 「及び租税特別措置法第六十八条の九」を「並びに租 同項第四号の四中 項、 第六項及び第七項を除く。 「第四十二条の四」 第六十八条の十五及び第六十八条の十 の下に「及び第六十八条の に改め、 の 下 に を加え、 同 項第四号の 第四十二

号を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の五号を加える。中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同項中第十中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」を削り、同項第八号

の者をいう。

九 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満

九の三 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者を未満の者をいう。 未満の名をいう。 大養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳

いう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

口 所得税法第二条第一項第三十二号イからハまでに掲げる者

障害者

において「要介護認定等」という。)を受けている者 規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第十九条第一項に

ホ 者又はこれに準ずると認められる者 族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている 道府県民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親

令で定める者 イからホまでに掲げるもののほか、 就労が困難な者として政

九の四 老人扶養親族 扶養親族のうち、 年齢七十歳以上の者をい

う。

九の五 族をいう。 府県民税の納税義務者の成年扶養親族に限る。 養親族にあつては、 特定扶養親族、 控除対象扶養親族 成年扶養親族 前年の合計所得金額が五百万円未満である道 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族 (特定成年扶養親族以外の成年扶 )及び老人扶養親

の項中 第五十三条第四十四項」を「第五十三条第四十三項」に改め 第一 |十四条の二第五項の表第五十三条第四十四 項

る。

いう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

所得税法第二条第一項第三十二号イからハまでに掲げる者

障害者

口

規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定 において「要介護認定等」という。)を受けている者 道府県民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項に

朩 者又はこれに準ずると認められる者 族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている

令で定める者 イからホまでに掲げるもののほか、 就労が困難な者として政

九の四 う。 老人扶養親族 扶養親族のうち、 年齢七十歳以上の者をい

九の五 族をいう。 府県民税の納税義務者の成年扶養親族に限る。 養親族にあつては、 特定扶養親族、成年扶養親族 控除対象扶養親族 前年の合計所得金額が五百万円未満である道 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族 (特定成年扶養親族以外の成年扶 ) 及び老人扶養親

る。 の項中 三条の三」 第二十四条の二第一項中 「第五十三条第四十四項」 を加え、 同条第五項 「第五十三条第十九項」の下に「、 を 「第五十三条第四十三項」に改め の表第五十三条第四十四項 第五十

、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える、同条第三項を同条第四項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「質に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「質に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「質に改め、同条第四項中「第一項」の指示若しくは提出を求める」を「検査し、若の第二十六条の見出しを「(徴税吏員の道府県民税に関する調査に係

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

第二十七条第一項第二号

を次のように改める。

は提出した者 に振簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項と同題とは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「質に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「質の質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若の質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若の質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若の質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若の質問検査権)

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 3 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

号を次のように改める。第二十七条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二

の三十七第三項及び第四項 条の六十一第四項及び」を 条第四項、 十九条第四項、 一十第四項、 第七十一条の二十第四項 第七十一条の四十一 第二十七条第二項中 第七十条第二 第七十一条の二十一第1 第七十条第 第四項、 「同じ。 項 項、 同じ。 第七十 第七十一条の二十一第二項、 第七十一条の四十一第四項、 第七十一 を含む。 第七十一 二項、 を含む。 条の十六第三項、 条の四十二第 条の十六第三項及び第四項 第七十一条の三十七第三項 第五十条第五項 第五十条第五項、 項、 第七十一 第七十一条 第七十一条 第七十一 第六十九 第六

を加える 法第二十八条第1 め 時までに提出した場合を含む。)において」を 告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される 村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申 五条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同条第一項又は第三項 たものを含む。 限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出され 後の年度分の道府県民税について連続して」に改め、 ると認めるときは、 る場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、 る時までに提出されたものを含む。)」を削り、 を を「当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以 第三十二条第八項中「当該純損失」を「当該純損失の金額」 「その提出期限まで(国の税務官署においてやむを得ない事情があ 「第四十五条の二第一項又は第三項」に、 (その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達され )」及び「連続して」を削り、 一項に規定する給与所得控除額」を その提出期限後)に」を削り、「その後において 同条第九項中「第四十 「提出し、 「提出した場合(市町 同条第十一項中 「次の各号に掲げ 同項に次の各号 「(その提出期 かつ」に改 に改 「同 8

使用人」を「、使用人」に改める。の四十二第二項、第七十一条の六十一第四項並びに」に、「若しくは

「代表者」の下に「(人格のない社団等の管理人を含む。)」を加え第三十条第一項中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中

「若しくは使用人」を「、使用人」に改める。

第三十一条中「三万円」を「十万円」に改める。

め、 時までに提出した場合を含む。)において」を「提出し、 告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される 村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申 限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出され 後の年度分の道府県民税について連続して」に改め、 を加える。 る場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、 法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額」 る時までに提出されたものを含む。)」を削り、 たものを含む。)」及び ると認めるときは、その提出期限後) 五条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同条第一項又は第三項 を「第四十五条の二第一項又は第三項」に、 を「当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以 第三十二条第八項中 「その提出期限まで 「(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達され (国の税務官署においてやむを得ない事情があ 「当該純損失」を「当該純損失の金額」 「連続して」を削り、 に」を削り、 同条第九項中 「提出した場合 を 同条第十一項中 「その後において 「次の各号に掲げ 同項に次の各号 「(その提出 かつ」に改 「第四十 に改め 市

る金額 場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当すおいて「給与等」という。)の収入金額が千五百万円以下であるおいて「給与等」という。)の収入金額が千五百万円以下である

第三十四条第一項第十一号を次のように改める。

区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額扶養親族につき、次のイからハまでに掲げる控除対象扶養親族の十一、控除対象扶養親族を有する所得割の納税義務者、各控除対象

口 特定扶養親族 四十五万円

2 老人扶養親族 三十八万円

の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年改め、同条第九項中「特定扶養親族」を「年齢十六歳以上十九歳未満第三十四条第五項中「第一項第十一号」を「第一項第十一号ハ」に

場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当すおいて「給与等」という。)の収入金額が千五百万円以下である前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等(次号に

る金額

五万円 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十

第三十四条第一項第十一号を次のように改める。

区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額 扶養親族につき、次のイからハまでに掲げる控除対象扶養親族の十一 控除対象扶養親族を有する所得割の納税義務者 各控除対象

工 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族工 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族工 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族工 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族工 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族工 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族工 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族工 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族工 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族工 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族

口 特定扶養親族 四十五万円

、 老人扶養親族 三十八万円

の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年改め、同条第九項中「特定扶養親族」を「年齢十六歳以上十九歳未満第三十四条第五項中「第一項第十一号」を「第一項第十一号ハ」に

を加える。 を加える。 を加える。 に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」を削り、 は養親族」に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」を削り、

円を超える所得割の納税義務者の成年扶養親族及び」を加える。成年扶養親族以外の成年扶養親族のうち前年の合計所得金額が四百万第三十七条第一号イの表®中「控除対象扶養親族(」の下に「特定

を加える。 を加える。 を加える。 に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」を削り、 に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」を削り、 にない。 にな

号 中 円を超える所得割の納税義務者の成年扶養親族及び」を加える。 する特定非営利活動に関する寄附金 成年扶養親族以外の成年扶養親族のうち前年の合計所得金額が四百万 第三十七条第一号イの表8中 第三十七条の二第 の下に 及び租税特別措置法第四十 「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二 項中 「五千円」 「控除対象扶養親族 条の十八 (次号に掲げる寄附金を除く。 を「二千円」に改め、 の三 を削り、 つの下に 同項第三 「含む。 一項に規 「特定

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動 (場別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条第一項に規しるの。 (特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除るの。)

の三項を加える。第三十七条の二第二項中「五千円」を「二千円」に改め、同条に次

を加え、

同項に次の

一号を加える。

所得金額が五百万円以上である者にあつては、特定成年扶養親族以外第四十五条の二第一項第七号中「扶養親族」の下に「(前年の合計

3 第一項第四号の規定による道府県の条例の定めは、当該寄附金を除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らに非営利活動法人」という。)からの申出があつた場合において適定非営利活動法人」という。)からの申出があつた場合において適いといる。

5 限る。 させることができる。 と認めるときは、 並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう る寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出を ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地 道府県知事は、 次項において同じ。 寄附者名簿 控除対象特定非営利活動法人は、 の規定によつて控除すべき金額の計算のために必要がある (各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者 控除対象特定非営利活動法人に対し、 第 項 を備え、 (同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に これを保存しなければならない。 総務省令で定めるところにより 同号に掲げ

百二十八条の十六第一項及び第三項から第六項まで」に改める。
「京一項から第五項までの規定によつて提出すべき申告書に虚偽のの二第一項から第五項までの規定によつて提出すべき申告書に虚偽のの二第一項から第五項まで」を「第三百十七条の四(第三百十七条の四)の第三百十七条の四)の第三百十七条の四)の第三百十七条の四)の第三百十七条の十六第一

条の二第一項(同項第四号に掲げる寄附金(租税特別措置法第六十六第四十五条の二第一項ただし書中「第三十七条の二」を「第三十七

の成年扶養親族を除く。)」を加える。

扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。合計所得金額が五百万円以上である給与所得者にあつては、特定成年第四十五条の三の二第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年の

定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。合計所得金額が五百万円以上である公的年金等受給者にあつては、特第四十五条の三の三第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年の扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。

第五十条の七第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に

親族を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

玉百万円以上である者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養に改め、同項第七号中「扶養親族」の下に「(前年の合計所得金額がに改め、原項第七号中「扶養親族」の下に「(前年の合計所得金額が高級の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対するもの

四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、三月十五日までにき金額の控除を受けようとする場合においては、三月十五日までにと併せて賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。合計所得金額が五百万円以上である給与所得者にあつては、特定成年第四十五条の三の二第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年の

定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。合計所得金額が五百万円以上である公的年金等受給者にあつては、特第四十五条の三の三第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年の

隠蔽し」 「三十万円」 第五十条第一 に、 を 項中 「五十万円」を「二百五十万円」 「百五十万円」 免かれる」 に改め、 を 免れる」 同条第四項中 に改め、 に、 隠念 「十万円」を 同条第三項中 を

第五十条の七第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に年以下の懲役又は五十万円」に改める。

改め、 項第三号」を する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手当等の るときは ずれに該当するかの別及び」 同項第二号中 の 下 に 「第三十条第五項第三号」に改める。 「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定 「 及 び 」 を を加え、 「並びに」に改め、 同項第四号中 「退職手当等が 「第三十条第四 あ

第三十五項」に改める。項及び第三十六項」を「次条第二十九項、第三十項、第三十二項及び項及び第三十六項」を「次条第二十九項、第三十項、第三十二項、第三十三第五十二条第二項第四号中「次条第三十項、第三十一項、第三十三

に改め、 項 項中 年内事業年度. 改 九 中 五. 中 第 三項」に改め、 び第三十項」に、 を「九年以内」 同 年内連結事業年度」 0) 五項」及び「、 第五十三条第一項中「第三十項及び第三十一項」 「第三十六項」 を削り、 条第五項中 二第五項」 年以内」 第三十六項」 同条第九項中 第四十 同条第十三項中 及び「、第四十二条の七第七項」 を を 同条第三項中「第四十四項」 「七年」 に、 を 第四十二条の七第七項」を削り、 「第四十四項」を「第四十三項」に改め、 「九年以内」に、 「前九年内事業年度」に改め、 一条の五の を「第三十五項」 「第三十五項」 に改め、 「七年」 「前七年内事業年度」を を「九年」 「七年以内」を「九年以内」 一第五項」 を 同条第十二項中 「九年」に改め、 に改め、 に改め、 「前七年内連結事業年度」 に、 及び 「第四十四項」 を 同条第七項中 「七年」 「第四十三項」 「前九年内事業年度 を削り、 第四十二 同条第十五項中 第四十 を 同条第六項第二号 を 「第二十九項 第四 一条の五 に、 一条の七第七 を 同条第十項 九年」 「七年以内 同条第二 十二条の 「第四十 に改 を 「前七 の 二 七 「前 に 8 及

項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。
いずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手当等の改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があ

第三十五項」に改める。項及び第三十六項」を「次条第二十九項、第三十項、第三十二項及び項及び第三十六項」を「次条第二十九項、第三十項、第三十二項及び第五十二条第二項第四号中「次条第三十項、第三十一項、第三十三

三項」 項中 び第三十項」に、 同条第五項中 第五十三条第一項中 に改め、 「第三十六項」 同条第三項中 「七年」 「第四十四項」を を 「第三十項及び第三十一項」 「第三十五項」 を 「九年」 「第四十四項」 に改め、 「第四十三項」に改め、 に、 「第四十四項」 を「第四十三項」に改め 第四十二条の七第七 を「第二十九項 を 同条第二 「第四

に改め、 中 項 七第七項 を「九年以内」 第三十六項」 同条第九項 に、 を 中 「第三十五項」 「七年」 「前七年内事業年度」 を 九年」 に改め、 に改め、 を削り、 を 同条第七項中 「前九年内事業年度 を削り、 同条第六項第二号 第四十二条の 同条第十項 「七年以内

改め、 九年内連結事業年度」に改め、 中 「七年以内」 第四十二 を 「九年以内」 一条の七第七項 に、 同条第十二 「前七. 一項 中 年内 連結事業年度」 「七年」 を 九 を 「前

」を削り、同条第十三項中「七年以内」を「九年以内」

年内事業年度」

を

「前九年内事業年度」

に改め、

同条第十五項中

に、

四項」 改め、 以内」 項 三第三項の規定による更正請求書に第二十六項」に、 八項」に改め、 九の三第六項」に改め、 四十二条の七第七項」 か を つ、 に、 に、 同条第二十二項中 「九年」 を 「第三十六項又は第三十九項」を 前七年内連結事業年度」 「並びに」 同条第二十八項中 に改め、 を削り、 に改め、 同条第二十五項中 「第二十条の九の三第五項」を「第二十条の 第四 同条第十六項中 同条第二十九項を削り、 + 「に同項」を「又は第二十条の九の 一条の を 「前九年内連結事業年度」 五の 「第三十五項」 「第三十五項又は第三十 「七年以内」 第五項」 国税通則法」を 「の記載があり 及び を「第三十 同条第三十 を 九 に 第

二項」を 項及び第三十項」 項」に、 を同条第三十一項とし、 義務に関する法律」 第三十項とし、 関する法律」 国 国税 項」に改め、 に、 |則法| を 税通則法」 に係る共 第四十 「第四十一 「第三十一項」 条第三十四 「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に に、 を 同条第三十二項中 項」 同項を同条第二十九項とし、 通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律 に、 「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び に、 「第四十一 項」 を 項中 に改め、 - 第三十二項」を「第三十一項」に、 を 同条第三十三項中 「第四十項」に、 「第四十一項」を 「第三十項」に改め、 「第三十項及び第三十 項」 を「第四十項」 同項を同条第三十三項とし、 「第三十項」を 「第四十項」 「第三十項」 「第三十二項」 同条第三十一 に改め、 項」 同項を同条第三十二 「第二十九項」 を に改め、 を 項中 を「第三十 同項を同条 「第二十九 第一 「第四十 同条第 「国税 同項 に、

年」を「九年」に改め、「、第四十二条の七第七項

項とし、 項」に、 項中 八項」 四項」 改め、 以内」 項及び第三十項」に、 を同条第三十一項とし、 第三十項とし、 関する法律」 九の三第六項」に改め、 義務に関する法律」に、 通則法」を 「国税に 一項」を に、 「国税通則法」 項」 |第三項の規定による更正請求書に第二十六項」に、 か ~ つ、 「(昭和四十四年法律第四十六号)」を削り、 に改め、 に、 に、 に改め、 同条第二十二項中 「第四十一項」を 」を「並びに」に改め、 同条第三十四 .係る共通的な手続並びに納税者の 「第四十一項」に改め、 「第三十一項」 「第三十六項又は第三十九項」を「第三十五項又は第三十 「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に に、 前七年内連結事業年度」 を 同条第三十二項中 同条第二十八項中 同項を同条第二十九項とし、 「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び 「第四十一項」 頃中 を削り、 を - 第三十二項」を「第三十一項」に、 同条第二十五項中「第三十五項」を「第三十 同条第三十三項中 「第四十項」 「第二十条の九の三第五項」を「第二十条の 「第四十 「第三十項」 「第三十項及び第三十一 同条第十六項中 を 同項を同条第三十三項とし、 同条第二十九項を削り、 一項」を「第四十項」に改め、 「第三十項」を 「に同項」 「第四十項」 に、 を に改め、 「前九年内連結事業年度」に 「第三十二項」を「第三十 権利及び義務に関する法律 同条第三十一項中 を「又は第二十条の九 第三十項」 「七年以内」 同項を同条第三十二 に改め、 「第二十九項」に、 項」を 「国税通則法」を 「の記載があり を 同項を同 同条第三十 「第二十九 第二十 を 「第四十 同 九 [条第 同項 国

十九項を第四十八項とし、 条第四十八項中 条中第四十六項を第四十五項とし、第四十七項を第四十六項とし、 四十九項」を 同条第四十一項とし、 十項又は第三十一項」 項から第四十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第四十二項中 同条第三十六項とし、同条中第三十八項を第三十七項とし、第三十九 第三十八項」に改め、 しくは第四十五項」に改め、 三十五項中 に、 「第三十九項」 同条第三十七項中「第三十九項」を「第三十八項」に改め、 同条第四十四項を同条第四十三項とし、 「第四十一項」 「第三十七項」を「第三十六項」に、 「第四十八項」 を「第三十八項」に改め、 「第四十五項若しくは第四十六項」を 同条第四十三項中「第四十項」を「第三十九項 を「第二十九項又は第三十項」に改め、 を「第四十項」に改め、 同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中 第五十項から第五十二項までを一項ずつ繰 に改め、 同項を同条第四十七項とし、 同項を同条第四十四項とし、 同項を同条第三十五項とし 同条第四十五項中 同項を同条第四十二項 「第三十九項」を「 「第四十四項若 同条中第四 同項を 同項を - 「第三 「第 同 同

第五十三条の二に後段として次のように加える。

を記載しなければならない。 項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日正の場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同

> に、 第四十八項中「第四十五項若しくは第四十六項」を「第四十四項若し 中第四十六項を第四十五項とし、 十九項」を「第四十八項」に改め、 項又は第三十一項」を「第二十九項又は第三十項」に改め、 項から四十一項までを一項ずつ繰り上げ、 同条第三十六項とし、同条中第三十八項を第三十七項とし、第三十九 上げる。 九項を第四十八項とし、 くは第四十五項」に改め、 条第四十一項とし、同条第四十三項中「第四十項」を「第三十九項 第三十八項」に改め、 三十五項中「第三十七項」を「第三十六項」に、 「第三十九項」を「第三十八項」に改め、 同条第三十七項中「第三十九項」を「第三十八項」に改め、 同条第四十四項を同条第四十三項とし、 「第四十一項」を「第四十項」に改め、 同項を同条第三十四項とし、 第五十項から第五十二項までを一項ずつ繰 同項を同条第四十七項とし、同条中第四十 第四十七項を第四十六項とし、 同項を同条第四十四項とし、 同条第四十二項中 同項を同条第三十五項とし 同項を同条第四十二項と 同条第四十五項中 同条第三十六項中 「第三十九項」を 同項を同 同項を 「第四 同 同条

第五十三条の二に後段として次のように加える。

を記載しなければならない。 項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日 この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同

第五十三条の二の次に次の一条を加える。

(法人の道府県民税に係る故意不申告の罪)

第五十三条の三 正当な事由がなくて第五十三条第一項、第二項、第

六十六条の四第十八項第一号」に改め、同条第三項中「国税通則法」第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。第五十五条の二第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第

対し、同項の罰金刑を科する。
項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に、前、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は代理人

団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴は、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社のない社団等について前項の規定の適用がある場合において

訟に関する法律の規定を準用する。

万円」 受託者である個人を含む。 「外」を「ほか」に改める。 第五十四条第一 に改め、 同条第二項中 項 单 「又は代理人若しく 「若しくは使用人」を「、使用人」に、 代理人、 に、 は を 二十万円」を「五十 (法人課税信託の

通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。六十六条の四第十八項第一号」に、「国税通則法」を「国税に係る共第五十五条の二第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第

六十六条の四第十八項第一号」に改め、同条第三項中「国税通則法」第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第

律」に改める。を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法

める。
に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改「第六十八条の八十八第十九項第一号」に、「国税通則法」を「国税第五十五条の四第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を

関する法律」に改める。 通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に「第六十八条の八十八第十九項第一号」に改め、同条第三項中「国税第五十五条の五第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を

を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法

律」に改める。

める。
に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改「第六十八条の八十八第十九項第一号」を第五十五条の四第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を

関する法律」に改める。通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に「第六十八条の八十八第十九項第一号」に改め、同条第三項中「国税第五十五条の五第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を

に改め、 のない社団等の管理人を含む。 に次の二項を加える。 の下に 「代表者 項」 使用人」 第六十二条第 を 代理人、 同項を同条第六項とし を 同条第一 の 下 に 「当該各項」に改め 「第五項」 に改め、 若しくは 第三項において同じ」を加え、 一項中 の 下 に 「又は第三項」 に改め、 項 「百万円」 3科料」 中 「人格のない 「五年」を 第 除く」 項 を削り、 同 を加え、 同条第一 を 同項を同条第五項とし 項を同条第七項とし の 下 に 0) 十年」 「千万円」 下に 社団等の管理人及び」 を加え、 項 懲役及び罰金」 「同項」 「又は第三項」 に、 中 に改め、 第 「又は代理人若しくは」を 代表者」 「百万円」を 「若しくは使用人」を を 頭に 「これらの項」に改 同条第五項中 同条第四項中 お を加え、 同条第二項の次 の 下 に を を これ 同 「千万円」 「含む」 を、

、「同条第四十一項」を「同条第四十項」に改める。第六十五条の二第一項中「同条第四十項」を「同条第三十九項」に

3 他の従業者でその違反行為をした者は、 提出期限内に提出しないことにより、 項又は第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の 部を免れた場合においては、 万円以下の罰金に処し、 項に規定するものの 又はこれを併科する。 ほ か 法人の代表者 第五十三条第一 法人の道府県民税の全部又は 五年以下の懲役若しくは五 代理人、 項、 第一 使用人その 項、 第四

4 」に改め、 「一百五十万円」 第六十五条の二第一項中 ŋ 第六十九条第 る額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。 「同条第四十一項」 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、 同項の罰金の額は、 同条第四項中 項中 に改め、 を「同条第四十項」 隠ぺいし」 「若しくは使用人」を「、使用人」に改める 同条第三項中 同項の規定にかかわらず 「同条第四十項」を「同条第三十九項」に を 一隠蔽し」に、 「三十万円」 に改める。 を「百五十万円 五百万円を超え 「五十万円」を 情状によ

を 「二百万円」 項を加える。 め、 第七十一条の十六第一項中 第七十条第一 第三項」 同条第三項中「本条」を 同条第一 に改め、 に改め 項中 項中 「十万円」 「若しくは使用人」 同項を同条第五項とし 同条第一 「同項」 三年」 項中 を 「一年以下の懲役又は五十万円」 を「十年」に、 に改め、 五十万円」 を 同条第四項中「前項」 使用人」 同条第三項の次に次の を 「二百万円」 「五十万円」を に改める。 に改 に

「按分して」に改める。 に、 第七十一条の二十六第一項中「同条第四十項」を 「同条第四十一項」 を「同条第四十項」に、 「あん分して」を 「同条第三十九項

> 科する場合における時効の期間 は 同項の罪についての 時効の期間

による。

第七十一条の二十第 を「二百五十万円」 項中 に改め 「隠ぺいし」 同条第三項中 を 「隠蔽し」 一三十万円」 に、 を 五十万 「百五

十万円」に改める。

第七十一条の二十一第一 項中 「十万円」 を「一年以下の懲役又は五

十万円」に改め、

同条第二項中

刑

を「罰金刑」に改める。

第七十一条の二十六第一項中 「同条第四十一項」を「同条第四十項」に、 「同条第四十項」を「同条第三十九項 「あん分して」を

「按分して」に改める。 項中

改め、 を「第三項」に改め 同条第三項中「本条」を 同項を同条第五項とし、 「同項」 に改め、 同条第三項の次に次 同条第四項中

を「二百万円」

に改め、

同条第二項中

「五十万円」

を「二百万円」に

第七十一条の三十七第

年

を

十

车

に、

五十万円」

の 一 項を加える。

4 科する場合における時効の期間は、 前項の規定により第 項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を 同項の罪についての時効の期間

による。

万円」を「二百五十万円」 第七十一条の四十 第 に改め、 項中 隠念 同条第三項中「三十万円」を「百 を 「隠蔽し」 に 五十

五十万円」に改める。

十万円」に改め、 第七十一条の四十二第 同条第二項中 項中 「十万円」 刑 を 「罰金刑」 を 「一年以下の懲役又は五 に改める。

第七十二条の四十九」を加え、 第七十二条の二の二第一項中「第七十二条の三十八まで」の下に「 「第七十二条の四十九の六」を「第

四項」を加え、 くは提出を求める」に改め、 の下に「、第七十二条の六十三の二第一項第六号」を加え、 の四十九の十第一項第一号」に改め、 る質問検査権)」に改め、 七十二条の四十九の十」に改める。 項第一号」を「第七十二条の四十九の六第一項第六号、第七十二条 第七十二条の七の見出しを「(徴税吏員の事業税に関する調査に係 「検査し、 「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同 若しくは当該物件 同条第一項中「第七十二条の四十九の六第 同条第五項中「第一項」の下に「及び第 (その写しを含む。) の提示若し 「第七十二条の六十三第一項」 「検査す

> 第七十 「二百万円」 同条第三項中 条の五十七第 に改め、 「若しくは使用人」を「、 同条第一 項中 三年」 項中 「五十万円」 を <del>-</del> 使用人」 车 を に 三百 に、 五十万円」 万円」に 「本条」

同 項」 に改め 同条に次の 項を加える。

4 場合における時効の期間は 前項の規定により第 一項の違反行為につき法人に罰金刑を科する 同項の罪についての時効の期間による

万円」 第七十一条の六十一第 を「二百五十万円」 項中 に改め 「隠ぺい 同条第三項中 「三十万円」 に、 を 五十 占

五十万円」に改める。 条の六十二 第 項中 十万円」 を 年以下の 懲役又は

十万円」に改め、

同条第二項中

刑

を

「罰金刑」

に改める。

第七十二条の四十九」を加え、 第七十二条の二の二第一項中 「第七十二条の三十八まで」の下に 「第七十二条の四十九の六」を「第

七十二条の四十九の十」に改める。

四項」を加え、 の下に「、第七十二条の六十三の二第一項第六号」を加え、「検査す の四十九の十第一項第一号」に改め、「第七十二条の六十三第一項」 くは提出を求める」に改め、 る」を「検査し、若しくは当該物件 る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第七十二条の四十九の六第 項第一号」を「第七十二条の四十九の六第一項第六号、第七十二条 第七十二条の七の見出しを「(徴税吏員の事業税に関する調査に係 「質問又は検査」を 同条第五項中「第一項」の下に「及び第 (その写しを含む。) の提示若し 「道府県の徴税吏員」に改め、同

に次の一項を加える。項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

## 第七十二条の八第一項第二号

を次のように改める。

九 下に の六第二項」 1 一条の を 第 「第七十二条の四十九の十第二項」に改める。 一条の四十九第二項」 項 中 第七 士 一条の を加え、 第 第七十二条の四十 項 交び 第 項」

五項から第八項まで」 第百二十三号)」を削り、 「第四項」に改める。 「第五十八条第四項」に改め、 第七十二条の二十三第一項ただし書中「第五十七条第七項及び第八 「第五十七条第八項及び第九項」に、 を 「第六項から第九項まで」に、 同条第三項中 同条第二項第四号中「(平成九年法律 「七年」を 「第五十八条第三項」を 「九年」に、 「第三項」 「第 を

第百二十三号)」を削り、

同条第三項中

「七年」を「九年」に、

五項から第八項まで」を

「第六項から第九項まで」に、

「第三項」を

「第四項」に改める。

に次の一項を加える。項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次

により提出を受けた物件を留め置くことができる。道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

4

第二号を次のように改める。第七十二条の八第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項

は提出した者に提出した者である。)を提示し、若しくた帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし

条の四十九 項及び第五項」 九の三第一 第七十二条の四十九第二項、 第七十二条の八第 項及び第三項」 の十第一 項 「第七十二条の四十九の六第二項」 項 中 に改める。 を 第七 「第七十二条の三十七第 第七十二 十 一条の三十 一条の四十九の三第 Ł 第七十二 を 項及び第一 「第七十二 項 一条の 兀

「第五十八条第四項」に改め、同条第二項第四号中「(平成九年法律項」を「第五十七条第八項及び第九項」に、「第五十八条第三項」を第七十二条の二十三第一項ただし書中「第五十七条第七項及び第八第七十二条の十第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。第七十二条の二十四の十一第一項中「国税通則法」を「国税に係る

をした日を記載しなければならない。 第七十二条の三十三の二第二項に規定する更正請求書には、同 第七十二条の三十三の二第二項に後段として次のように加える。 正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。 正務会においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同 での場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正言求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正言求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正言求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正言求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正言求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正言求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正言求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正言求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正言求書には、同 の場合においては、同条第三項に規定する更正言求書には、同

応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える険料に百分の四十を乗じて得た」を「次の各号に掲げる保険の区分に第七十二条の二十四の二第四項中「保険の各事業年度の正味収入保

年度の正味収入保険料に百分の十六を乗じて得た金額 保険業法第三条第四項第一号及び第二号に掲げる保険 各事業

収入保険料に百分の二十六を乗じて得た金額 保険業法第三条第五項第一号に掲げる保険 各事業年度の正味

び第三項」 額を超えないときに限り」 収入金額を課税標準として算定した事業税額が予定申告に係る事業税 共通的な手続並びに納税者の権利び義務に関する法律」に改める。 を「計算した場合には、 第七十二条の二十四の十一第一項中「国税通則法」を「国税に係る 第七十二条の二十六第 を -(以下この項から第三項まで」に、 項中 に改める。 当該付加価値額、 「すべ て を 資本金等の額、 「全て」 「計算したときは に、 所得又は (次項及

第七十二条の三十三の二第一項に後段として次のように加える。 第七十二条の三十三の二第二項に規定する更正請求書には、同 でに規定する事項のほか、当該修正申告書を提出した日又は当該更 正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。 正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。 正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。 正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。 した日を記載しなければならない。

る。
に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改」を「第六十六条の四第十八項第一号」に、「国税通則法」を「国税第七十二条の三十九の二第一項中「第六十六条の四第十五項第一号

関する法律」に改める。 通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に」を「第六十六条の四第十八項第一号」に改め、同条第三項中「国税策七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第十五項第一号

律」に改める。
を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法一号」を「第六十八条の八十八第十九項第一号」に、「国税通則法」第七十二条の三十九の四第一項中「第六十八条の八十八第十六項第

び義務に関する法律」に改める。中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及一号」を「第六十八条の八十八第十九項第一号」に改め、同条第三項第七十二条の三十九の五第一項中「第六十八条の八十八第十六項第

第七十二条の四十九中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二

第七十二条の三十六中「二十万円」を「五十万円」に、「但し」を

「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第七十二条の三十七第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、

同条第二項中「若しくは使用人」を「、使用人」に改める。

第七十二条の三十八第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、

同条第二項中「若しくは使用人」を「、使用人」に改める。

る。 に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改」を「第六十六条の四第十八項第一号」に、「国税通則法」を「国税第七十二条の三十九の二第一項中「第六十六条の四第十五項第一号

関する法律」に改める。通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に」を「第六十六条の四第十八項第一号」に改め、同条第三項中「国税第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第十五項第一号

」に改める。

「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法一号」を「第六十八条の八十八第十九項第一号」に、「国税通則法」第七十二条の三十九の四第一項中「第六十八条の八十八第十六項第

び義務に関する法律」に改める。中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及一号」を「第六十八条の八十八第十九項第一号」に改め、同条第三項第七十二条の三十九の五第一項中「第六十八条の八十八第十六項第

第七十二条の四十九中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二

中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、だし書」を「第七項ただし書」に改め、同項を同条第九項とし、同条八項前段」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項た項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「第七項前段」を「第

第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定による更正の請求をしようとする法人は、その請求になければならない。

第七十二条の四十九を第七十二条の四十八の二とし、同条の次に次

の一条を加える。

(虚偽の更正の請求に関する罪)

円以下の罰金に処する。をして関係道府県知事に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万第七十二条の四十九(前条第五項に規定する更正請求書に偽りの記載)

- を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。 業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の
- 訟に関する法律の規定を準用する。 団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴は、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合において

中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、だし書」を「第七項ただし書」に改め、同項を同条第九項とし、同条八項前段」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項た項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「第七項前段」を「第

第四項の次に次の一項を加える。

5

なければならない。
考となるべき事項を記載した更正請求書を関係道府県知事に提出し額等、当該更正後の同項に規定する課税標準等又は税額等その他参係る更正前の第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税値 前項の規定による更正の請求をしようとする法人は、その請求に

第七十二条の四十九を第七十二条の四十八の二とし、同条の次に次

の一条を加える。

(虚偽の更正の請求に関する罪)

円以下の罰金に処する。をして関係道府県知事に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万第七十二条の四十九(前条第五項に規定する更正請求書に偽りの記載

- を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。 業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の
- 訟に関する法律の規定を準用する。 団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴は、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社 3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合において

二条の四十九第七項又は第八項の」を「第七十二条の四十八の二第八税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第七十第七十二条の四十九の五の見出しを「(総務省の職員の法人の事業

える。 条第六項とし、 て同じ」 「又は第三項」 「五百万円」 第七十二条の四十九の三第 に改 に改め、 を「十年」 第 を加え、  $\hat{\mathcal{S}}$ 項 を 同項を同条第五項とし、 同項を同条第七項とし、 に、 を加え、 同条第三 の下に 「千万円」 「又は代理人若しくは」 「五百万円」を 「又は第三項」 項中 に改め、 同項」を「これらの項」 「若しくは使用人」 項中 同条第五項中 「千万円」 「含む」 を加え、 同条第二項の次に次の二項を加 同条第四項中 を 0 下に に改め、 「この条」 を「、 代理人、 「第三項」 に改め、 「第一項」の下に 使用: 同条第二項中 第三項におい を に、 人 を 同項を同 「当該各

3 他の従業者で、 提出しないことにより、 項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に 五百万以下の罰金に処し、 十二条の二十八第 部を免れた場合におい 第 項に規定するもの その違反行為をした者は、 項又は第七十二条の二十九第一 ては、 法人の行う事業に対する事業税の全部又は 0 又はこれを併科する。 ほ カ 法人 第七 の代表者、 十 条の二十五第 五年以下の懲役若しくは 代理人、 項若しくは第三 使用人その 項 第七

二条の四十九第七項又は第八項の」を「第七十二条の四十八の二第八別に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第七十の額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。が、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える場所の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の負担の

中 加える。 職員」に改め、 0 いう。)」を加え、 0 項又は第九項に規定する」に改め、 項」の下に「及び前項」 写しを含む。 条から第七十二条の四十九の十までにおいて「総務省指定職員」と 「当該職員」 )の提示若しくは提出を求める」に改め、 を「当該総務省指定職員」に改め、 同項を同条第五項とし、 「検査する」を「検査し、若しくは当該物件 を加え、 「指定する者」の下に「(以下こ 「質問又は検査」を 同条第三項の次に次の一項を 同条第四項中 「総務省指定 同条第三項 「第 (そ

より提出を受けた物件を留め置くことができる。4 総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定に

第七十二条の四十九の十四を第七十二条の四十九の十八とする。

する。
十二条の四十九の十一」に改め、同条を第七十二条の四十九の十五と十二条の四十九の十一」に改め、同条を第七十二条の四十九の十」を「第七第七十二条の四十九の十二を第七十二条の四十九の十六とする。

二条の四十九の九を第七十二条の四十九の十三とする。第七十二条の四十九の十を第七十二条の四十九の十四とし、第七十

第七十二条の四十九の八第十一項中「第七十二条の四十九の十第一

加える。 項又は第九項に規定する」に改め、 職員」に改め、 中「当該職員」を「当該総務省指定職員」に改め、 0 いう。)」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件 の条から第七十二条の四十九の十までにおいて「総務省指定職員」と 項」の下に「及び前項」を加え、 写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、 同項を同条第五項とし、 「質問又は検査」を「総務省指定 「指定する者」の下に「(以下こ 同条第三項の次に次の一 同条第四項中 同条第三項 項 (そ

する。十二条の四十九の十一」に改め、同条を第七十二条の四十九の十五と十二条の四十九の十一」に改め、同条を第七十二条の四十九の十」を「第七第七十二条の四十九の十二を第七十二条の四十九の十六とする。

七とする

二条の四十九の九を第七十二条の四十九の十三とする。 第七十二条の四十九の十四とし、第七十

第七十二条の四十九の八第十一項中「第七十二条の四十九の十第一

条の四十九の十二とする。項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に改め、同条を第七十二

第七十二条の四十九の七を第七十二条の四十九の十一とする。

# 第七十二条の四十九の六第一項第一号

」に改め、同項第二号を次のように改める。中「前条第一項」を「第七十二条の四十九の五第一項

載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記二 第七十二条の四十九の五第一項の規定による物件の提示又は提

)を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の四十九の五の次に次の四条を加える。

は提示若しくは提出の要求(以下この条及び第七十二条の四十九のいう。)に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又各号に掲げる者(以下この条及び次条において「納税義務者等」と(総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等)

者をいう。

以下この項及び第七十二条の四十九の八において同じ。

八において

「質問検査等」という。)を行わせる場合には、

あらか

当

「該納税義務者等

(納税義務者

(前条第一項第一号に掲げる

条の四十九の十二とする。項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に改め、同条を第七十二

第七十二条の四十九の七を第七十二条の四十九の十一とする。

」に改め、同項第二号を次のように改める。め、同項第一号中「前条第一項」を「第七十二条の四十九の五第一項第七十二条の四十九の六第一項中「二十万円」を「五十万円」に改

載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記一 第七十二条の四十九の五第一項の規定による物件の提示又は提

)を提示し、若しくは提出した者

る。 「は改め、第二章第二節第二款中同条を第七十二条の四十九の十とす 二条の四十九の五第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員 第七十二条の四十九の六第一項第三号中「前条第一項」を「第七十

第七十二条の四十九の五の次に次の四条を加える。

(総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等)

第七十二条の四十九の六 者をいう。 じめ、 八において は提示若しくは提出の要求 いう。)に対し実地の調査において前条の規定による質問、 各号に掲げる者(以下この条及び次条において「納税義務者等」と 当該納税義務者等 以下この項及び第七十二条の四十九の八において同じ。 「質問検査等」という。) 総務大臣は、 (納税義務者 (以下この条及び第七十二条の四十九の を行わせる場合には、 総務省指定職員に前条第 (前条第一項第一号に掲げる あらか 検査又 項

ľ, 始日 いう。 るものとする。 前に交付する旨を通知した上で、 査」という。 六十三の二第一項及び第七十二条の六十三の四第四において同じ。 た弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人を 定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をし について税務代理人(税理士法 がある場合には、 )に対し、 の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規 第三十条 (質問検査等を行う実地の調査 以下この項、 )を開始する日をいう。 (同法第四十八条の十六において準用する場合を含む その旨及び次に掲げる事項を記載した書面を調査開 当該税務代理人を含む。 第七十二条の四十九の八第四項、 当該書面を調査開始日前に交付す (昭和二十六年法律第二百三十七 (以下この条において単に 以下この条において同じ。 次条第二項において同 第七十二条の 調

調査を開始する日時

調査を行う場所

調査

一の目的

相手方が納税義務者である場合に限る。) 四 法人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定

める事項

2

前項の規定にかかわらず、当該納税義務者等の同意がある場合に

号) 始日 じ。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を記載した書面を調査開 いう。 )について税務代理人(税理士法 るものとする。 前に交付する旨を通知した上で、 査」という。)を開始する日をいう。 六十三の二第一項及び第七十二条の六十三の四第四において同じ。 た弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人を 定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をし がある場合には、 の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規 第三十条 (質問検査等を行う実地の調査 以下この項、 (同法第四十八条の十六において準用する場合を含む 当該税務代理人を含む。 第七十二条の四十九の八第四項、 当該書面を調査開始日前に交付す (昭和二十六年法律第二百三十七 (以下この条において単に 以下この条において同じ。 次条第二項において同 第七十二条の 「調

一調査を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

(調査

相手方が納税義務者である場合に限る。)四に入の行う事業に対する事業税に関する調査である旨(調査の

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定

める事項

七

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者等の同意がある場合に

は、当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。

よう努めるものとする。 いて変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議すいて変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議す等から合理的な理由を付して同項一号又は第二号に掲げる事項につ 総務大臣は、第一項の規定による書面の交付を受けた納税義務者

(関する質問検査等については適用しない。(場) ではない。この場合において、同項の規定は、当該事項がげるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項があることをとなった場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことをとなった場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことをとなった場合において、当該事項以外の事項について課係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課金、第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に

(事前通知をしない場合の書面の交付)

第七十二条の四十九の七 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣 第七十二条の四十九の七 前条第一項の規定にいかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者等の過去の調査結果の内容又はそ 
送行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定に 
当を 
立は 
さおそれその他法人の行う事業に対する事業税に関する情報に鑑み 
おそれその他法人の行う事業に対する事業税に関する情報に鑑み 
おそれその他法人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な 
おそれその四十九の七 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣 
はる通知及び書面の交付を要しない。

記載した書面を交付するものとする。
号に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を間に、その調査の相手方である納税義務者等に対し、前条第一項各2 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの

当該書面の交付は調査開始日行うことができる。

3

は、

4

よう努めるものとする。いて変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議す等から合理的な理由を付して同項一号又は第二号に掲げる事項につ総務大臣は、第一項の規定による書面の交付を受けた納税義務者

関する質問検査等については適用しない。 関する質問検査等については適用しない。 にる同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることを妨ける事項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に

(事前通知をしない場合の書面の交付)

第七十二条の四十九の七 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣 おる通知及び書面の交付を要しない。 
遠法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にする 
おそれその他法人の行う事業に対する事業税に関する情報に鑑み 
おそれその他法人の行う事業に対する事業税に関する情報に鑑み 
よる通知及び書面の交付を要しない。

記した書面を交付するものとする。 号に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を間に、その調査の相手方である納税義務者等に対し、前条第一項各2 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの

(総務省の職員の法人の事業税に関する調査の終了通知)

第七十二条の四十九の八 総務大臣は、法人の行う事業に対する事業第七十二条の四十九の八 総務大臣は、法人の行う事業に対する事業があれては決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない旨を書面により通知するものとする。

- を書面により通知するものとする。

  文書面により通知するものとする。

  文書面により通知するものとする。

  文書面により通知するものとする。

  を書面により通知するものとする。

  を書面により通知するものとする。

  を書面により通知するものとする。

  を書面により通知するものとする。
- 通知をするものとする。
  、当該納税義務者からの求めがあつた場合に限り同項の規定による
  3 前項の規定にかかわらず、実地の調査を伴わない調査の場合には

(政令への委任)

第七十二条の四十九の九 第七十二条の四十九の五から前条までに定

、総務省の職員の法人の事業税に関する調査の終了通知

第七十二条の四十九の八 総務大臣は、法人の行う事業に対する事業 められない旨を書面により通知するものとする。

- 通知をするものとする。 、当該納税義務者からの求めがあつた場合に限り同項の規定による 3 前項の規定にかかわらず、実地の調査を伴わない調査の場合には
- 税務代理人への通知を行うことができる。 該納税義務者への第一項又は第二項に規定する通知に代えて、当該理人がある場合において、当該納義務者の同意がある場合には、当 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について税務代

(政令への委任

第七十二条の四十九の九 第七十二条の四十九の五から前条までに定

に関し必要な事項は、政令で定める。めるもののほか、総務省の職員の法人の事業税に関する調査の実施

十二第一項の」に改める。
に、「第七十二条の四十九の八第一項の」を「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」の第七十二条の四十九の十二第一項に」に、「第七十二条の四十九の八第一項に」を第七十二条の五十第一項中「第七十二条の四十九の八第一項に」を

、「あん分して」を「按分して」に改める。を「第七十二条の四十九の十七第一項」に、「本条」を「この条」に第七十二条の五十四第二項中「第七十二条の四十九の十三第一項」

六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に改める。 九の十二第一 の項」に、 |第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の十 第七十二条の五十五第一項中「第七十二条の四十九の八第一 「第七十二条の四十九の八第三 「第七十二条の四十九の十四第一項」に、 項」 に改め、 同条第二項中 「第七十二条の四十九の八第 一項」を「第七十二条の四十 「本項」を 項 [ \_ を

に関し必要な事項は、政令で定める。めるもののほか、総務省の職員の法人の事業税に関する調査の実施

二第一項の」に改める。
「第七十二条の四十九の八第一項の」を「第七十二条の四十九の十第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に第七十二条の四十九の十二第一に」に、「第七十二条の四十九の八第一項に」を

、「あん分して」を「按分して」に改める。を「第七十二条の四十九の十七第一項」に、「本条」を「この条」に第七十二条の五十四第二項中「第七十二条の四十九の十三第一項」

六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に改める。第一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に、「本項」を「この項」に、「第七十二条の四十九の十四第一項」に、「本項」を「この項」に、「第七十二条の四十九の十四第一項」に、「本項」を「この項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」を「第七十二条の四十九の八第一項」を

改める。同条第二項中「又は使用人」を「、使用人」に、「外」を「ほか」に同条第二項中「又は使用人」を「、使用人」に、「外」を「ほか」に、第七十二条の五十六第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、

第七十二条の五十七中「三万円」を「十万円」に改める。

同条第四項中 千万円」に改め 第七十二条の六十第 第 項」 同条第 項中 0) 下に 二項中 五年」 「又は第三項」を加え、 |五百万円| 十年」 を 「千万円」 「五百万円」を 「同項」を に改め、

「検査する」を 「第七項」に改め、 第七十二条の六十三の見出しを「(総務省の職員の個人の事業税に 「検査し、 「質問又は検査」を「総務省指定職員」に改め、 「指定する者」の下に「(以下この条から第七十 若しくは当該物件 同条第三項中 同条第二項中「当該職員」を「 (その写しを含む。 「第一項」 の下に 「又は <u>)</u> 同項

3 を同条第四項とし、 前項」を加え、 当該総務省指定職員」に改め、 提示若しくは提出を求める」に改め、 二条の六十四までにおいて「総務省指定職員」という。)」を加え、 関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第六項」を より 総務省指定職員は、 、提出を受けた物件を留め置くとができる。 同条第二項の次に次の一項を加える。 政令で定めるところにより、 第一 項の規定に

> 用人」 これらの 「本条」 を 項 を 使用人」 に改め 「当該各項」に改 に改め 同項を 同条第六項とし、 第 8 項 同項を同条第五項とし の 下 に 同 条第三項中 「又は第三項」 「又は使 同条第

により、 を併科する。 て申告し、 第 五年以下の 項に規定するもののほか、 個人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた者 又は報告すべき事項について申告又は報告をしないこと 懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、 第七十二条の五十五の規定によつ 又はこれ

3

項

0

次に次の

項

を加える。

当該総務省指定職員」に改め、 前項」を加え、 提示若しくは提出を求める」に改め、 を同条第四項とし、 関する調査に係る質問検査権)」に改め、 一条の六十四までにおいて「総務省指定職員」という。)」を加え、 「検査する」を「検査し、若しくは当該物件 「第七項」に改め、 第七十二条の六十三の見出しを「(総務省の職員の個人の事業税に る額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、 同 西項の罰な 金の 「質問又は検査」を「総務省指定職員」 同条第二項の次に次の一項を加える。 額 「指定する者」の下に「(以下この条から第七十 は 同項の規定にかかわらず 同条第三項中 同条第二項中「当該職員」を 同条第一項中「第六項」を (その写しを含む。 第一項」の下に 五百万円を超え に改め、 情状によ 「又は 同

第七十二条の六十三の次に次の四条を加える。

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知等)

第七十二条の六十三の二 じめ、 査開始日前に交付するものとする。 条において同じ。 条において単に 載した書面を調査開始日 条第二項において同じ。 者をいう。 四において「質問検査等」という。)を行わせる場合には、 は提示若しくは提出の要求 各号に掲げる者 について税務代理人がある場合には、 )に対し実地の調査において前条の規定による質問、 当該納税義務者等 以下この項及び第七十二条の六十三の四において同じ。 「調査」という。 (以下この条及び次条において )前に交付する旨を通知した上で、 に対し、 総務大臣は、 (納税義務者 (質問検査等を行う実地の調査 (以下この条及び第七十二条の六十三の その旨及び次に掲げる事項を記 を開始する日をいう。 総務省指定職員に前条第 (前条第一項第一号に掲げる 当該税務代理人を含む。 「納税義務者等」 当該書面を調 (以下この 以下この あらか 検査又 一項 ط 次

- 一調査を開始する日時
- 一 調査を行う場所
- 二調査の目的

相手方が納税義務者である場合に限る。)四の個人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨(調査の

- 五 調査の対象となる期間
- 六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- 七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定

第七十二条の六十三の次に次の四条を加える。

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知等)

第七十二条の六十三の二 者をいう。 じめ、 四において「質問検査等」という。)を行わせる場合には、 各号に掲げる者 査開始日前に交付するものとする。 条において同じ。 条において単に 載した書面を調査開始日 条第二項において同じ。)に対し、 は提示若しくは提出の要求 いう。)に対し実地の調査において前条の規定による質問、 について税務代理人がある場合には、 当該納税義務者等 以下この項及び第七十二条の六十三の四において同じ。 「調査」という。 (以下この条及び次条において )前に交付する旨を通知した上で、 総務大臣は、 (納税義務者 (質問検査等を行う実地の調査 (以下この条及び第七十二条の六十三の を開始する日をいう。 その旨及び次に掲げる事項を記 総務省指定職員に前条第 (前条第一項第一号に掲げる 当該税務代理人を含む。 「納税義務者等」と 当該書面を調 (以下この 以下この あらか 検査又 次 項

- 一調査を開始する日時
- 二 調査を行う場所
- 三 調査の目的

相手方が納税義務者である場合に限る。)四の人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨(調査の

- 五 調査の対象となる期間
- 六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- 七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定

#### める事項

- は、当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者等の同意がある場合に
- すよう努めるものとする。 ついて変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議等から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項に3 総務大臣は、第一項の規定による書面の交付を受けた納税義務者
- に関する質問検査等については適用しない。 は関する質問検査等については適用しない。 同項の規定は、当該事項税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことをととなった場合において、当該事項に関いの調査のために必要があるこの関係の関係を行うことをは、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に

# 事前通知をしない場合の書面の交付)

第七十二条の六十三の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣 よる通知及び書面の交付を要しない。 
は表別は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にする おそれその他個人の行う事業に対する事業税に関する請報に鑑み おそれその他個人の行う事業に対する事業税に関する請報に鑑み おそれその他個人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な おそれそのが十三の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣 まる通知及び書面の交付を要しない。

間に、その調査の相手方である納義務者等に対し、前条第一項各号2 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの

#### める事項

- は、当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者等の同意がある場合に
- すよう努めるものとする。ついて変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議等から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項に総務大臣は、第一項の規定による書面の交付を受けた納税義務者

3

4

関する質問検査等については適用しない。 になった場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることなった場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨視がでである。 が標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることなった場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨視がある。 が標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があるこの場合において課

# (事前通知をしない場合の書面の交付)

間に、その調査の相手方である納義務者等に対し、前条第一項各号2 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの

載した書面を交付するものとする。に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を記

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査の終了通知)

第七十二条の六十三の四 総務大臣は、個人の行う事業に対する事業第七十二条の六十三の四 総務大臣は、個人の行う事業に対する事業のられない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等のは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の正若しくは決定の必要があると認められる。

- を書面により通知するものとする。

  主準の修正若しくは決定の必要があると認められる旨及びその理由は決定の必要があると認められる場合には、当該納税義務者に対し、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しく。 課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しく 2 総務大臣は、個人の行う事業に対する事業税に関する調査の結果
- 通知をするものとする。 、当該納税義務者からの求めがあつた場合に限り同項の規定による 3 前項の規定にかかわらず、実地の調査を伴わない調査の場合には
- 該税務代理人への通知を行うことができる。 当該納税義務者への第一項又は第二項に規定する通知に代えて、当理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について税務代

に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を記

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査の終了通

載した書面を交付するものとする

- を書面により通知するものとする。、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割 、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割 、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割 を書面により通知するものとする。
- 通知をするものとする。 、当該納税義務者からの求めがあつた場合に限り同項の規定による3 前項の規定にかかわらず、実地の調査を伴わない調査の場合には
- 税務代理人への通知を行うことができる。 該納税義務者への第一項又は第二項に規定する通知に代えて、当該理人がある場合において、当該納義務者の同意がある場合には、当 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について税務代

### (政令への委任)

し必要な事項は、政令で定める。 もののほか、総務省の職員の個人の事業税に関する調査の実施に関第七十二条の六十三の五 第七十二条の六十三から前条までに定める

## 第七十二条の六十四第一項第一号

、同項第二号を次のように改める。 中「前条第一項」を「第七十二条の六十三第一項」に改め

提示し、若しくは提出した者とくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若二 第七十二条の六十三第一項の規定による物件の提示又は提出の

る。の六十三第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改めの六十三第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改め、第七十二条の六十四第一項第三号中「前条第一項」を「第七十二条

る」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めに係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し第七十二条の八十四の見出しを「(徴税吏員の譲渡割に関する調査

### (政令への委任)

し必要な事項は、政令で定める。もののほか、総務省の職員の個人の事業税に関する調査の実施に関第七十二条の六十三の五(第七十二条の六十三から前条までに定める

、同項第二号を次のように改める。同項第一号中「前条第一項」を「第七十二条の六十三第一項」に改め「第七十二条の六十四第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、

提示し、若しくは提出した者しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若

る。の六十三第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改めの六十三第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改め第七十二条の六十四第一項第三号中「前条第一項」を「第七十二条

第三項中 を「隠蔽し」 「三十万円」 一条の六十九 に を 第 五十万円」 百五十 項 中 方円」 免 を か れ 「二百五十万円」 に改める。 る を 免れる」 に改め、 隠蔽 同

万円」に改める。第七十二条の七十第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十

る」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めに係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し第七十二条の八十四の見出しを「(徴税吏員の譲渡割に関する調査

質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、 同条第三項の次に次の一項を加える。 同項を同条第五項と

4 道府県の徴税吏員は、 政令で定めるところにより、 第一 項の規定

により提出を受けた物件を留め置くことができる。

## 第七十二条の八十五第一項第二号

を次のように改める。

は提出した者 た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく 当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし 前条第 項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 正

第七十二条の九十に後段として次のように加える。 同

載しなければならない 項に規定する事項のほか、 この場合においては、 同条第三項に規定する更正請求書には、 税務官署が当該更正の通知をした日を記

> 質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、 同項を同条第五項と

- 同条第三項の次に次の一項を加える。
- 4 により提出を受けた物件を留め置くことができる。 道府県の徴税吏員は、 政令で定めるところにより、 第 項の規定

第七十二条の八十五第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五

十万円」に改め、 同項第二号を次のように改める。

当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 正

は提出した者

第七十二条の八十五第二 項 中 第七 <u>+</u> |条の九十五第| 三項 を 第

七十二条の九十五第六項」に改める。

第七十二条の九十に後段として次のように加える。 この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、

同

項に規定する事項のほか、 税務官署が当該更正の通知をした日を記

第七十二条の九十一第 項及び第七

一条の九十二第

項中

載しなければならない。

万円」を「五十万円」に改める。 第七十二条の九十五第 項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千

万円以下の罰金に処し 偽りその他不正の行為によつて、 又はこれ併科する。 譲渡割の全部又は一部を免れ

た者

は第三項の規定による還付を受けた者 偽りその他不正の行為によつて、第七十二条の八十八第二項又

項中 る額」 係る還付を受けようとした金額」に、 免れた税額若しくは同項第二号の還付を受けた金額又は前項の犯罪に 四項」を加え、 を同条第八項とし 「若しくは還付を受けた金額又は還付を受けようとした金額に相当す 「同項」 第七十二条の九十五第五項中 「本条」 「前項の免れた税額又は還付を受けた金額」 に改め、 同条第三項中 を を「当該各項」に改め、 「当該各項」 同項を同条第三項とし、 「同項」を「これらの項」 同条第四項中 第 に、 項」の下に「、 「又は還付を受けた金額に相当する額」 「第三項」 第 同項を同条第六項とし、 「五百万円」を「千万円」に、 項 同項の次に次の二項を加える を 第二項又は第四項」を加え に改め、 の 下 に 「第六項」 を 「第 同項を同条第七項 に改め、 第二項又は第 可項第 同条第一 一号の 同項

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 譲渡割の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、 の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、

2

前項第二号の罪の未遂

(第七十二条の八十八第二項に規定する申

- 37 -

」に改める。 「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十二条の百七第一項及び第七十二条の百八中「国税通則法」を

項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加えし、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査第七十三条の八の見出しを「(徴税吏員の不動産取得税に関する調算とし、同条第一項中「検査する」を「検査

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

加える。

第七十三条の九第一項第二号

告書を提出した者に係るものに限る。)は、罰する。

に改める。「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十二条の百七第一項及び第七十二条の百八中「国税通則法」を第七十二条の百二第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

同条第三項中 「千万円」に改め、 第七十二条の百九第 本条」 同条第二項中 を 項中 「同項」 五年」 に改める。 「五百万円」 を 十年」 を「千万円」に改め、 に、 「五百万円」

同条第三項中 百万円」に改め、 第七十二条の百十第 「本条」 同 を 条第二項中 項中 同 項 五年」 に改める。 「五十万円」 を 十年」 を に 「百万円」 「五十万円」を に改め、

第十三項」に改める。第七十三条の四第一項第四号の四中「第五条第十二項」を「第五条

加える。 第七十三条の八の見出しを「(徴税吏員の不動産取得税に関する調 がる」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え い、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求 がる」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え ででは、同条第五項を同条第一項中「検査する」を「検査 がる」をでは出しを「(徴税吏員の不動産取得税に関する調 がえる。

により提出を受けた物件を留め置くことができる。4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

第七十三条の九第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万

を次のように改める。

は提出した者に帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくと、大帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし、正二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正二

円」に改め、同項第二号を次のように改める。

た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

は提出した者

一項を第九項とし、 第九項を第七項とし、 第七十三条の十九第 第七十三条の十四中第六項及び第七項を削り、 第七十三条の十二中 第七十三条の十一第一 第十三項を削り、 「三万円」を「十万円」 項中 項中「三万円」を「三十万円」に改める。 第十項を第八項とし、 「五万円」 第十四項を第十項とする。 を「一年以下の懲役又は五十 に改める。 第十一項を削り、 第八項を第六項とし

第七十三条の二十中「三万円」を「十万円」に改める。万円」に改める。

及び次項」 再開発会社 開発会社」 を同条第二項とし、 一種市街地再開発事業」という。) 第七十三条の二十七の四の見出し中 |種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法」を 号に規定する第一 再開発会社」 を「この条」に改め に改め、 (以下この条において を 同条第九項から第十二項までを削る。 同 一種市街地再開発事業 条第 都市再開発法第五十条の二第三項に規定する 項から第六項までを削り、 同項を同条第 「再開発会社」 の施行に伴い同法」に、 「市街地再開発組合等」 (以下この条において 一項とし という。 同条第七項中 「同法第二条 同条第八項 「この項 を 再

第七十三条の二十七の五を削る。

て同じ」を削り、同条第二項を次のように改める。第七十三条の二十七の六第一項中「及び次条」及び「。次項におい

2 道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収2 道府県は、不動産の取得に対して課するのとする

第七十三条の二十七の六に次の一項を加える。

第七十三条の二十七の六を第七十三条の二十七の五とする。

を削り、同項を同条第二項とし、同条を第七十三条の二十七の六とすに改め、「又は農地保有合理化法人等が前項の換地を取得した場合」区」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」を「北地改良区等」を「土地改良

第七十三条の三十第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を第七十三条の二十七の八及び第七十三条の二十七の九を削る。

第 改め、 条第三項中 「免れた」 同条第二項中「免かれた」を「免れた」に、 |項の次に次の二項を加える。 「本条」を「当該各項」に改め、 「若しくは科料」を削り、 「こえる」を に、 「第一項」の下に「又は第三項」を加え、 「三年」を「五年」 「超える」 に、 に、 一懲役及び罰金」 「因り」 同項を同条第五項とし 「五十万円」を を「より」に改め、 「五十万円」を「百万 を 「これ」 「外」を「ほか 「百万円」に に改め 同条

3 より、 る額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。 り 申告し、 第七十三条の三十に次の 若しくは五十万円以下の罰金に処し、 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、 第 同項の罰金の額は、 項に規定するもののほか、 不動産取得税の全部又は一部を免れた者は、 又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことに 同項の規定にかかわらず、 項を加える。 第七十三条の十八の規定によつて 又はこれを併科する。 三年以下の懲役 五十万円を超え 情状によ

による。 科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間 科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間 6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を

第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第七十三条の三十七第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽

十万円」に改める。 第七十三条の三十八第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五

に次の一項を加える。 第七十四条の五中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。 第七十四条の五中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。 第七十四条の五中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 6 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

第七十四条の八第一項第三早

> 第七十四条の五中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。 第七十四条の五中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。 第七十四条の五中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。 第七十四条の五中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 6 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

円」に改め、同項第三号を次のように改める。第七十四条の八第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万

第七十四条の八第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

(たばこ税に係る不申告に関する過料) 第七十四条の十二の次に次の一条を加える。

場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた由がなくて第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告第七十四条の十二の二 道府県は、たばこ税の申告納税者が正当な事

過料を科する旨の規定を設けることができる。

同条第四項中「又は第二項」を「、第二項又は第四項」に、「この条第七十四条の十五第一項及び第二項中「三年」を「十年」に改め、

」を「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に

次の二項を加える。

の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに4 第一項に規定するもののほか、第七十四条の十第一項又は第三項

する。

年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、

又はこれを併科

提出しないことにより、

たばこ税の全部又は一部を免れた者は、

その免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でうが項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同

第七十四条の十五に次の一項を加える。

の罪についての時効の期間による。人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項で、前項の規定により第一項、第二項又は第四項の違反行為につき法

」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を第七十四条の十八第一項中「一に」を「いずれかに」に、「十万円

「罰金刑」に改める。

五十万円」に改める。

五十万円」に改める。

京円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「五十第七十四条の二十八第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十

条第一項第十号」に改める。第七十五条の二第三号中「第二十三条第一項第九号」を「第二十三

える。 とし、 る」に改め、 に係る質問検査権)」に改め、 「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、 若しくは当該物件 第七十七条の見出しを「(徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調 同条第四項を同条第五項とし、 同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、 (その写しを含む。 同条第一項中 同条第三項の次に次の一項を加 )の提示若しくは提出を求め 「検査する」を「検査し 同項を同条第六項 査

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

第七十八条第一項第二号

を次のように改める。

は提出した者 に振簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくと「いな理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。 第七十四条の二十九第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五

第七十五条の二第三号中「第二十三条第一項第九号」を「第二十三

条第一項第十号」に改める。

える。
第七十七条の見出しを「(徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調査をし、同条第四項を同条第五項とし、同条第一項中「検査する」を「検査しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調査をし、同条第四項を同条第五項とし、同条第一項中「検査する」を「検査しまる。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十八条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」

に改め、同項第二号を次のように改める。

第八十条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第八十一条中「三万円」を「十万円」に改める。

六月」 第八十五条第 を 一年」 一項中 に 一各号の 十万円」 に を 「五十万円」 を 「各号のいずれかに」 に改め 同項第二号 に、 し、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項と」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、第百十六条の見出しを「(徴税吏員の自動車取得税に関する調査に

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

る。

## 第百十七条第一項第二号

を次のように改める。

・「一に」を「いずれかに」に改める。

を削り、 を 第八十六条第 同 項」 「懲役及び罰金」 に改め 一項中 同条に次の 三年」 を「これ」 を 五年」 項を加える。 に改め、 に改め、 同条第三項中「この条 「若しくは科料」

科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を

「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円第九十五条第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を

による。

」に改める。

に改める。

第九十六条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」

第百十六条の見出しを「(徴税吏員の自動車取得税に関する調査に

し、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項と」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

る。

に改め、同項第二号を次のように改める。第百十七条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」

た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし二(前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

は提出した者

第百二十四条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第百二十四条の二 第百二十七条第一 定を設けることができる。 の者に対し、 定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、 由がなくて第百二十二条第 に改め、 当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規 「若しくは科料」を削り、 項中「三年」を「五年」 道府県は 項の規定による申告書を同項各号に規 自動車取得税の納税義務者が正当な事 に、 一懲役及び罰金」 「五十万円」 を「これ を 占

える。 項中 万円」 に改め、 に改め 第 項 同条第一 同項を同条第五項とし の 下 に 一項 中 「又は第一 「五十万円」を 項」 を加え、 同条第二項の次に次の二項を加 「百万円」に改め、 「この条」 同条第三

9、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超え申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、自動車取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下のとにより、自動車取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の場ではより、自動車取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下のとにより、自動車取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下のとにより、同項の規定による

一項を加える。 第百四十四条の十一の見出しを「(徴税吏員の軽油引取税に関する第百四十四条の十一の見出しを「(徴税吏員の軽油引取税に関する」に改め、同条第六項中「又は第三項」を「、第三項又は第五求める」に改め、同条第六項中「又は第三項」を「、第三項又は第五求める」に改め、同条第六項中「又は第三項」を「、第三項又は第五次のという。」の提示若しくは提出を調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検測査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査を関する。

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 5 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

第百四十四条の十二第一項第二号

を次のように改める。

当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

る額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第百二十七条に次の一項を加える。

6

科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を

による。

第百三十七条第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」

- 「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万

円」に改める。

第百三十八条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円

」に改める。

第百四十四条の十一の見出しを「

(徴税吏員の軽油引取税に関する

項」に、「当該徴税吏員」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同求める」に改め、同条第六項中「又は第三項」を「、第三項又は第五査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検

条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の

項を加える。

に改め、

同項第二号を次のように改める。

当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし一 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく

は提出した者

第百四十四条の十二第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。第百四十四条の十七第一項中「三十万円」を「一年以下の懲役又は

第百四十四条の十九第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める

第百四十四条の二十二第一項及び第百四十四条の二十五第二項中

第百四十四条の二十六第一項中「一年」を「二年」に、五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改める。

」を「百万円」に改める。

第百四十四条の二十八第一項中「二十万円」を

は五十万円」

に改め、

同条第二項中

刑

を

「罰金刑」

に改める。

万円」 を 第百四十四条の三十三第一項中 「千万円」 を 「七百万円」 に改め、 に改め、 同条第二項中 同条第三項中 「五年」を 「三年」 「十年」に、 二年」 を 「七年」 を 「三年」に、 「五百万円

を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条に次の一項を加える」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五項中「二十万円」「二百万円」を「三百万円」に改め、同条第四項中「一年」を「二年

いての時効の期間による。 に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪につ 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人

「一年以下の懲役又

「五十万円

五項とし、 前項」に、 省指定職員」に改め、 させる」に改め、 関する調査に係る質問検査権)」 総務省指定職員」という。)」を加え、 若しくは当該物件 の下に「 旨四 + 同 四条の三十八の見出しを「(総務省の職員の軽 「当該職員」 条第三項の次に次の一項を加える。 (以下この条から第百四十四条の三十九までにおいて「 同条第二項及び第三項中 (その写しを含む。 同条第四項中 を「総務省指定職員」に改め、 に改め、 「又は第二項」 )の提示若しくは提出を求め 「検査させる」を 同条第一項中 「当該職員」 を 乛 を 同項を同条第 「指定する職 拉油引取 第一 「検査させ 「当該総務 一項又は 税に

より提出を受けた物件を留め置くことができる。 4 総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定に

第百四十四条の三十八の次に次の四条を加える。

かじめ、 百四十四条の三十八の二 者をいう。 の四において は提示若しくは提出の要求 いう。)に対し実地の調査において前条の規定による質問 項各号に掲げる者 、総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事 当該調査対象者 以下この項及び第百四十四条の三十八の四において同じ 「質問検査等」という。)を行わせる場合には、 (以下この条及び次条において (元売業者等 総務大臣は、 (以下この条及び第百四十四条の三十八 (前条第 総務省指定職員に前条第 前 項第一 通知 「調査対象者」と 号に掲げる 検査又 あら

について税務代理人

(税理士法第三十条

(同法第四十八条の十

第百四 五十万円」 + 应 に改め 条の三十 同条第一 -七第 項中 一項中 刑 一十万円」 を 「罰金刑」 を 年以 に改める。 下 の懲役又

員 五項とし、 前項」に、 省指定職員」 させる」 総務省指定職員」という。)」を加え、 関する調査に係る質問検査権)」に改め、 若しくは当該物件 第百四十四条の三十八の見出しを「(総務省の職員の軽油引取税に の下に「(以下この条から第百四十四条の三十九までにおいて に改め、 同条第三項の次に次の一 「当該職員」を に改め、 同条第二項及び第三項中 (その写しを含む。 同条第四項中 「総務省指定職員」 項を加える。 「又は第二項」 「検査させる」を の提示若しくは提出を求め 同条第一項中 「当該職員」 に改め、 を を 同項を同 「指定する職 第二項又は 「検査させ 「当該総務 [条第

より提出を受けた物件を留め置くことができる。4 総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定に

第百四十四条の三十八の次に次の四条を加える。

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知等)

第百四十四条の三十八の二 かじめ、 項各号に掲げる者 者をいう。  $\mathcal{O}$ は提示若しくは提出 いう。)に対し実地の調査において前条の規定による質問 四において「質問検査等」という。)を行わせる場合には、 について税務代理人 当該調査対象者 以下この項及び第百四十四条の三十八の四において同じ (以下この条及び次条において の要求 (元売業者等 (税理士法第三十条 総務大臣は、 (以下この条及び第百四十四条の三十八 (前条第一項第一号に掲げる 総務省指定職員に前条第 (同法第四十八条の十 「調査対象者」と 検査マ あら

いう。 調査 掲げる事項を記載した書面を調査開始日 理人を含む。 の三十八の四第四項において同じ。)がある場合には、 による通知をした弁護士法人をいう。 条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定 しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一 六において準用する場合を含む。)の書面を提出している税理士若 |該書面を調査開始日前に交付するものとする。 (以下この条において単に 以下この条において同じ。 次条第二項において同じ。)に対し、 「調査」という。 )前に交付する旨を通知した上で 以下この項及び第百四十四 (質問検査等を行う実地の その旨及び次に を開始する日を 当該税務代 条

- 調査を開始する日時
- 調査を行う場所

調

査

の目的

兀 |油引取税に関する調査である旨 (調査の相手方が元売業者等

である場合に限る。

五. 調査 の対象となる期間

六 調査 の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定

前項の規定にかかわらず、 |該書面の交付は調査開始日に行うことができる。 当該調査対象者の同意がある場合には

2

る事項

3 カゝ ら合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項につ 総務大臣は、 第一 項の規定による書面の交付を受けた調査対象者

> いう。 調査 掲げる事項を記載した書面を調査開始日 理人を含む。 の三十八の四第四項において同じ。)がある場合には、当該税務代 による通知をした弁護士法人をいう。 条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定 六において準用する場合を含む。)の書面を提出している税理士若 しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一 当該書面を調査開始日前に交付するものとする。 (以下この条において単に 以下この条において同じ。 次条第二項において同じ。)に対し、その旨及び次に 「調査」という。)を開始する日を 前に交付する旨を通知した上で 以下この項及び第百四十四条 (質問検査等を行う実地の

- 調査を開始する日時
- 調査を行う場所
- 三 調査の目的

兀 である場合に限る。 軽油引取税に関する調査である旨 (調査の相手方が元売業者等

五. 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定

める事項

2 当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。 前項の規定にかかわらず、 当該調査対象者の同意がある場合には

3 から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項につ 総務大臣は、 第一項の規定による書面の交付を受けた調査対象者

るよう努めるものとする。いて変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議す

項に関する質問検査等については適用しない。4 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に関い関する質問検査等について軽値関し項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について軽値関し項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に

(事前通知をしない場合の書面の交付)

変付を要しない。 前条第一項の規定による通知及び書面のおそれがあると認める場合には、正確な事実の把握を困難にするおそれぞの他軽油引取税に関する調査の過去の調査結果の内容又はそのでである調査の関立による通知及び書面のおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知及び書面のおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知及び書面のおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知及び書面のおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知及び書面のおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知及び書面のない。

載した書面を交付するものとする。
に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を記間に、その調査の相手方である調査対象者に対し、前条第一項各号2 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査の終了通知)

調査を行つた結果、元売業者等のうち元売業者について第百四十四第百四十四条の三十八の四 総務大臣は、軽油引取税に関する実地の

るよう努めるものとする。いて変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議す

4

項に関する質問検査等については適用しない。第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に関い関する質問検査等を行うことにとなった場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことこととなった場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことにとなった場合において、当該事項に関い質問検査等を行うことの規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に

(事前通知をしない場合の書面の交付)

載した書面を交付するものとする。
に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を記間に、その調査の相手方である調査対象者に対し、前条第一項各号2 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査の終了通知

調査を行つた結果、元売業者等のうち元売業者について第百四十四第百四十四条の三十八の四 総務大臣は、軽油引取税に関する実地の

条の七第二項の規定により通知するものとする。条の七第二項の規定により通知するものとし、元売業者等のお記されない場合には、元売業者等の方ち元売業者以外の者であって当該調査において質問検査等の相手方となった者に対し、その時点において質問検査等の相手方となった者に対し、元売業者等のうち元売業者以外の者にとなった者に対し、その時点において質問検査等の相手方となった者に対し、元売業者であって当該調査において質問と認められる旨を書面により通知するものとする。

2 に対し、 ると認められない旨及びその理由を書面により通知するものとする 者以外の者に対し、 項に規定する要件に該当すると認められない場合には、 るものとし、 消すことができると認められる旨及びその理由を書面により通知す 指定を取り消すことができると認められる場合には、 元売業者について第百四十四条の七第二項の規定により元売業者の 総務大臣は、 その時点において同項の規定により元売業者の指定を取 元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一 軽油引取税に関する調査の結果、 その時点において同項に規定する要件に該当す 元売業者等のうち 当該元売業者 当該元売業 Ď

通知をするものとする。 、当該元売業者等からの求めがあつた場合に限り同項の規定による3 前項の規定にかかわらず、実地の調査を伴わない調査の場合には

4 実地の調査により質問検査等を行つた元売業者等について税務代

ると認められる旨を書面により通知するものとする。 と認められない場合には、元売業者等のうち元売業者以外の者に は、元売業者の指定を取り消すことができると認められない場合には、元売業者等のうち元売業者以外の者に でいて同条第一項に規定する要件に該当すると認められない旨を書 いて同条第一項に規定する要件に該当すると認められない旨を書 となつた者に対し、その時点において同項の規定に となった者に対し、元売業者であって当該調査において質問 と認められる旨を書面により元売業者の指定を取り消すことができる と認められる旨を書面により元売業者の指定を取り消すことができる

に対し、 ると認められない旨及びその理由を書面により通知するものとすろ 者以外の者に対し、 項に規定する要件に該当すると認められない場合には、 るものとし、 消すことができると認められる旨及びその理由を書面により通知す 指定を取り消すことができると認められる場合には、 元売業者について第百四十 総務大臣は、 その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り 元売業者等のうち元売業者以外の者につい 軽油引取税に関する調査の結果、 その時点において同項に規定する要件に該当す 四条の七第二項の規定により元売業者の 元売業者等のうち 当該元売業者 当該元売業 て同条第

2

通知をするものとする。、当該元売業者等からの求めがあつた場合に限り同項の規定による前項の規定にかかわらず、実地の調査を伴わない調査の場合には

3

4 実地の調査により質問検査等を行つた元売業者等について税務代

該税務代理人への通知を行うことができる。 当該元売業者等への第一項又は第二項に規定する通知に代えて、 理人がある場合において、 当該元売業者等の同意がある場合には、 当

(令への委任)

第百四十四条の三十八の五 関し必要な事項は、 めるもののほか、 総務省の職員の軽油引取税に関する調査の実施に 政令で定める。 第百四十四条の三十八から前条までに定

同条第 第百四十四条の三十九の見出し中 「職員の」 の 下 に 「行う」を加え 中

項 第

前条第 を次のように改める。 一項」を 「第百四十四条の三十八第一項」に改め、 同項第二号

若しくは記録をした帳簿書類その他の物件 要求に対し、 第百四十四条の三十八第一項の規定による物件の提示又は提出 正当な理由がなくこれに応ぜず、 (その写しを含む。 又は偽りの記載

四条の三十八第 第百四十四条の三十九第 項 一項第三号中 総務省の職員」を 「前条第一項」 「総務省指定職員」 を 「第百四十 に

る。

を提示し、

若しくは提出した者

改め

当該元売業者等への第一項又は第二 理人がある場合において、当該元売業者等の同意がある場合には、 該税務代理人への通知を行うことができる。 一項に規定する通知に代えて、

(政令への委任

第百四十四条の三十八の五 関し必要な事項は、 めるもののほか、 総務省の職員の軽油引取税に関する調査の実施に 政令で定める。 第百四十四条の三十八から前条までに定

を次のように改める。 前条第一項」を「第百四十四条の三十八第一 同条第一 第百四十四条の三十九の見出し中 一項 中 「二十万円」を「五十万円」 「職員の」の下に「行う」を加え 項」に改め、 に改 Ø 同項第 同項第二号 号中

若しくは記録をした帳簿書類その他の物件 要求に対し、 第百四十四条の三十八第一項の規定による物件の提示又は提出 正当な理由がなくこれに応ぜず、 (その写しを含む。 又は偽りの記載

改め、 四条の三十八第一項」に、 第百四十四条の三十九第 同条第二項中 刑 を 一項第三号中「前条第一項」を 「総務省の職員」を「総務省指定職員」に 「罰金刑」 に改める。 「第百四 +

を提示し、若しくは提出した者

改め、 十年」 は第五項」を加え、 第百四十四条の四十 を に、 同条第六項中 「千万円」 「五百万円」 に 「規定により第 それぞれ第 「当該各項の罰金」 を 第 「千万円」 項から第一 一項から第三項まで」 項から第三項まで」の下に に改め、 一項までの規定中 を 同条第四項中 当該各項の罰金」 を 五年」 「これらの 「五百万 を 乊

に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若第百五十五条の見出しを「(徴税吏員の自動車税に関する調査に係

に次の二項を加える。下に「又は第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項まで」の

- 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。出しないことにより、同条の規定によつて納付すべき軽油引取税の出しないことにより、同条の規定によつて納付すべき軽油引取税の出しないことにより、同条の規定によつて納付すべき軽油引取税の場による申告書の提出期限までに提
- 6 百五十万円」に改める。 十万円」 第百四十四条の五十二第 る額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、 同項の罰金の額は、 を「二百五十万円」 同項の規定にかかわらず、 に改め、 項中 隠ぺいし」 同条第三項中「三十万円」を を 「隠蔽し」に、 五百万円を超え 情状によ

五十万円」に改め、 第百五十三条第一 第百四十四条の五十三 項中 同条第 第 「五万円」 一項中 項中 を 刑 十万 「一年以下の懲役又は五十万円 円 を 罰金刑」 を 年以下 に改める。 Ď 懲役又は

第百五十四条中「三万円」を「十万円」に改める。

に改める。

に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」を質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若第百五十五条の見出しを「(徴税吏員の自動車税に関する調査に係

問又は検査」を 同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える 「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし

4 により提出を受けた物件を留め置くことができる。 道府県の徴税吏員は、 政令で定めるところにより、 第一項の規定

## 第百五十六条第 項第二号

を次のように改める。

は提出した者 た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく |な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし 前条第一 項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 正

> 問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、 同条第四項を同条第五項とし、 同条第三項の次に次の一項を加える 同項を同条第六項とし

4 により提出を受けた物件を留め置くことができる。 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、 第一 項の規定

に改め、 第百五十六条第 同項第二号を次のように改める。 一項中 「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円

当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし た帳簿書類その他の物件 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 (その写しを含む。)を提示し、若しく 正

は提出した者

第百五十八条第 項中 「三万円」 を「三十万円」に改める。

第百五十九条中

「三万円」

を

「十万円」

に改める。

第百六十条第 「三年」 一項中 を 五年」 「詐偽」を に 「偽り」に、 五十万円」 を 「免かれた」 「百万円」 に改め、 を に改め、 「免れ 同条

「若しくは科料」

を削り

懲役及び罰金」

を

「これ」

項中 「本条」を「当該各項」に改め 一項中 「こえる」を 第 「免かれた」 項 の 下 に 「超える」に、 を 「又は第 「免れた」 因り 項 同項を同条第五項とし に、 を加え、 を「より」に改め、 「五十万円」 外」 を「百万円」に を 「ほか」 同条第二項 同条第三

3 て申告し 第 項に規定するもののほか 又は報告すべき事項について申告又は報告をしないこと 第百五十二条第 一項の規定によつ

の次に次の一

一項を加える。

改め、 同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 又は検査」を 質問検査権)」に改め、 くは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に 第百八十八条の見出しを「(徴税吏員の鉱区税に関する調査に係る 同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、 「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、 同条第一項中「検査する」を 「検査し、 「質問 若し

> により、 しくは五十万円以下の罰金に処し、 自動車税の全部又は一 部を免れた者は、 又はこれを併科する。 三年以下の懲役若

第百六十条に次の る額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、 同 .項の罰金の 額は 項を加える。 同項の規定にかかわらず 五十万円を超え 情状によ

科する場合における時効の期間は、 前項の規定により第 一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を 同項の罪についての時効の期間

による。 隠蔽し」 第百六十八条第 に、 「五十万円」 項中 「免かれる」 を 「二百五十万円」 を 「免れる」 に改め、 に、 同条第一 隠蔽し」 三項

「三十万円」 「百五十万円」 に改める。

に改める。 第百六十九条第一項中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円

第百八十六条第 項 中 五 万円」 を 年以下の懲役又は五十万円

に改める。

改め、 同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若し 又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、 くは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に 第百八十八条の見出しを「(徴税吏員の鉱区税に関する調査に係る 第百八十七条中 同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、 「三万円」を 「十万円」 に改める。

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 3 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

## 第百八十九条第一項第二号

を次のように改める。

は提出した者 に振簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

に改め、同項第二号を次のように改める。第百八十九条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円

は提出した者

三項中 項の次に次の二項を加える。 れた」 条第二項中 第百九十二 第百九十一条の一 第百九十一条第 「本条」 「若しくは科料」 「こえる」 第 を 「免かれた」を 一条第 項 三年」 「当該各項」 を の 下 に 中 「超える」 項中 を を削り、 項 中 「五年」 「三万円」を 「又は第 「三万円」 に改め、 。 許 偽 「免れた」 に、 に、 「懲役及び罰金」 を 三項」 因り を 同項を同条第五項とし 「十万円」 「偽り」 に、 五十万円」 「三十万円」に改める。 を加え、 を 「五十万円」を に、 「より」 に改める。 を を 「これ」 外 「免かれた」 「百万円」 に改め、 に改め、 「百万円」 「ほか」 同条第二 に改め 同条第 を 免

十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 、鉱区税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五 し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより

4

前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、

情状によ

一項を加える。 一項を加える。 一項を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同と加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」第二百六十四条の見出しを「(徴税吏員の道府県法定外普通税に関

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

**弗二百六十五条第一項第二号** 

を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

る額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。り、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超え

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を

第百九十二条に次の一

項を加える。

による。

一百一条第一

項中

'免かれる」

を

「免れる」

に、

隠蔽し」

を

科する場合における時効の期間は、

同項の罪についての時効の期間

隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中

「三十万円」を「百五十万円」に改める。

二百二条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」

に改める。

一項を加える。

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

第二百六十五条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万

」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく は提出した者 当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし

当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし は提出した者 た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく

一百六十七条第 項中 三万円」 を「三十万円」 に改める。

「三万円」を「十万円」

に改める。

第二百六十八条中

一百七十二条第 項中 「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万

に改める。

第二百七十三条中

「三万円」を「十万円」

に改める。

条第三項の次に次の二項を加える。 第四項中 同条第三項中 同条第二項中 免れた」に、 一百八十一条第一項中 「若しくは科料」 若しくは科料」 「こえる」 「又は第 「本条」 三年」 「免かれた」を「免れた」に、 三年」 一項」を 「超える」 「当該各項」に改め、 を削り、 を「五年」に、 を削り、 を 「五年」 「詐偽」 第二項又は第四項」 に に、 「懲役及び罰金」 一懲役及び罰金」 を「偽り」 「因り」 「五十万円」を「百万円」に改 「五十万円」 同項を同条第六項とし、 を「より」 「五十万円」を「百万円 に、 を「これ」に改め、 を を 「これ」 「免かれた」 「百万円」に改 に改め、 に改め、 を 「ほ

下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する 告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことによ 道府県法定外普通税の全部又は 項に規定するもののほか、 第 部を免れた納税者は、 百七十 一条の規定によつて申

える。 項中第十号を削り、 八条の十の二第五項」 第九号を第十号とし、第八号の次に次の五号を加 及び 一百九十二条第 「、第六十八条の十二第七項」を削り 項第四号の四中 第六十 同 える。 項第八号中 7 条の十五」 号の三中 項中「三十万円」を 5 の十五の二」 十二条の十一 「の規定の」 り 「隠蔽し」に、 前項の に改める。 一百八十七条第 一百八十一条に次の を

る額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。 り、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超え 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状によ

項を加える。

いての時効の期間による。 に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪につて 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人

を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三第二百八十六条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」

第二百八十七条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

に租税特別措置法第六十八条の九、 一百九十二条第一 を加え、 (租税特別措置法第六十八条の九」 に改め、 (同条第一 「及び第四十二条の十二の規定の」 「及び租税特別措置法第六十八条の九」 項第四号中 同項第四号の四中 項、 第六項及び第七項を除く。 「第四十二条の四」 第六十八条の十五及び第六十八条 の 下 に に改め、 の 下 に 「及び第六十八 を加え、 を 同項第四 「 並 び

の者をいう。
れい特定扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満

未満の者をいう。 九の二 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳

いう。 九の三 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者を

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 所得税法第二条第一項第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ障害者

う。) を受けている者 二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」とい二 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二

者又はこれに準ずると認められる者族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としているホー市町村民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親

令で定める者 へ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政

う。 九の四 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をい

町村民税の納税義務者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶九の五 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族

の者をいう。
れ 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満

未満の者をいう。 九の二 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳

九の三 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者を

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者いう。

所得税法第二条第一項第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

口

二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」といニ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第

う。)を受けている者

族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としているホー市町村民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親

令で定める者 へ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政

者又はこれに準ずると認められる者

九の四 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をい

う。

町村民税の納税義務者の成年扶養親族に限る。) 及び老人扶養親養親族にあつては、前年の合計所得金額が五百万円未満である市、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶九の五 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族

族をいう。

える。 とし、 る」に改め、 に係る質問検査権)」に改め、 「質問又は検査」 若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求め 第二百九十八条の見出しを「(徴税吏員の市町村民税に関する調査 同条第三項を同条第四項とし、 同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、 を 「市町村の徴税吏員」に改め、 同条第一項中「検査する」を「検査し 同条第二項の次に次の一項を加 同項を同条第五項

3 により提出を受けた物件を留め置くことができる。 町村の徴税吏員は、 政令で定めるところにより、 第一 項の規定

第二百九十九条第一 項第二号

前条第 項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、

正

第二号を次のように改める。

当な理由がなくこれに応ぜず、 た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく を次のように改める。 又は偽りの記載若しくは記録をし

は提出した者

族をいう。

一百九十四条の二第 第三百二十一条の八の三」 項中 を加える。 「第三百二十 条の八第十九項」 0) 下

える。 とし、 る」に改め、 に係る質問検査権)」に改め、 「質問又は検査」を 若しくは当該物件 第二百九十八条の見出しを「(徴税吏員の市町村民税に関する調 同条第三項を同条第四項とし、 同条第四項中 「市町村の徴税吏員」に改め、 (その写しを含む。) の提示若しくは提出を求め 「第一項」の下に「又は第三項」を加え、 同条第一項中「検査する」を「検査し 同条第二項の次に次の一項を加 同項を同条第五項

3 により提出を受けた物件を留め置くことができる。 市町村の徴税吏員は、 政令で定めるところにより、 第 項  $\mathcal{O}$ 規定

第二百九十九条第一項中 「二十万円」を「五十万円」 に改め、 同

当な理由がなくこれに応ぜず、 は提出した者 た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 又は偽りの記載若しくは記録をし 正

第五項 百 一条第四項及び」 第三百二十四条第四項 一百九十九条第 一十四条第七項及び第八項 第三百三十二条第四項並びに」 を 項中 「同じ。 同じ。 第三百 を含む。 第三百二十八条の十六第四項及び 一十八条の十六第四項、 を含む。 に 第三百十七条の七第二項、 管理人を含む。 第 一百十七条の七第二 第三百三 第三百

の各号を加える。 達される時までに提出されたものを含む。)」を削り、 される時までに提出した場合を含む。)において」を らの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達 三項」を れたものを含む。 期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出さ 以後の年度分の市町村民税について連続して」に改め、 あると認めるときは、 め 百十七条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同条第一項又は第 て」を「当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度 に改め、 (市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、 掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、 第三百十三条第八項中 「その提出期限まで [法第二十八条第] 「第三百十七条の二第一項又は第三項」に、 (その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送 及び その提出期限後)に」を削り、「その後におい |項に規定する給与所得控除額\_ (国の税務官署においてやむを得ない事情が 「当該純損失」 「連続して」を削り、 を「当該純損失の金額」 同条第九項中 「提出した場合 「提出し、 を 「(その提出 同条第十一項 「次の各号 同項に次 第三 これ かつ に改

> 百十七条の 十七条の Ł 七第 第 項 項 第 第三百1 百 \_ + 一十四条第七項」 应 条第四 [項] を に改める。 「管理人を含

える。 |代表者| 一百一条第 下に 項中 「三万円」 (人格のない社団等の管理人を含む) を 「三十万円」 に改め、 同 条第 項

第三百二条中 「三万円」 を 「十万円」 に改める。

三項」 達される時までに提出されたものを含む。)」を削り、 め の各号を加える。 に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」 される時までに提出した場合を含む。)において」を らの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達 期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出さ 以後の年度分の市町村民税について連続して」に改め、 あると認めるときは、その提出期限後) 百十七条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同条第一項又は第 れたものを含む。 て」を「当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度 に改め、 (市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これ 第三百十三条第八項中 「同法第二十八条第一 「その提出期限まで を「第三百十七条の二第一項又は第三項」に、 「(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送 ) 」 及び 二項に規定する給与所得控除額」 (国の税務官署においてやむを得ない事情が 「当該純損失」 「連続して」を削り、 に」を削り、 を「当該純損失の金額」 同条第九項中 に改め、 「その後におい 「提出し、 「提出した場合 「(その を 同条第十一項 「次の各号 同項に次 提

中

場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当すおいて「給与等」という。)の収入金額が千五百万円以下である前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等(次号に

る金額

扶養親族につき、次のイからハまでに掲げる控除対象扶養親族の十一 控除対象扶養親族を有する所得割の納税義務者 各控除対象第三百十四条の二第一項第十一号を次のように改める。

区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額

当該 には、 額又はその全額を切り捨てた金額) 該相当する金額の全額が一万円未満であるときは、 額 うち四百万円を超える部分の金額の百分の三十三に相当する金 十三万円 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族 (当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、 納税義務者の前年の合計所得金額が四百万円を超える場合 三十三万円から当該納税義務者の前年の合計所得金額の (特定成年扶養親族以外の成年扶養親族については を控除した残額 その端数金 又は当 三

口 特定扶養親族 四十五万円

2 老人扶養親族 三十八万円

歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他ハ」に改め、同条第九項中「特定扶養親族」を「年齢十六歳以上十九第三百十四条の二第五項中「第一項第十一号」を「第一項第十一号

場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当すおいて「給与等」という。)の収入金額が千五百万円以下である前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等(次号に

る金額

五万円 五万円 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十

第三百十四条の二第一項第十一号を次のように改める。

区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額扶養親族につき、次のイからハまでに掲げる控除対象扶養親族の十一、控除対象扶養親族を有する所得割の納税義務者、各控除対象

イ 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族 三十三万円(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族については、当該納税義務者の前年の合計所得金額の5ち四百万円を超える部分の金額の百分の三十三に相当する金額(当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該相当する金額の全額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)を控除した残額)

口 特定扶養親族 四十五万円

老人扶養親族 三十八万円

歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他ハ」に改め、同条第九項中「特定扶養親族」を「年齢十六歳以上十九第三百十四条の二第五項中「第一項第十一号」を「第一項第十一号

よる」を加える。
と認められる者に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況ににおける同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずる定する要介護認定等を受けている者が同日前に既に死亡している場合における同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずるの成年扶養親族」に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」をの成年扶養親族」に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」を

四百万円を超える所得割の納税義務者の成年扶養親族及び」を加える「特定成年扶養親族以外の成年扶養親族のうち前年の合計所得金額が第三百十四条の六第一号イの表80中「控除対象扶養親族(」の下に

よる」を加える。と認められる者に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況ににおける同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずるにおける同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずるにおける同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずるにおける同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずるの成年扶養親族」に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」をの成年扶養親族」に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」を

。四百万円を超える所得割の納税義務者の成年扶養親族及び」を加える「特定成年扶養親族以外の成年扶養親族のうち前年の合計所得金額が第三百十四条の六第一号イの表80中「控除対象扶養親族(」の下に

規定する特定非営利活動に関する寄附金 三号中 0 を加え、 百 「及び租税特別措置法第四十 下に 应 |条の 「並びに租税特別措置法第四十一 同 項 七 第 次の 項 单 号を加える。 五千 卢 一条の十八の三」 を (次号に掲げる寄附金を除く 条の十八の二第二 千 甴 を削り、 改 8 同 一項に 「含む 項第

四、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動四、特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるの福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除もの(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除る。)

外の成年扶養親族を除く。)」を加える。計所得金額が五百万円以上である者にあつては、特定成年扶養親族以常三百十七条の二第一項第七号中「扶養親族」の下に「(前年の合

次の三項を加える。

3

かにしなければならない。 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を

5 る。 認めるときは、 せることができる。 寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさ 並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地 市町村長は、 次項において同じ。 寄附者名簿(各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者 控除対象特定非営利活動法人は、 の規定によつて控除すべき金額の計算のために必要があると 第一項 控除対象特定非営利活動法人に対し、 (同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限 を備え、これを保存しなければならない。 総務省令で定めるところにより 同号に掲げる

金額が五百万円以上である者にあつては、 るものを除く。 六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対す 百十四条の七第一 項 第三百十七条の二第一項ただし書中 に改め、 同項第七号中 第五項において同じ。 項 (同項第四号に掲げる寄附金 一扶養親族」 「第三百十四条の七」 に係る部分を除く。 の下に「(前年の合計所得 特定成年扶養親族以外の成 (租税特別措置法第 を 及び第 第三 第三百二十一条の八第五項中「七年」を「九年」に改め、 第四

> を第七項とし、 年扶養親族を除く。 第五項を第六項とし を加え、 同条中第七項を第八項とし、 第四項の次に次の 一項を加える 第六項

5 市町村長に提出しなければならない。 要な事項を記載した申告書を、 同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。 までに、 除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、 百九十四条第 総務省令で定めるところにより、 項第 号の者は 賦課期日現在における住所所在地の 第三百十四条の七第 当該寄附金の額その他必 の規定によつて控 三月十五日 項

の合計所得金額が五百万円以上である給与所得者にあつては、 第三百十七条の三の二第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年

特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。 の合計所得金額が五百万円以上である公的年金等受給者にあつては 第三百十七条の三の三第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年

年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。

特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。

合計所得金額が五百万円以上である公的年金等受給者にあつては

第三百十七条の三の三第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年

年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)」を加える。

合計所得金額が五百万円以上である給与所得者にあつては、

特定成

第三百十七条の三の二第一項第二号中「扶養親族」の下に「(前年

の 下 に に、 に、 一百十七条の四第 「二十万円」を 一同条第六項若しくは第七項」 (人格のない社団等の管理人を含む。 「五十万円」 項中 「から第四項まで」を「から第五項まで に改め、 を 「同条第七項若しくは第八項 同条第二項中「代表者」 を加える。

若しくは第八項」 第三百十七条の五中 に、 「三万円」 「同条第六項若しくは第七項」を「同条第七項 を 「十万円」 に改める。

第三百二十一条の八第五項中「七年」を「九年」に改め、 第三百十七条の七第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。 第四

特定成

連 条第七項中 十二条の五 「七年」を 「前九年内事業年度」 結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、 を削り、 第四十二 同条第十項中「七年以内」を「九年以内」 の二第五項」 九年」 「七年以内」 一条の五の二第五項」 に改め、 に改め、 及び を「九年以内」に、 同条第九項中 第四十二条の五の二第五項」 第四十二条の七第七項」を削 及び 「七年」を「九年」 「前七年内事業年度」 第四十二条の七第七項 に、 同条第十二項中 「前七年内 及び り、 に改 を 同

第四十二条の七第七項」

を削り、

同条第十三項中

「七年以内」を

びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める 二十八項までの規定中 年内連結事業年度」 九年以内」に、 五項」を 「七年以内」を 第五項」 同条第十五項中 「第二十条の九の三第六項」に改め、 及び 「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め 「九年以内」に、 「七年」 に改め、 第四十二条の七第七項」 ·国税通則法」 を「九年」に改め、 同条第二十二項中 「前七年内連結事業年度」を を「国税に係る共通的な手続並 を削り、 同条第二十六項から第 「第二十条の九の三第 第四十二条の五の 同条第十六項中 「前九

第三百二十一条の八の二に後段として次のように加える。

を記載しなければならない。 項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日 この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同

十二条の七第七項

」を削り、

同

「前九年内事業年度」に改め、同条第九項中「七年」を「九年」に改条第七項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を

め、「、第四十二条の七第七項

「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の七第七項連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第十二項中」を削り、同条第十項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内

七項 」を削り、同条第十六項中、同条第十五項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の七第九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、「金削り、同条第十三項中「七年以内」を「

びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。
二十八項までの規定中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並五項」を「第二十条の九の三第六項」に改め、同条第二十六項から第年内連結事業年度」に改め、同条第二十二項中「第二十条の九の三第「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九

第三百二十一条の八の二に後段として次のように加える。

を記載しなければならない。項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同

紀三百二十一条の八の二の次に次の一条を加える。

(法人の市町村民税に係る故意不申告の罪)

第三百二十一条の八の三 正当な事由がなくて第三百二十一条の八第

改める。 税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に号」を「第六十六条の四第十八項第一号」に、「国税通則法」を「国第三百二十一条の十一の二第一項中「第六十六条の四第十五項第一

第三百二十一条の十一の三第一項中「同条第十六項第一号」を「同

る。ただし、情状により、その刑を免除することができる。
に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、
に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、
に規定する申告書の提出期限内に提出しなかった場合においては、

対し、同項の罰金刑を科する。
項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に、前、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は代理人

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合において 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合において

人」に、「外」を「ほか」に改める。
を「五十万円」に改め、同条第二項中「若しくは使用人」を「、使用税信託の受託者である個人を含む。)、代理人、」に、「二十万円」第三百二十一条の九第一項中「又は代理人若しくは」を「(法人課

改める。 税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に号」を「第六十六条の四第十八項第一号」に、「国税通則法」を「国等」を「第二十一条の十一の二第一項中「第六十六条の四第十五項第一

第三百二十一条の十一の三第一項中「同条第十六項第一号」を「同

並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。条第十九項第一号」に、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続

並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。条第十九項第一号」に、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続

は第一 を加え、 又は」 に改め、 第五項中 若しくは科料」 六項中 に、 第二 「これらの項」 項」 一百二十四条第 を 「第四項」 「その免れた税額又は」 『項の次に次の二項を加える。 削 同項を同条第七項とし、 第一 「五年」 を ŋ 項」 を削り、 百万円」 を を に改め、 第三項又は第五項」 の 下 に 一項中 一十年」 「第七項」に改め、 懲役及び罰金」 を 同項を同条第八項とし 「除く」 に を「その」 第三項又は第五項」 一百万円」 同条第三項中 百万円」 の 下 に に、 同項を同条第九項とし、 に改め、 を「これ」に改め、 に、 「この条」 を「千万円」 第三項において同じ」 第一 「当該各項」 を加え、 同項を同条第四項 同条第四項中 項の免れた税額 を「当該各項」 に改め を 「同項」 同条第 「同項 同条 乊

- 5 第 免れた者は、 提出期限内に提出しないことにより、 申告しないこと又は第三百二十一 又はこれを併科する。 しくは第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の 同条第七項若しくは第八項の規定によつて申告すべき事項について |項の規定によつて提出すべき申告書を提出しないこと若しくは 項に規定するもののほか、 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、 条の八第一 第三百十七条の二第 市町村民税の全部又は 項、 第二項、 項若しくは 第四項若
- り、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超え6 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状によ

条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手に規定する特定役員退職手当等び 所得税法第三十条第四項に に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当第三百二十八条の七第一項中「添附しなければ」を「添付しなけれ

これ」 百万円」 る額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。 百 に改め に改め、 一十四条第一 同項を同条第三項とし 項中 「若しくは科料」 三年」 を を削り、 十年」 同条第 に、 一項の次に次の 「懲役及び罰金」 「五十万円」 項を を を

、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額2 前項の免れた税額が千万円を超える場合においては、情状により

でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

加える。

条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手当時があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項第三号」を「第一項中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第三百二十八条の八中「三万円」を「十万円」に改める。

る。 れらの項」を「当該各項」に改め、 「二百万円」 に改め、 「二十万円」を 一百二十八条の十六第 百万円」 同項を同条第六項とし に、 に改め、 「五十万円」に改め、 「こえる」 同条第一 項中 を 超える」 三年」 項中 同条第四項の次に次の一項を加え 同条第五項中 同条第三項中「五十万円」を に改め、 を に 十年」 を「いずれかに」 「前項」を 同条第四項中 に、 「五十万円 「第四項

5

による。 科する場合における時効の 期間 は 同 項 の罪につ いての 時効の期間

一百三十二条第 項中 「免かれる」 を 「免れる」 に、 「隠蔽し」 同条第三

項中 「三十万円」 を「百五十万円」に改める。

隠蔽し」

「五十万円」

を

二一百五十万円\_

に改め

第三百三十三条第 項中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万

第三百四十八条第二項第十号の四中 に改める。 「第五条第十二項」を

「第五条

第十三項」に改める。

る。 下げ、 航空機の価格の二分の一)」を削り、 型航空機」 課税標準は」に改め、 年度分の 中第十二項を第十三項とし、 第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、 ついては当該航空機の価格の三分の二 一十八項」 第三百四十九条の三中第十八項を削り、 ただし、 同条第八項中 固定資産税については当該航空機の価格の三分の二の額とす という。 を 当該航空機のうち、 「第二十七項」 にあつては」 (当該航空機のうち」を「の額とし、 の額とし、 第九項から第十一項までを一項ずつ繰り に改め、 に、 を その後三年度分の固定資産税に 同項を同条第九項とし、 同項を同条第十四項とし、 「に対して課する固定資産税の (小型航空機にあつては、 第十七項を第十八項とし、 (以下この項において 同条第十三項中 その後三 同条第 同条 当該 第

7 航路整備法 前項に規定する外航船舶及び準外航船舶以外の船舶のうち、 (昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第二項に規 離島 七項を同条第八項とし

同条第六項の次に次の一項を加える。

る」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若し項」の下に「、第三百九十六条の二第一項第六号」を加え、「検査す査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第三百九十六条第一査三年五十三条の見出しを「(徴税吏員等の固定資産税に関する調

り課税標準とされる額に三分の一を乗じて得た額とする。するものに対して課する固定資産税の課税標準は、前項の規定によ定する離島航路事業者が専ら同項に規定する離島航路事業の用に供

及び 土地」 第三十三項までを削り、 八項を第二十七項とし 準となるべき価格の三分の 第三百四十九条」 定資産税については当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標 して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固 一十七項」 き価格の三分の二の額」 .ついては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となる 三百四 同条第二十項中 とし、 に改め、 十九条の三第十九項中 「掲げる固定資産」を 家屋及び償却資産にあつては当該家屋及び償却資産に対 に改め、 同条第二十三項中 「第十四項又は第二十八項」を「第十五項又は第 第三十四項を第二十九項とする。 第二十九項を第一 を削り、 「当該固定資産のうち、 の額とし、 「掲げる土地」 同条中第二十七項を削り、 第二十七項において同じ」 「供する固定資産」を その後五年度分の固定資産税 一十八項とし に、 土地にあつては 「前二条」を 第三十 「供する -項から 第二十 を削

条第十一項」を「前条第十二項」に改める。に、「前条第十一項」を「前条第十二項」に改め、同条第二項中「前に、「前条第十一項」を「前条第十二項を」を「第十二項を」

る」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若し項」の下に「、第三百九十六条の二第一項第六号」を加え、「検査す査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第三百九十六条第一第三百五十三条の見出しを「(徴税吏員等の固定資産税に関する調

第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。価員又は固定資産評価補助員」に改め、同項を同条第六項とし、同条四項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員、固定資産評くは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第

を留め置くことができる。
政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件
4 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、

## 第三百五十四条第一項第二号

を次のように改める。

は提出した者
に帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。価員又は固定資産評価補助員」に改め、同項を同条第六項とし、同条四項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員、固定資産評くは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第

を留め置くことができる。
政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、

4

第二号を次のように改める。 第三百五十四条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項

た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正二

は提出した者

第三百五十六条第

項中

「三万円」

を

「三十万円」に改める。

第三百五十七条中「三万円」を「十万円」に改める。

同条第二項の次に次の二項を加える。 ほ 免れた」 免れた」 「懲役及び罰金」 か 同条第三項中 一百五十八条第 に、 に、 「本条」 「こえる」 三年」 第 を を 「これ」 項 項中 を 「当該各項」 を 五 の 下 に 「超える」 「詐偽」 年 に改め、 に改め、 「又は第三項」を加え、 に改め、 を に、 同条第二項中 偽りり 「因り」 同項を同条第五項とし、 若しくは科料」 に、 を 「免かれた」を 免かれた」 「より」 「外」を を削り、 に改め を

3

第

項に規定するもののほか、

第三百八十三条、

第三百八十四条

指定職員」という。)」を、「総務大臣が指定する者」の下に「(以する者」の下に「(以下この条及び第三百九十七条において「道府県産税に関する調査に係る」に改め、同条第一項中「道府県知事が指定第三百九十六条の見出し中「固定資産の調査に関する」を「固定資

る。

以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すしないことにより、固定資産税の全部又は一部を免れた者は、三年又は第三百九十四条の規定によつて申告すべき事項について申告を

による。 科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間 科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間 値 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を

| 項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。| で、「三十万円」を「百五十万円」に改める。| を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三第三百七十四条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」

第三百八十六条中「三万円」を「十万円」に改める。第三百八十五条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

指定職員」という。)」を、「総務大臣が指定する者」の下に「(以する者」の下に「(以下この条及び第三百九十七条において「道府県産税に関する調査に係る」に改め、同条第一項中「道府県知事が指定第三百九十六条の見出し中「固定資産の調査に関する」を「固定資第三百九十五条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

を 条第四項中 当該職員」を 下この条から第三百九十七条までにおいて「総務省指定職員」という しを含む。 )」を加え、 「道府県指定職員又は総務省指定職員」に改め、 同条第三項の次に次の一項を加える。 )の提示若しくは提出を求める」に改め、 「第一 「当該道府県指定職員又は総務省指定職員」に改め、 項」 検査する」を「検査し、若しくは当該物件 の下に「又は前項」を加え、 同項を同条第五項 「質問又は検査」 同条第三項中 (その写 同

第三百九十六条の次に次の四条を加える。

第三百九十六条の二 務代理人 該納税義務者等 示若しくは提出の要求(以下この条及び第三百九十六条の四にお に掲げる者 、総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前 以下この項及び第三百九十六条の四において同じ。)について税 「質問検査等」という。)を行わせる場合には、 に対し実地の調査において前条の規定による質問、 (税理士法第三十条 (以下この条及び次条において (納税義務者(前条第一項第一号に掲げる者をいう 総務大臣は、 (同法第四十八条の十六において準 総務省指定職員に前条第一 「納税義務者等」という 通知等 あらかじめ、 検査又は提 項各号 甪 当 ٧١

による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をし

十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定

の書面を提出している税理士若しくは同法第四

する場合を含む。

とし、 を 当該職員」を「当該道府県指定職員又は総務省指定職員」に改め、 条第四項中「第一項」の下に しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、 下この条から第三百九十七条までにおいて「総務省指定職員」 )」を加え、 「道府県指定職員又は総務省指定職員」 同条第三項の次に次の一 「検査する」を 「又は前項」 項を加える。 「検査し、 に改め、 を加え、 若しくは当該物件 同項を同条第五項 「質問又は検査 同条第三項中 (その写 同

第三百九十六条の次に次の四条を加える。

(総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等)

第三百九十六条の二 に掲げる者(以下この条及び次条において「納税義務者等」という による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をし する場合を含む。 務代理人(税理士法第三十条 該納税義務者等 示若しくは提出の要求 十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定 )に対し実地の調査において前条の規定による質問、 以下この項及び第三百九十六条の四において同じ。)について税 「質問検査等」という。)を行わせる場合には、 (納税義務者 の書面を提出している税理士若しくは同法第四 総務大臣は、 (以下この条及び第三百九十六条の四におい (同法第四十八条の十六において準用 (前条第一項第一号に掲げる者をいう 総務省指定職員に前条第一 あらかじめ、 検査又は提 項各号

日前に交付するものとする。 いて同じ。 いて単に 書面を調査開始日 項において同じ。)に対し、その旨及び次に掲げる事項を記載した おいて同じ。)がある場合には、 た弁護士法人をいう。以下この項及び第三百九十六条の四第七 「調査」という。) )前に交付する旨を通知した上で、 (質問検査等を行う実地の調査 を開始する日をいう。 当該税務代理人を含む。 当該書面を調査開始 (以下この条にお 以下この条にお 次条第二 項に

- 一調査を開始する日時
- 一調査を行う場所
- 三 調査の目的

四 固定資産税に関する調査である旨(調査の相手方が納税義務者

である場合に限る。)

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定

める事項

は、当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者等の同意がある場合に

ついて変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議等から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項に3 総務大臣は、第一項の規定による書面の交付を受けた納税義務者

4 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に

るよう努めるものとする。

項において同じ。)に対し、 日 いて同じ。 いて単に 書面を調査開始日 おいて同じ。)がある場合には、 た弁護士法人をいう。 前に交付するものとする。 「調査」という。 )前に交付する旨を通知した上で、 (質問検査等を行う実地の調査 以下この項及び第三百九十六条の四第七項に )を開始する日をいう。 その旨及び次に掲げる事項を記載した 当該税務代理人を含む。 当該書面を調査開始 (以下この条にお 以下この条にお 次条第二

- 一調査を開始する日時
- 一 調査を行う場所
- 四 固定資産税に関する調査である旨(調査の相手方が納税義務者三 調査の目的

五 調査の対象となる期間

である場合に限る。

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定

める事項

は、当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。
2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者等の同意がある場合に

するよう努めるものとする。 ついて変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議等から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項に 総務大臣は、第一項の規定による書面の交付を受けた納税義務者

4 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に

は適用しな 事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合 よる固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の二 三百八十八条第四項第二号の助言、 係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について第 おいて、 項 の指 第 示のために必要があることとなつた場合において、 項 の規定は、 当該事項に関する質問検査等について 第三百八十九条第一 項の規定に 当該

(事前通知をしない場合の書面の交付)

を要しない。を要しない。を要しない。が事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違れその他固定資産税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれその他固定資産税に関する調査の過去の調査結果の内容又はその営れがあると認める場合には、同項の規定にかかわらず、総務大臣が調第三百九十六条の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調第三百九十六条の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調

記載した書面を交付するものとする。 号に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を間に、その調査の相手方である納税義務者等に対し、前条第一項各2 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの

(総務省の職員の固定資産税に関する調査の終了通知)

、当該納税義務者に対し、当該調査が終了した旨を書面により通知号の助言のための調査である場合には、当該調査の終了時において第三百九十六条の四 総務大臣は、調査が第三百八十八条第四項第二

は適用しない。

「はる同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について第一項の指示のために必要があることとなつた場合において、当該第一項の指示のために必要があることとなつた場合において、当該第一項の指示のために必要があることとなった場合において、当該第一項の指示のために必要があることとなった場合において、当該において、第一項の規定は、当該事項に関しない。

(事前通知をしない場合の書面の交付)

記載した書面を交付するものとする。 号に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を間に、その調査の相手方である納税義務者等に対し、前条第一項各2 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの

、総務省の職員の固定資産税に関する調査の終了通知

、当該納税義務者に対し、当該調査が終了した旨を書面により通知号の助言のための調査である場合には、当該調査の終了時において第三百九十六条の四 総務大臣は、調査が第三百八十八条第四項第二

するものとする。

- 2 総務大臣は、調査が第三百八十九条第一項の規定による固定資産と認められない旨を書面により通知するものとする。 と認められないと 
  をは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相 
  きは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相 
  きは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相 
  と認められない旨を書面により通知するものとする。
- の理由を書面により通知するものとする。 、その時点において価格等の決定等をすべきと認められる旨及びそ格等の決定等をすべきと認められるときは、当該納税義務者に対しる 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、価
- 4 するものとする。 産評価基準によつて行われていると認められる旨を書面により 時点において市町村における固定資産の価格の決定が同項の固定資 該実地の調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、 によって行われていると認められるときは、 固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準 査である場合であつて、 総務大臣は、 調査が第四百二十二条の二第一項の指示のため 実地の調査を行つた結果、 納税義務者であつて当 市町村における 通知 その の調
- 資産評価基準によつて行われていないと認められるときは、当該納町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定5 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、市

するものとする。

2

- と認められない旨を書面により通知するものとする。と認められない旨を書面により通知するものとする。と認められないとにおいて「価格等の決定等」という。)をすべきと認められないとにおいて「価格等の決定等」という。)をすべきと認められないとにおいて「価格等の決定である場合であつて、実地の調査を行の価格等の決定に関する調査である場合であつて、実地の調査を行いる。
- の理由を書面により通知するものとする。、その時点において価格等の決定等をすべきと認められる旨及びそ格等の決定等をすべきと認められるときは、当該納税義務者に対し絡務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、価

3

- 資産評価基準によつて行われていないと認められるときは、当該納町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定5 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、市

れる旨及びその理由を書面により通知するものとする。の決定が同項の固定資産評価基準によつて行われていないと認めら税義務者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格

- り当該各項の規定による通知をするものとする。 ない調査の場合には、当該納税義務者からの求めがあつた場合に限6 第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、実地の調査を伴わ
- 、当該税務代理人への通知を行うことができる。当該納税義務者への第一項から第五項までに規定する通知に代えて理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、7実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について税務代

(政令への委任)

項は、政令で定める。か、総務省の職員の固定資産税に関する調査の実施に関し必要な事が、総務省の職員の固定資産税に関する調査の実施に関し必要な事第三百九十六条の五(第三百九十六条から前条までに定めるもののほ

産税に係る道府県の職員及び総務省の職員が行う」に改め、同条第一第三百九十七条の見出し中「固定資産の調査に関する」を「固定資

第三百九十六条」に改め、同項第二号を次のように改める。

中

「前条」を

項

第

し、若しくは提出した者に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくに対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しく一 第三百九十六条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求

第三百九十七条第一項第三号中「前条の規定による道府県の職員又

れる旨及びその理由を書面により通知するものとする。の決定が同項の固定資産評価基準によつて行われていないと認めら税義務者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格

り当該各項の規定による通知をするものとする。 ない調査の場合には、当該納税義務者からの求めがあつた場合に限6 第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、実地の調査を伴わ

、当該税務代理人への通知を行うことができる。当該納税義務者への第一項から第五項までに規定する通知に代えて理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、7実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について税務代

(政令への委任)

項は、政令で定める。か、総務省の職員の固定資産税に関する調査の実施に関し必要な事第三百九十六条の五(第三百九十六条から前条までに定めるもののほ

産税に係る道府県の職員及び総務省の職員が行う」に改め、同条第一第三百九十七条の見出し中「固定資産の調査に関する」を「固定資

に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しく二 第三百九十六条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求第三百九十六条」に改め、同項第二号を次のように改める。項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号中「前条」を「

第三百九十七条第一項第三号中「前条の規定による道府県の職員又

は記録をした帳簿書類その他の物件

(その写しを含む。) を提示

若しくは提出した者

は は 総務省指定職員」 総務省の職員」 を「第三百九十六条の規定による道府県指定職員又 に改める

る。 質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、 若しくは当該物件 係る質問検査権) に改め、 第四百五十条の見出しを「(徴税吏員の軽自動車税に関する調査に 同条第三項を同条第四項とし、 同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、 (その写しを含む。 に改め、 同条第一項中 同条第二項の次に次の一 )の提示若しくは提出を求める 「検査する」を 同項を同条第五項と 「検査し、 項を加え

3 により提出を受けた物件を留め置くことができる。 市 町村の徴税吏員は、 政令で定めるところにより、 第一 項の 規定

第四百五十一条第一項第二号

を次のように改める。

当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし は提出した者 た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 を提示し、 若しく 正

> は総務省指定職員」 は総務省の職員」を「第三百九十六条の規定による道府県指定職員又 に改める

第四百四十八条第 項中 <u>一</u> 五 一万円」 を 「三十万円」 に改める。

第四 冒四 十九条中 「三万円 を 「十万円」 に改める。

る。 Ļ 質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、 若しくは当該物件 係る質問検査権)」に改め、 に改め、 第四百五十条の見出しを「(徴税吏員の軽自動車税に関する調査に 同条第三項を同条第四項とし、 同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、 (その写しを含む。 同条第一項中 同条第二項の次に次の一 )の提示若しくは提出を求める 「検査する」を 同項を同条第五項と 「検査し、 項を加え

3 市町村の徴税吏員は、 政令で定めるところにより、 第一 項の 規定

により提出を受けた物件を留め置くことができる。

二号を次のように改める。 第四百五十一条第一項中 「五万円」 を 「三十万円」 に改め、 同 項 第

当な理由がなくこれに応ぜず、 た帳簿書類その他の物件 提出した者 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 (その写しを含む。)を提示し、若しく 又は偽りの記載若しくは記録をし 正

万円」 万円」 第四百五十二条第 外 に改め、 に改め、 を 「ほか」 同条第一 又は科料」 に 項中 三項中 本条」 「詐偽\_ を削り、 第 を 項」 を 「当該各項」 同条第一 「偽り」 の 下 に 一項中 に、 一又は第一 に改め、 一十万円 十万円 三項」 同項を同条 を加え を を 百百 百百 第四百六十八条中「四千六百十八円」を「五千二百六十二円」に改

を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に「質問若しくは検査又は採取」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項に改め、同条第七項中「又は第三項」を「、第三項又は第六項」に、に改め、同条第七項中「又は第三項」を「検査する」を「検査し、若の質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若の質問検査を、の見出しを「(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係める。

次の一項を加える。

第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

改める。 項と同様と」 4 隠蔽し」に、 第四百六十条第一項中 る額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。 免かれさせる」 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、 同項の罰金の額は、 に改め 「五十万円」を「二百五十万円」に改め、 を 同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に 「免れさせる」 「免かれる」 同項の規定にかかわらず、 を に、 「免れる」に、 「また同項と同様」 五十万円を超え 「隠蔽し」を 同条第二項 情状によ を 同

める。第四百六十八条中「四千六百十八円」を「五千二百六十二円」に改第四百六十一条第一項中「十万円」を「三十万円」に改める。

次の一項を加える。 第四百七十条の見出しを「(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係を同条第八項とし、同条第六項を同条第一項中「検査する」を「検査し、おに改め、同条第七項中「又は第三項」を「、第三項又は第六項」に、「質問若しくは検査又は採取」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第一項中「検査する」を「検査し、若を同条第八項とし、同条第一項中「検査する」を「検査し、若の一項を加える。

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

## 第四百七十一条第一項第三号

を次のように改める。

は提出した者
た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし当 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

により提出を受けた物件を留め置くことができる。6 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

三 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、ト゚」 に改め、同項第三号を次のように改める。

第四百七十一条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第四百七十五条の次に次の一条を加える。

の二項を加える。
を「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次を「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次条第四項中「又は第二項」を「、第二項又は第四項」に、「この条」

提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れた者は、五の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに4 第一項に規定するもののほか、第四百七十三条第一項又は第二項

する。 年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科

5 その免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。 項の罰金の額は 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、 同項の規定にかかわらず、 五十万円を超える額で 情状により、 同

第四百七十八条に次の一項を加える。

人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、 前項の規定により第一項、 第二項又は第四項の違反行為につき法 これらの項

第四百八十五条の四第 )罪についての時効の期間による。 項中 「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、

五十

万円」 五十万円」に改める。 を 「二百五十万円」 に改め、 同条第三項中「三十万円」 を

十万円」に改め、 第五百二十二条の次に次の一条を加える。 同条第二項中 「刑」を「罰金刑」に改める。

第四百八十五条の五第一

項中

「十万円」

を「一年以下の懲役又は五

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第五百二十二条の二 市町村は、

例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。 に提出しなかつた場合においては、 て前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限まで 鉱産税の納税者が正当な事由がなく その者に対し、 当該市町村の条

第五百二十四条中「二十万円」を「五十万円」に、 「かつ」に、 「但し」を「ただし」に改める。 「但し」を「た

第五百二十三条第一項中

「前条」

を

「第五百二十二条」に、

且つ

。 「同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質 に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質 に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質 に改め、同条第五項中「第一項」の下に「及び第四項」を加え、「質 に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若 第五百二十五条の見出しを「(徴税吏員の鉱産税に関する調査に係

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 4 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

第五百二十六条第一項第二号

を次のように改める。

は提出した者 に振簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくと 当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

だし」に、「因り」を「より」に改める。

第五百二十五条の見出しを「(徴税吏員の鉱産税に関する調査に係第五百二十五条の見出しを「、同条第三項の次に次の一項を加える「問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質に改め、同条第五項とし、同条第一項中「検査する」を「検査し、若の条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える」を「検査し、活動を関する関係を表現して、

第五百二十六条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項により提出を受けた物件を留め置くことができる。 第一項の規定

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正第二号を次のように改める。

は提出した者
た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく
当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし
二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

第五百二十九条中「三万円」を「十万円」に改める。第五百二十八条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

条第一 れた」 同条第一 第五百三十条第 三項中 に、 一項中 「こえる」を 三年」 第 一項」 「免かれた」 を 項中 の下に 「五年」に、 |超える| を 「又は第三項」 に、 「免れた」 を 「五百万円」 「偽り」 因り に、 を加え、 に、 を を「千万円」に改め 五百万円」 「より」 免かれた」 外 に改め、 を を を 「千万 ほ 免 同 カュ

査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検第五百八十八条の見出しを「(徴税吏員の特別土地保有税に関する

第二項の次に次の二項を加える。」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条

百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより 書の項に規定するもののほか、第五百二十二条の規定による申告

による。 
科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間 
科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間

を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三第五百四十二条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」

円」に改める。 第五百四十三条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万

項中

「三十万円」

を

「百五十万円」

に改める。

第十三項」に改める。第五百八十六条第二項第四号の五中「第五条第十二項」を「第五条

査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検第五百八十八条の見出しを「(徴税吏員の特別土地保有税に関する

を加える。
、「質問又は検査」を「お町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加求める」

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 4 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定

第五百八十九条第一項第二号

を次のように改める。

は提出した者 に振簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくと、 当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

を加える。 六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加

第五百八十九条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項

第二号を次のように改める。

た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし一 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

第五百九十一条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。は提出した者

第五百九十二条中「三万円」を「十万円」に改める。

第六百条の次に次の一条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

定を設けることができる。

定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、そにする申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、そにする申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、そ

第六百三条第一項及び第二項中「又は第七十三条の二十七の九」を

削る。

する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を第六百七十四条の見出しを「(徴税吏員の市町村法定外普通税に関

を削り、 項を同条第五項とし、 の下に「又は第三項」を加え、 第六百四条第一項中 「懲役及び罰金」を 同条第二項の次に次の二項を加える。 一三年」を 「これ」 五年」 「本条」を に改め、 に改め、 「当該各項」に改め、 同条第三項中 若しくは科料」 第

□ での懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することにより、特別土地保有税の全部又は一部を免れた者は、三年以ことにより、特別土地保有税の全部又は一部を免れた者は、三年以る申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しない。第一項に規定するもののほか、第五百九十九条第一項の規定によ

による。 科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間 科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間 6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を

」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改める。 第六百十五条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円

する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を第六百七十四条の見出しを「(徴税吏員の市町村法定外普通税に関

を加え、 条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の 出を求める」に改め、 項を加える。 「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提 「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、 同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」 同項を同

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 市町村の徴税吏員は、 政令で定めるところにより、 第一 項の規定

第六百七十五条第 項第二号

を次のように改める。

は提出した者 当な理由がなくこれに応ぜず、 た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく 前条第一 項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 又は偽りの記載若しくは記録をし 正

> 出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項 条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の を加え、 「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提 項を加える。 「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、 同項を同

により提出を受けた物件を留め置くことができる。 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、 第一 項の規定

第六百七十五条第 項中 「五万円」 を「一年以下の懲役又は五十万

円 に改め、 同項第二号を次のように改める。

当な理由がなくこれに応ぜず、 た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 又は偽りの記載若しくは記録をし 正

は提出した者

第六百七十七条第 項中 「三万円」 を「三十万円」に改める。 に改める。

第六百七十八条中

三万円」

を

「十万円」

第六百八十二条第 項中 「五万円」 を 一年以下の懲役又は五十万

第六百八十三条中 「三万円」 を 「十万円」 に改める。

に改める。

免れた」 め 同条第二項中 第六百九十一 「若しくは科料」 一若しくは科料」 に、 三年」 三年」 条第 を を を削り、 項中 を削り 「五年」に、 五年」 に 懲役及び罰金」 懲役及び罰金」 を 「偽り」 「五十万円」 「五十万円」を に、 を を を「百万円」に改 「これ」 これ 免かれた」 「百万円」に改 に改め、 に改め、 を

第四項中 同条第三項中「免かれた」を 条第三項の次に次の二項を加える。 「こえる」 「又は第二項」を「、 本条」 を を 「超える」 「当該各項」に改め 「免れた」 に、 第二項又は第四項」 「因り」 に、 同項を同条第六項とし、 を「より」 「五十万円」 に、 に改め、 を 「外」を「ほ 「百万円

・ 第一項に規定するもののほか、第六百八十一条の規定によつて申 第一項に規定するもののほか、第六百八十一条の規定によつて申

いての時効の期間による。 に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪につて 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人

項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三年、第六百九十六条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」

円」に改める。第六百九十七条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万

第七百条の五十七第一項中「五万円」を「三十万円」に改める。

る。 質問又は検査」を 若しくは当該物件 係る質問検査権)」に改め、 に改め、 第七百条の五十九の見出しを「(徴税吏員の狩猟税に関する調査に 同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え 同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、 「道府県の徴税吏員」に改め、 (その写しを含む。) の提示若しくは提出を求める 同条第一項中「検査する」を「検査し、 同項を同条第五項と

3 により提出を受けた物件を留め置くことができる 道府県の徴税吏員は、 政令で定めるところにより、 第一 項の規定

第七百条の六十第 項第

を次のように改める。

出した者 た書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、 当な理由がなくこれに応ぜず、 前条第一 項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 又は偽りの記載若しくは記録をし 若しくは提 正

#### 第七百条の五十八中 一三万円」を 「十万円」に改める。

」に改め、 る。 Ļ 質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、 若しくは当該物件 係る質問検査権)」に改め、 第七百条の五十九の見出しを「(徴税吏員の狩猟税に関する調査に 同条第三項を同条第四項とし、 同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、 (その写しを含む。) の提示若しくは提出を求める 同条第一項中「検査する」を「検査し、 同条第二項の次に次の一項を加え 同項を同条第五項と

3 第七百条の六十第 により提出を受けた物件を留め置くことができる 道府県の徴税吏員は、 一項中 政令で定めるところにより、 五万円」 を 「三十万円」 に改め、 第一 項の 同 規定 項 第

一号を次のように改める。

当な理由がなくこれに応ぜず、 た書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 又は偽りの記載若しくは記録をし 正

当該各項」 科料」を削り、 第七百条の六十 出した者 に改め、 同条第二項中 第 同項を同条第三項とし、 項中 「前項」 十万円」 を を 前 「百万円」 同条第一項の次に次の 項 に、 に改め、 「同項」を 「又は

2 前項に規定するもののほか 狩猟税の全部又は 又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことによ 部を免れた者は、 第七百条の五十六の規定によつて申 五十万円以下の罰金に処

項を加える。

に改め、 問又は検査」を る質問検査権)」に改め、 しくは当該物件 同条第三項を同条第四項とし、 第七百一条の五の見出しを「(徴税吏員の入湯税に関する調査に係 同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、 「市町村の徴税吏員」に改め、 (その写しを含む。) の提示若しくは提出を求める」 同条第一項中「検査する」を「検査し、 同条第二項の次に次の一項を加える 同項を同条第五項とし 「質 若

3 により提出を受けた物件を留め置くことができる。 町村の徴税吏員は、 政令で定めるところにより、 第一 項の規定

第七百 一条の六第 項第一

を次のように改める。

に改め、

同項第二号を次のように改める。

は提出した者 た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく 当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし 前条第 項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 正

する。

十万円」

に改める。

第七百条の六十七第 を「二百五十万円」 に改め、 項中 「隠ぺいし」 同条第三項中「三十万円」 を 「隠蔽し」 に を 五十万 百五

問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、 に改め、 しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」 る質問検査権)」に改め、 同条第三項を同条第四項とし、 第七百一条の五の見出しを「(徴税吏員の入湯税に関する調査に係 第七百条の六十八第一項中 同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、 同条第一項中「検査する」を「検査し、 「十万円」 同条第二項の次に次の一項を加える を「三十万円」に改める。 同項を同条第五項とし 若

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、 第一 項の規定

第七百 により提出を受けた物件を留め置くことができる。 条の六第 項中 「五万円」 を 「一年以下の懲役又は五十万

当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし は提出した者 た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 正

れ 百万円」に改め、 第七百 に改め 一条の七第 同条第二項中 「若しくは科料」を削り、 項中 「五十万円」 三年」 を 五年」 を 「百万円」 懲役及び罰金」を「こ に に、 「五十万円」を 「こえる」

項を加える。 第六項とし、 める」に改め、 査に係る質問検査権)」に改め、 第七百一条の三十五の見出しを「(徴税吏員の事業所税に関する調 「質問又は検査」を「指定都市等の徴税吏員」に改め、 若しくは当該物件 同条第四項を同条第五項とし、 同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え (その写しを含む。) の提示若しくは提出を求 同条第一項中「検査する」を 同条第三項の次に次の一 同項を同条 「検査

4 規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。 指定都市等の徴税吏員は、 政令で定めるところにより、 第一項  $\hat{O}$ 

第七百 一条の三十六第一項第二号

を次のように改める。

に次の一項を加える。 を 「超える」 に改め 同 条第三項中 「本条」 を 「同項」 に改め 同

4 科する場合における時効の期間は 前項の規定により第 項の違反行為につき法人又は人に罰 同項の罪についての時効の期間 金刑を

第七百一条の十九第 による。 項中 「免かれる」 を 「免れる」 に、 「隠蔽し

三項中「三十万円」 「隠蔽し」 に、 「五十万円」 百五十万円」 を 「二百五十万円」 に改める。 に改め、 同条第

を

万円」に改める。 第七百一条の二十第 項中 「十万円」 を「一年以下の懲役又は五十

第七百一条の三十四第三 項 第十号の四 中 第五条第十

項」

を

第

五条第十三項」に改める。

第六項とし、 項を加える。 める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え 査に係る質問検査権)」に改め、 第七百一条の三十五の見出しを「(徴税吏員の事業所税に関する調 「質問又は検査」を「指定都市等の徴税吏員」に改め、 若しくは当該物件 同条第四項を同条第五項とし、 (その写しを含む。) の提示若しくは提出を求 同条第一項中「検査する」を 同条第三項の次に次の一 同項を同条 「検査

規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。 指定都市等の徴税吏員は、 政令で定めるところにより、 第一項の

同項第二号を次のように改める。 第七百一条の三十六第一項中「二十万円」を「五十万円」 に改め、

は提出した者
た帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくと、明確的なくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし一 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

七百一条の五十六第五項」に改める。第七百一条の三十六第二項中「第七百一条の五十六第三項」を「第

第七百一条の三十九中「三万円」を「十万円」に改める。第七百一条の三十八第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

るものとして総務省令で定めるもの」を加える。第七百一条の四十一第二項中「助成金」の下に「その他これに類す

第七百一条の四十九の次に次の一条を加える。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

に改める。を加え、同条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」を加え、同条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」第七百一条の五十三の見出し中「事業所税」の下に「の賦課徴収」

を加え、同条中「三万円」を「十万円」に改める。第七百一条の五十四の見出し中「事業所税」の下に「の賦課徴収」

改め、 は科料」 「前項」 第 第七百 項」 同項を同条第五項とし、 を削り、 を「第五項」に改め、 条の五十六第一 の 下 に 「又は第三項」 懲役及び罰金」 項中 同項の次に次の一項を加える。 同項を同条第七項とし、 三年」 を加え、 を「これ」 を「五年」 「本条」 に改め、 を に改め、 「当該各項」に 同条第三項中 同条第四項中 「若しく

第七百一条の五十六第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第七百一条の四十六第一項又は第中告書の提出期限までに提出しないことにより、事業所税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

その免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額で4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同

五十万円」に改める。

五十万円」に改める。

万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「五十第七百一条の六十六第一項中「隠へいし」を「隠蔽し」に、「五十

十万円」に改める。
第七百一条の六十七第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五

第七百二条第二項中「第三百四十九条の三第九項から第十一項まで

十八項」に改める。
七項、第二十九項又は第三十一項から第三十三項まで」を「又は第二七項、第三百四十九条の三第十項から第十二項まで」に、「、第二十

改め、 項とし、 三項」 項を同条第八項とし、 を同条第十九項とし までを 第十項とし、 八項を削り、 及び第二十三項」に、 を第二十一項とし、 十五項」を に、 一按分して」 第十四項」 に改め、 第十八項」 第七百三条の四第六項中 同条第十七項を削り、 同項を同条第九項とし、 「あん分して」を「按分して」に改め、 「第十四項」を「第十三項」に、 同条第二十一項中「第十五項」を「第十四項」に改め、 項ずつ繰り上げ 同項を同条第十六項とし、 「第十四項」に改め、 に、 同条中第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項 同条第九項中「あん分して」を「按分して」に改め、 あん分して」 に改め、 「あん分して」を「按分して」に改め、 「第十四項」を 第二十四項を第二十二項とし、 同条中第二十二項を第二十項とし、 同条第十項中「あん分して」を「按分して」に 同項を同条第十七項とし、 「あん分して」を「按分して」に改め、 を 同条第十八項中「第十五項」を「第十四項 同条第十六項中 「第十六項及び第二十五項」 「按分して」 同条第十一項第一号中「第二十項」を 同項第一号中 「第十三項」 同条第十九項中 「あん分して」を「按分して に改め、 「第十四項」 に、 同項を同条第十五項と 「第十四項」を 同条第二十項中 同条第二十五項中 同項を同条第十八 「あん分して」を 「第十五項」を を を 第二十三項 同項を同条 「第十三項 「第十五項 同条第 「第十 同項

- 第二十三項」を「第二十一項」に、

「あん分して」を「按分して」

第 に改め、 条第三十項中 あん分して」 一十七項とし、 一十七項中 に改め、 ]項] 第七百三条の五の二第一 <u>--</u> 十四四 十四四 に改め、 を「第二十二 「第二十三項」を「第二十一項」 「項とし、 項」 [項] 同 同項を同条第二十八項とする。 頭を同条第二十三項とし、 を に、 「第二十四項」 を 同項を同条第二十五項とし、 「第二十四項」を「第二十二項」 同条第三十一項中 「按分して」に改め、 第二 同 一項」に、 「あん分して」を「按分して」 条第二十八項中 一十二項」 項中 を 「第二十二項」 に、 「第二十三項」 「第七百三条の四第六項から第八項ま 「第十五項」 第 に、 同項を同条第二十六項とし 同条第二十六項を削 「その世帯」 十四四 同条第二十九項中 「あん分して」を「按分し に、 を「第二十一項」 に改め、 垣 を「第十四項」に、 に改め、 「第二十三項」 を を 第一 同項を同条第 「「その世 同項を同条 り + 第二十 に、 同条第 項 を

する額。 得割 条の一 項中 する金額として計算した場合における市町村民税の所得割の額に相当 法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当 額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を所得税 特例対象被保険者等の市町村民税の所得割の課税標準である総所得金 項において同じ。 を「第七百三条の四」 退 第 市 」と」を削る。 !職所得に係る所得割を除く。 町 項において同じ。 '村民税の所得割 の額 に改め、 (退職所得に係る所得割を除く。 (第七百三条の五の二第二項に規定する の額 (」とあるのは 「及び第八項」 以下この項及び第七百六条の二 及び「、 「市町村民税の所 同条第八 第七百六

第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え、「質問又は検査」を「地方写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「地方「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「地方団体の徴税吏員」に改め、同条第一項中「徴税吏員」を「地方団体系の質問検査権)」に改め、同条第一項中「徴税吏員」を「地方団体系の質問検査権)」に改め、同条第一項中「徴税吏員」を「地方団体系の質問検査権)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

定により提出を受けた物件を留め置くことができる。4 地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規

第七百八条第一項第二号

を次のように改める。

に改め、

同項第二号を次のように改める。

は提出した者
に帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくと、大帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正二

第七百六条の二第一項中「若しくは第八項」及び「又は市町村民税

の所得割の額」を削る。

写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、 第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 団体の徴税吏員」に改め、 の徴税吏員」に、 係る質問検査権)」に改め、 第一 第七百七条の見出しを「(徴税吏員の水利地益税等に関する調査に 項」の下に「又は第四項」を加え、 「検査する」を 同項を同条第六項とし、 同条第一項中「徴税吏員」を 「検査し、若しくは当該物件 「質問又は検査」を 同条第四項を同条 同条第五項中 「地方団体 (その 地

第七百八条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」定により提出を受けた物件を留め置くことができる。 地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の担

は提出した者 に振簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

第七百十一条中「三万円」を「十万円」に改める。第七百十条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第七百十五条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円

」に改める。

第七百二十四条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を第七百十六条中「三万円」を「十万円」に改める。

る調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「第七百三十三条の四の見出しを「(徴税吏員の法定外目的税に関す

項の次に次の二項を加える。 第三項中「免かれた」 条第二項中 免れた」 「こえる」を「超える」に、 一若しくは科料」 「又は第二項」 「本条」を 「若しくは科料」 に、 「一年」を「三年」に、 「当該各項」に改め を「、 年 を削 を削り、 を を「免れた」に、 第二項又は第四項」 三年」 懲役及び罰金」 「因り」を 「懲役及び罰金」 に、 同項を同条第六項とし、 「十万円」を「百万円」に改め、 一十万円」 「より」に改め、 「十万円」を「百万円」に、 に、 を一これ」 を を 「これ」 外」 「百万円」 を「ほか」に に改め に改め、 同条第四項 同条第三 に改め 同条

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状によせ、水利地益税等の全部又は一部を免れた納税者は、一年以下の懲役、、以は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、第一項に規定するもののほか、第七百十四条の規定によつて申告

項中 第七百二十九条第 る額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。 「隠蔽し」に、 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、 「三十万円」 同項の罰金の を 「五十万円」を「二百五十万円」 額は、 「百五十万円」 項中 同項の規定にかかわらず、 「免かれる」 に改める。 を「免れる」 に改め、 五十万円を超え 情状によ 同条第三 隠蔽し」

」に改める。 第七百三十条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円

る調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「第七百三十三条の四の見出しを「(徴税吏員の法定外目的税に関す

一項を加える。 条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の加え、「質問又は検査」を「地方団体の徴税吏員」に改め、同項を同が求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出

定により提出を受けた物件を留め置くことができる。4 地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規

第七百三十三条の五第一項第二号

を次のように改める。

十万円」に改め、

は提出した者 に振簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しく 当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をし二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正

一項を加える。 条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の加え、「質問又は検査」を「地方団体の徴税吏員」に改め、同項を同が求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出

定により提出を受けた物件を留め置くことができる。 地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規

第七百三十三条の五第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五

同項第二号を次のように改める。

は提出した者

第七百三十三条の八中「三万円」を「十万円」に改める。第七百三十三条の七第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第七百三十三条の十一第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は

五十万円」

に改める。

役及び罰金」 第七百三十三条の十二中 第七百三十三条の二 「五十万円」を「百万円」に改め、 に改め、 本条」 を を 同条第四項中 「これ」 「当該各項」に改め に改め 第 「又は第三 「三万円」 項及び第一 同条第三項中 項」 を 同項を同条第六項とし 「若しくは科料」を削り、 「十万円」 を 項中 三年」 「五十万円」 第二項又は第四項」 に改める。 五年」

四十項から第四十三項まで」を「第三十九項から第四十二項まで」に第七百三十四条第三項中「第三十四項」を「第三十三項」に、「第

第七百四十八条第一項及び第二項中「第五十三条第四十三項」を「改める。

附則第三条の三第一項及び第二項中「扶養親族」を「算定対象扶養第五十三条第四十二項」に改める。

三項の次に次の二項を加える。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状によて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下によって申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことの懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

る額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。り、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超えり、同項の判金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える場合によいでは、情報によ

第七百三十三条の二十一に次の一項を加える。

いての時効の期間による。に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人

五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を第七百三十三条の二十五第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「

は五十万円」に改める。第七百三十三条の二十六第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又

百五十万円」

に改める。

第五十三条第四十二項」に改める。第七百四十八条第一項及び第二項中「第五十三条第四十三項」を「

附則第三条の三第一項及び第二項中「扶養親族」を「算定対象扶養

親族」 五項とし、 第四項中 条の三第六項」 親族」に改め、 「算定対象扶養親族」 「扶養親族」 同条第三項の次に次の一項を加える。 に改め、 同条第六項中 を「算定対象扶養親族」に改め、 同項を同条第七項とし、 「附則第三条の三第五項」 に改め、 同項を同条第六項とし、 同条第五項中 を 同項を同条第 「附則第三 同条 「扶養

- 定めるものをいう。 掲げる道府県民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に4 第一項及び第二項に規定する算定対象扶養親族とは、次の各号に
- を課すべき者 扶養親族 前年の合計所得金額が五百万円未満である道府県民税の所得割
- 及び口に定めるものを課すべき者 次のイ及び口に掲げる場合の区分に応じ、次のイを課すべき者 次のイ及び口に掲げる場合の区分に応じ、次のイー 前年の合計所得金額が五百万円以上である道府県民税の所得割
- 町 年 を記載した申告書を、 ろにより、 ・扶養親族にあつては、 対長に提出した場合 度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の 道府県民税の所得割を課すべき者が、 特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項 第八項に規定する申告書と併せて、 当該申告書に記載されたものに限る。 扶養親族 (特定成年扶養親族以外の成 総務省令で定めるとこ 当該 市

附則第三条の三に次の一項を加える。

親族」 親族」 第四項中 五項とし、 条の三第六項」 に改め、 を「算定対象扶養親族」に改め、 「扶養親族」を 同条第三項の次に次の一項を加える。 に改め、 同条第六項中 同項を同条第七項とし、 「算定対象扶養親族」 「附則第三条の三第五項」を 同項を同条第六項とし、 に改め、 同条第五項中 同項を同条第 「附則 「扶養 同条

定めるものをいう。掲げる道府県民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に掲げる道府県民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に第一項及び第二項に規定する算定対象扶養親族とは、次の各号に

4

- を課すべき者 扶養親族 前年の合計所得金額が五百万円未満である道府県民税の所得割
- 及び口に定めるものを課すべき者 次のイ及び口に掲げる場合の区分に応じ、次の二 前年の合計所得金額が五百万円以上である道府県民税の所得

町 年 ろにより、 年 を記載した申告書を、 -扶養親族にあつては、 対長に提出した場合 - 度の初日の属する年の一月一 道府県民税の所得割を課すべき者が、 特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項 第八項に規定する申告書と併せて、 当該申告書に記載されたものに限る。 扶養親族 日現在における住所所在地の (特定成年扶養親族以外の 総務省令で定めるとこ 当該 市

附則第三条の三に次の一項を加える。

定めるものをいう。掲げる市町村民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に8第五項及び第六項に規定する算定対象扶養親族とは、次の各号に

8

を課すべき者 扶養親族 前年の合計所得金額が五百万円未満である市町村民税の所得割

及び口に定めるものを課すべき者 次のイ及び口に掲げる場合の区分に応じ、次のイー 前年の合計所得金額が五百万円以上である市町村民税の所得割

に記載されたものに限る。) お野村民税の所得割を課すべき者が、総務省令で定めるとこれ 市町村民税の所得割を課すべき者が、総務省令で定めるとこれ 市町村民税の所得割を課すべき者が、総務省令で定めるとこ

親族を除く。)

・
ス以外の場合 扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養

0) 第四項」に改め、 の三の二第一項第二 項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に、 五」を加え、 則第四条第七項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」 「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を 第三十七条、 第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」 同条第十三項第一号中 第四十五条の三の三第一項第二号並びに前 第四十五条の二第一項第七号、 「第八号」の下に「、 「第三十四条第 「並びに第三十 第四十五条 第九号 を加 条

> 定めるものをいう。 掲げる市町村民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に掲近る市町村民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に

を課すべき者 扶養親族 前年の合計所得金額が五百万円未満である市町村民税の所得

及びロに定めるものを課すべき者が次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、次のイを課すべき者が次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、次のイが手の合計所得金額が五百万円以上である市町村民税の所得割

親族を除く。)

・
ス以外の場合 扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養

0 第四項」に改め、 え、 の三の二第一項第二号、 七条」を「、第三十七条、 項第十号の二及び第十一号イ、 五」を加え、 附 則第四条第七項第一号中 「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第 「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」 同条第十三項第一号中 第四十五条の三の三第一項第二号並びに前条 第四十五条の二第一項第七号、第四十五条 「第八号」 第三項並びに」に、 の下に「、 「第八号」の下に「、第九号 第九号の五」 「並びに第三十

にに、 第三項及び第四項」に改める 十六項第一号中 三百十七条の三の三第一 百十七条の二第 「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、 「並びに第三百十四条の六」を「、第三百十四条の六、 「第十七条の五第一項及び第二項」を「第十七条の五 一項第七号、 項第二号並びに前条第八項」 第三百十七条の三の二第一項第二号、 に改め、 第三項 同条第 第三 が並び 第

下に 条第一 を加え、 三第八項」に改める。 四条の六、第三百十七条の二第一項第七号、 附則第三条の三第四項」に改め、 五条の三の二第 三十七条」を「、 項第二号、 第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号 附則第四条の二第七項第一号中 第三項並びに」 項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に、 第九号の五」 「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四 第三百十七条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の 第三十七条、 項第二号、 に、 を加え、 「並びに第三百十四条の六」 第四十五条の三の三第一項第二号並びに 第四十五条の二第一項第七号、 「第三百十四条の二第一項第十号の二 同条第十三項第一号中「第八号」の 「第八号」 第三百十七条の三の二第 の下に「、 ーを「、 第九号の 「並びに第 第三百十 第四十 É.

則第五条の四第一 「第十条の六」 項第1 号 ハ及び第六項第二号ハ中 「第十条の七

る

に 十六項第一号中「第十七条の五第一項及び第二項」を「第十七条の五 三百十七条の三の三第一 百十七条の二第一項第七号、 第三項及び第四項」に改める。 に、 第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、 「並びに第三百十四条の六」を「、 項第二号並びに前条第八項」 第三百十七条の三の二第一項第二号、 第三百十四条の六、 に改め、 同条第

を

を加え、 四条の六、第三百十七条の二第一項第七号、 下に、、 イ、 附則第三条の三第四項」に改め、 五条の三の二第一項第二号、 三十七条」を「、第三十七条、 条第一項第十号の二及び第十一号イ、 |第八項」に改める。 項第二号、 第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号 附則第四条の二第七項第一号中 第三項並びに」に、 第九号の五」 「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を 第三百十七条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の を加え、 「並びに第三百十四条の六」を「、 第四十五条の三の三第一項第二号並びに 第四十五条の二第一項第七号、 「第三百十四条の二第一項第十号の二 同条第十三項第一号中「第八号」の 「第八号」 第三項並びに」に、 の 下 に 第三百十七条の三の二第 乛 第九号の五 「第三十四 「並びに第 第三百十 第四十

を「第十条の六」に改め、 附則第五条の四第一 に改める。 項第二号 同条第十三項中 ハ及び第六項第二 「二十万円」 号 ハ中 を 「第十条の七 「五十万

附則第五条の五 中 一五千円」 を 「二千円」 に改め、 同条の次に次の

条を加える。

項の」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改める。号」を「第六項第三号」に改め、同条第六項中「第五項の」を「第六附則第六条第三項中「第五項の」を「第六項の」に、「第五項第三

# (寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第五条の六 同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられた び第二項並びに前条第一項中 定の適用については ものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分 る寄附金 合における第三十七条の二第一項及び第二項並びに前条第 )」とする。 (租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた 租税特別措置法第四条の五第 第三十七条の 「掲げる寄附金」とあるのは、 第 項各号列記以外の部分及 項の規定の適用がある場 一項の規 「掲げ

附金 二項並びに前条第二項中 用については、 る第三百十四条の七第 として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除 に規定する利子等の 租税特別措置法第四条の五第 )」とする。 (租税特別措置法第四条の五第一 第三百十四条の七第一 金額のうち当該寄附金の支出に充てられたもの 項及び第一 「掲げる寄附金」とあるのは、 項の規定の適用がある場合におけ 項 項の規定の適用を受けた同項 項各号列記以外の部分及び第 並びに前条第二 一項の規定の 「掲げる寄 適

第 条第一 かわらず」に改め、 |項中「二千頭」 「すべて」 附則第六条第一項中 項」 項の規定にかかわらず」を に改め を「全て」 を 同条第三項中「第五項の」を「第六項の」に、 同項第二号中 「千五百頭」に、 に、 「平成二十四年度」 「二千頭」 「前条第一項」を「附則第五条の五 「附則第五条の五第一 を 「すべて」を「全て」に、 「千五百頭」 を 平成二 一十七年度」に、 に改め、 項の規定にか 同条第

第七条 削除 附則第七条を次のように改める。

年度」 改める。 五項の」 前条第二項」 附則第五条の五第二項の規定にかかわらず」 五項第三号」を「第六項第三号」に改め、 を 附則第七条を次のように改める。 すべ 「千五百頭」 | 平成| 「第六項の」に、 を 「全て」 「附則第五条の五第二項」 に改め、 一十七年度」 同条第五項中「二千頭」 に、 「第五項第二号」を「第六項第二号」に 前条第 「すべて」 一項の規定にかかわらず」 に改め、 同条第四項中 に改め、 を「全て」 を「千五百頭」に 同条第六項中 同項第二号中 「平成二十四 「二千頭

第七条 削除

四項中 た金額 を同条第七項とし、 相当する金額の合計額」を 条の九の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に 附則第八条第三項 「次項」 (同法第六十八条の九第六項又は第七項) 「加算された金額 を の合計額」 「次項及び第六項」 同条第四項の次に次の二項を加える。 中 を 以下この 「並びに租税特別措置法第六十八条の九、 「並びに租税特別措置法」 (同条第六項又は第七項」 に、 項 を 「及び租税特別措置法第六十八 以下この項及び第六項」 に改め、 を に改め、 「「加算され 同条第五項 同条第

とされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前 年所得税法等改正法附則第七十五条 る改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項若しくは平成二十三 することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定によ 法等改正法」という。) 附則第七十二条 の規定によりなお効力を有 二十三年法律第 第六十八条の十五第五項」 した税制の構築を図るための所得税法等の 租税特別措置法第六十八条の十二第七項」を加え、 附則第八条の二第一項中「第七項又は」を「第七項、 以下この項において「平成二十三年所得税 の下に「又は経済社会の構造の変化に対応 の規定によりその例によること 一部を改正する法律 同条第二項中 に改め、 ( 平 成

> 6 規定中 び第一 中小連結親法人等の平成二十三年四月一日から平成二十六年三月 同 [条第 及び第四十二条の十二」とあるのは、 百 九十二条第 第四十二条の十 項 第六項及び第七項を除く。 項第四号 (同条第 の規定の適用については 項 第六項及び第七項を除 「及び第四十二条の十 とする。 これらの

 $\equiv$ 号の三及び第一 係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第 三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及 個別帰属法人税額につい 市町村民税に限り、 とあるのは、 これらの規定中 項の 規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に 一百九十二 「及び第六十八条の十五」とする。 当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整 一条第 第六十八条の十五及び第六十八条の十五 て租税特別措置法第六十八条の十五の一 項第四号の三の規定の適用について 項第四

第六十八条の十五第五項」の下に「又は所得税法等の一部を改正する附則第八条の二第一項中「第七項又は」を「第七項、」に改め、「

の租税特別措置法第六十八条の十二第七項」を加え、同条第二項中「法等改正法」という。) 附則第百二十一条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第二十条の規定によりなお効力を有とされる平成二十三年所得税法等改正法第二十条の規定によりなお効力を有とされる平成二十三年所得税法等改正法第二十条の規定によりなお効力を有とされる平成二十三年所得税法等改正法第二十条の規定による改正的の租税特別措置法第六十八条の十二第七項」を加え、同条第二項中「平成二十三年所得税法等改正法第二十条の規定によりを有法等の規定により、同条第二項中「平成二十三年法律第一号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法)

る。 第三十五 とされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正 三年所得税法等改正法附則第五十九条の規定によりその例によること 得税法等改正法」という。 平成二十三年法律第 対応した税制の構築を図るための所得税法等の め 規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項又は」 その例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の 若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十九条の規定により 第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項 によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法 を改正する法律 会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の 第四十二条の十一第五項又は」を「第四十二条の十一第五項、 よる改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十 有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定に 「平成二十三年所得税法等改正法」という。 に、 租税特別措置法第四十二条の七第七項、 第四十二条の十一 項から第三十九項まで」 第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十四項」に改め (平成二十三年法律第 第五項、 号。 附則第五十六条の規定によりなお効力を 以下この項において「平成二十三年 を の下に 「第三十四項から第三十八項まで 「経済社会の構造の変化に を加え、 号。 附則第五十六条の規定 部を改正する法律 以下この項におい 同条第三項中 経済社 に改 所

め

第四十二条の十一第五項又は を 「第四十二条の 十一第五 項 所得税

法等の 部を改正する法律

する法律 規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項又は」に改 その例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第二十条の 若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第九十七条の規定により 第二十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項 によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法 「平成二十三年所得税法等改正法」という。 第四十二条の十 (平成二十三年法律第 第五項、 0) 下に 所得税法等の 号。 附則第九十四条の規定 以下この項にお 部を改正

る。 平成二十三年法律第 第三十五項から第三十九項まで」を の租税特別措置法第四十二条の七第七項、 とされる平成二十三年所得税法等改正法第二十条の規定による改正 三年所得税法等改正法附則第九十七条の規定によりその例によること 有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第二十条の規定に 得税法等改正法」という。 よる改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十 に、 「第五十三条第三十五項」を 号。 附則第九十四条の規定によりなお効力を 以下この項において「平成二十三年所 「第五十三条第三十四項」に改め 「第三十四項から第三十八項まで 」を加え、 同条第三項中

### 附則第八条の三の次に次の 条を加える。

(特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例)

に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改附則第九条の十第一項及び第九条の十一中「国税通則法」を「国税

める。

の適用を受ける同条第一項に規定する利子等については、同条第五第八条の三の二 当分の間、租税特別措置法第四条の五第五項の規定

みなして、利子割に関する規定を適用する。

項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものと

項中 を同条第十三項とし 年三月三十一日」 附則第九条第八項中 第十二項を第十一項とし 「附則第九条第十四項」 に改め、 同条第十五項を同条第十四項とする。 「平成二十三年三月三十一日」 同条中第十項を削り、 を 第十三項を第十二項とし、 「附則第九条第十三項」 第十一項を第十項と を に改め 「平成二十六 同条第十四

める。
に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改予判別第九条の十第一項及び第九条の十一中「国税通則法」を「国税

削り 平成二十五年三月三十一日」に改め、 附則第十条第 同条第六項を同条第五項とし 日 | 平成 項及び第三 十六年三月三十 項中 平成 同条第七項を同条第六項とする 同条第四項中 一十三年三月三十 日 に改め、 「平成二十三年三 同条第五項を 日 を

五年三月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第一附則第十一条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十

項中 に改め、 法律第 を同条第七項とし 条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行わ 年三月三十一日までの間に」に、 ら第十八項までを削り、 れた場合にあつては、 での間に」 までに」 一十五年三月三十一日」に改め、 一項とし、 |年三月三十一日までに」を「平成二十三年四月一日から平成二十五 の 下 に 日 日まで」 一項とし、 同項を同条第四項とし、 - 第三項から第五項まで又は第七項」に改め、 同条第二十 「第四項、 を 日まで」 同条第十項を同条第六項とし、 同 「平成二十五年三月三十一日」 に、 同条第二十三項中 五分の一」 に、 都市再生特別措置法の ・条第五項から第七項までを削り、 同条第四項中 「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日ま 第八項、 を 一項を同条第十 「三分の二」を「五分の三」 「三分の二」を「五分の三」 の施行の 「平成二十三年四月一日から平成一 同条第十二項を同条第八項とし、 の下に「(当該取得が都市再生特別措置法第一 当該不動 第九項、 同条第十九項を同条第九項とし、 「平成十三年四 日から」 同条第九項中 「平成二十三年三月三十一日」を 産の価格の二分の一)」 項とし、 第十一 同項を同条第十三項とし 「三分の二」を「五分の三」に改め を加え、 部を改正する法律 に、 項 同条第十一項中 月 「平成二十三年三月三十一日 同条第二十二 に改め、 に改め、 日 第十五項又は第十六項」 同条第八項中 「まで」を「までの間」 平成二十三年三月三十 から平成二十三年三月 同項を同条第十項と 一十五年三月三十 同項を同条第五 同項を同条第三 同条第十三項か (平成二 一項を同条第十 を加え、 「当該取得が 同条第二十 平成二十 同条に次 十三年 「平成 同項

### の 一項を加える。

14 標準の算定については、 合理化のための の規定に基づく資金の貸付けを受けて、 の管理の高度化に関する臨時措置法 定する漁業近代化資金で政令で定めるものの貸付け又は株式会社日 付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除するものとす に行われたときに限り、 た場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税 十条第一 しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは食品の製造過程 本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号) |項に規定する農業近代化資金で政令で定めるもの若しくは漁業近 化資金融通法 農業近代化資金融通法 項若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号 共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得し (昭和四十四年法律第五十二号) 当該取得が平成二十五年三月三十一日まで 価格に当該施設の取得価額に対する当該貸 (昭和三十六年法律第二百二号) (平成十年法律第五十九号) 農林漁業経営の近代化又は 別表第一第八号若 第二条第三項に規 第二条第

第

項

額を価格から控除するものとする。 - こ条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取三条の三の二の二十二を記述されている。

16 三条の 律第二 分で政令で定めるものにつき千二百万円」とする。 定めるものの新築」 とあるの たときに限り、 立的に区画された一の部分で政令で定めるものにつき千二百万円) 宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅 定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅 住居として貸家の用に供される家屋をいう。) で政令で定めるもの ビス付き高齢者向け住宅である貸家住宅 共同住宅等」 とあるのは 新築を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第七十 とあるのは 部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。 高齢者の居住の安定確保に関する法律 第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサー 一十六号) は 应 第一 「高齢者の居住の安定確保に関する法律 「含む」 「当該取得が平成」 居住の用に供するために独立的に区画された一の部 という。 第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一 項の規定の と と 「含むものとし、 にあっては、 適用については、 一戸につき千二百万円 一十五年三月三十一日までに行われ 居住の用に供するために独 (平成十三年法律第二十六 (その全部又は一部が専ら 政令で定めるものに限る 同項中 (その全部又は (共同住宅 (平成十三年法 「住宅の建築」 で政令で 項に規 (以下

附則第十一条の二第二項中「、第三項若しくは第五項」を「若しく

は第三項」

に改める。

第五号の上欄に掲げる計画を除く。 更の認定を含む。 ぞれ同表の中欄に掲げる」を 年三月三十一日まで」 改正する法律 る産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の 第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画」に 産業活動の革新に関する特別措置法 同条第五項中 平成二十三年三月三十一日まで」を から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者」を 十三年三月三十一日まで」 ものとして総務省令で定めるもの」 一十五年三月三十一日まで」に改め、 項の規定による」に改め、 .表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画 附則第十一条の四第一 第 「に係る同表の中欄に掲げる認定」 項の 一従つて事業の譲渡若しくは」 項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」 規定による認定 「次の表の上欄に掲げる計画」 (平成二十一年法律第二十九号) 以下この項において同じ。 に改め、 項中 (同法第三十九条の三第一 を 同項の表を削り 「当該計画に係る同法第三十九条の二第 平成一 「助成: を を加え、 以下この項において同じ」を削り 金 「平成二十三年四月一日から平成 (平成十一年法律第百三十 を「に係る同法第三十九条の一 従つて事業の譲渡又は」 一十三年四 同条第三項及び第四項を削り、 に従つて同表の下欄に掲げる者 の 下 に を「産業活力の再生及び 月一 の施行の日から平成一 平成元年四月 同項を同条第三項とし 「その他これに類する に、 項の 日から平成二十四 「同法第三十九条 (同表第二号及び 「我が国におけ 規定による変 に、 日から 一号) 部を

三項」 5 用サー 項の 向け住宅である貸家住宅 の安定確保に関する法律 貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される た同法第五条第 のについて」と、 おいて「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。 住宅等にあつては、 及び次項にお たときに限り」と、 二十五年三月三十一日までにした場合における第七十三条の二十四 家屋をいう。 につ |部分で政令で定めるものについて)| 」とあるのは「高齢者の居住 用に供するために独立的に区画された一 用 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受け に改め、 登録を受けた同法第五条第 項 に供される家屋をいう。 いては、 の規定の適用については、 ビス付き高齢者向け住宅」 いて 同項を同条第四項とし、 で政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成 当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われ 同項各号中「特例適用住宅」とあるのは 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である 「特例適用住宅」 居住の用に供するために独立的に区画された一 住宅 (その全部又は一 (平成十三年法律第二十六号) (政令で定める住宅に限る。 で政令で定めるもの とする。 同項中 項に規定するサー という。 同条に次の 「については」とあるのは 部が専ら住居として貸家 の部分で政令で定めるも 戸について 項を加える。 ビス付き高齢者 (以下この項に 第七条第 以下この項 )の居住 「特例適

同条第六項中

所則

第十

一条の四第五

項」

を

「附則第十一

条の四

七十三条の十四第六項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「附則第十一条の五第三項中「、第七十三条の十四第八項」を「、第

附則第十二条の二中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

第六項、 象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合」 は第十三項又は前条第三項」を「又は附則第十一条第一項」に改める 会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対 条第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入 同条第十二項」 三条の十四第八項、 しくは第十三項」 第八項若しくは第九項」 を を 「同条第九項」 第十項若しくは第十二項」 「場合又は附則第十一条第一 に、 に、 「場合、 附則第十一条第一 を「第七十三条の十四 附則第十 項」 を削り、 に改め、 条第 項若しく 「第七十 項若

改める。 は第十三項 附則第十一条の六中 を 項」 附則第十一条第 「又は附則第十一条第一項」に、 を 「第七十三条の十四第六項) 附則第十一条の四第三項」 項若しくは第十三項又は附則第十一条の四第三 「第七十三条の十四第八項、 を「附則第十一条第一 第八項若しくは第九項」 「附則第十一条第一項若しく 第十項若しくは第

附則第十二条第五項を削る。

基づく政府の補助を受けて」を削り、「困難になつているもの」の下附則第十二条の二の二第一項中「、国の行政機関の作成した計画に附則第十二条の二中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

五年三月三十一日」に改める。

本年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十年めるもの」を削る。

は「として道府県の条例で定めるもの」を加え、「として総務省令で

平成二 七項」 する。 同条第十項とし、 中第十項を第七項とし、 第四十六項」 条第五項とし、 三年四月一日から平成二十五年三月三十一 税標準となるべき価格の八分の七 として政令で定めるもの を受けた者に限るものとし、 港湾運送事業者 月三十一 れに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて平成二十 七項又は第八項」 定上屋にあつては当該特定上屋に係る固定資産税又は都市計画税の課 を含む。 上屋を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるもの 同条第五項から第七項までを削り、 附則第十 日まで」に改め、 同条第十三項中 年 を 以下この項において「特定上屋」という。 日まで」 「第十八項」 月二日から平成二十三年三月三十一 が新設し、 五条第 を 同条第九項中 「第三十五項」 (同法第三条第 を「第三百四十九条の三第八項又は第九項」に改め を 同項の次に次の一項を加える。 項中 「平成二十三年四月一 「第二十九項」 に改め、 又は増設した流通機能の高度化に寄与する上屋 第十一項を第八項とし、 「及び港湾運送事業法第九条第一項に規定する (増設した上屋にあつては、 平 当該許可を受けた者に利用させるための 成二十 「第三十八項」を「第二十八項」に、 に改め、 同条第四項中 号に掲げる一 0 額」 を ·一年四日 同条第八項中「の支給を受けて 「第二十一項」 を削り、 同項を同条第六項とし、 日まで」 日から平成一 月 「第三百四十九条の三第 般港湾運送事業の許可 日まで」 日 第十二項を第九項と ) 」 及び 同条第一 から平成二十三年三 に改め、 当該増設部分と に改め、 一十五年三月三 項 とし 「その他 同項を同 中 同項を 同条

11 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が、高度テレ

をいう。 三年四 四 二十四四 ジョン放送 標準は、 ビジョ 三号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準 備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 て新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の から平成一 となるべき価格の四分の三(当該設備のうち平成二十四年四月一日 設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一) で定める地域を対象とするもので、 定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、 定資産税に限り、 に掲げる設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税 一項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により平成二十 四分の三 第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第 当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の とする。 [年三月三十一 月 ン放送施設整備促進 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、 一日から平成二十六年三月三十 一十六年三月三 を受信することが困難と認められる地域として総務省令 (放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送 (当該設備のうちデジタル信号により送信されるテレビ 第 日までの間に新設されたものにあ 号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固 十 臨時措置法 日までの間に新設されたものにあつて 平成二十三年四月一日から平成 (平成十一年法律第六十三号 一日までの間に新設した次 第二号に掲げる設 当該設備に対し つては、 当該

一号に規定する無線設備(次号において「無線設備」という。) 一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二条第二項第

のうち小規模なものとして総務省令で定めるも 0 (次号において

小規模無線設備以外の無線設備

小規模無線設備」

という。

三 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二条第二項第

二号に規定する放送番組を制作するための設備

年四月 項とし、 同条第十八項とし 十五年三月三十一日まで」に改め、 三月三十一日まで」を 一十項中 一十八項」 一項とし、 附則第十五条中第十四項から第十六項までを削り、 「三分の一」に改め、 一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三 に改 第二十一項」 一十三年三月三十一日まで」を 日まで」 「充てんする」を「充填する」 日から平成二十五年三月三十一 Ó 同条第二十四項中 同条第二十二項を削り、 「平成二 を「第十五項又は第二十七項」に改め、 第十八項を削り、 同項を同条第十四項とし、 一十三年三月三十 に、 同条第二十六項を削り、 第四十 「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月 「四分の一」を「三分の一」に改め、 同項を同条第十七項とし、 平成二 同条第十九項中「充電し若しくは」を削 項 同条第一 「平成二十三年四月一日から平成二 に、 <del>十</del> を 旦 同項を同条第十三項とし、 「第三十項」 日まで」 を 年四月一 同条第二十一項を同条第十五 「平成十五年四月一日から平 一十三項中「第十四項又は第 平 同条第二 成二十五年三月三十 に、 日から平成二十三年 同条第二十五項を 同項を同条第十六 一十七項中 第十七項を第十 「第二十九項」 二分の 同項を同 同条第

条第十九項とし

同条第二十八項を同条第二十項とし

同条第二十九

第 頭 準となるべき価格の二分の れた同 三十一 供する場合においては、 日まで」 法等改正法」という。 十条の四第六項に規定する認定運営者が」 条第三十 うち同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域で施行さ 法第二十九条第 改正する法律 他の者に譲渡し、 鉄道事業者等が当該車両を、 という。 を同条第二十一項とし 第一 の管理運営に関する法律の 同条第三十二項を削り、 中 当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標 日まで」 E 法第 : 項中 号 軌 -四項を同条第二十五項とし、 |年三月三十一 道 経営者」 を 「平成十五年四月一日」 を加え、 一十五条に規定する認定事業により 以下この項及び第三十七項において (平成二十三年法律第 「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十 二分の 一分の 項第二号」 当該者から当該車両を賃借して、 0 日 下に 附則第 当該車両の価格の五分の三) 平成十七年四月一 同条第三十項を同条第二十二項とし、 一」を「五分の三 を 同条第三十三項を同条第二十四項とし、 を を 取得して、 |平成| 三分の二 (以下この 部を改正する法律 一条第二号に掲げる規定の施行の際現 に改め、 「都市再生特別措置法第二十九条第 を 一十五年三月三十一 同条第三十五項中 「都市再生特別措置法の 又は取得した後に当該車両を 項におい (総務省令で定める小規模な を「港湾法及び特定外貿埠 日から平成二十三年三月三 同項を同条第二十三項とし 号) (当該家屋及び償却資産の 取得したものにあつて 0 施行の日」 7 「平成二十三年港湾 (平成) これを事業の用に 「鉄道事業者等」 に改め、 月 一十三年法律 港湾法第五 に、 に、 同条第 部を 同 平 同 項

改め、 機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式 本金の 第三十一項とし、 行うための情報通信ネットワー ネットワーク 同条第二号」を「、 項を同条第三十二項とし、 二年度分」 三月三十 定の施行の 港湾法等の一部を改正する法律 規定の施行の際現に」に 五十条の四第六項に規定する認定運営者であるものが、 十七号) 十八項中 に平成二十三年港湾法等改正法第二条の規定による改正前の港湾法第 「において」 に改め É 一十項を第二十九項とし、 「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に 項に規定する電磁的方式をいう。 額又は出資金の額が を「平成二十三年港湾法等改正法附則第一条第二号に掲げる規 同項を同条第二十七項とし、 第五条第三項」 一月」 第四十六項」 」 日 を 同項を同条第二十八項とし、 を (すべての地方公共団体においてその使用する電子計算 平成二 に、 に改め、 「であるものにおいて」 同条第四十三項中 電気通信基盤充実臨時措置法 「平成二十三年三月三十一 |十三年度分及び平成二 に、 を 同項を同条第二十六項とし、 同条第四十四項中 第四十一項を第三十項とし、 「第三十五項」 「指定特定重要港湾」 億円以下の法人であるもの」 クをいう。 電気通信設備を地方公共団体総合行政 (平成十七年法律第四十五号) 同条第三十七項を削り、 「平成二十一年度分及び平成二 同条中第三十九項を削り、 に による流通及び情報処理を 以下この項において同じ。 に、 |十四年度分| 「営む者」 日 港湾の活性化のための を「指定港湾」 第九項」 (平成三年法律第) を「平成二十六年 同条第三十六項 (第七百四十八 の 下 に 第四十二項を 同号に掲げる を加え、 を に改め、 同条第三 「第六項 の施行 「で資 に、

項第一 五項中 日 五. めるもののうち、 全性及び信頼性を確保するために特に必要となる設備で総務省令で定 十三年法律第 に規定する高度通信施設整備事業により」 - 項とし、 に改め、 新設した同条第 に接続する場合に を を「平成! を「電気通信基盤充実臨時措置法の一 号に掲げる設備を含む。 「四分の三」 平 成 同条に次の二項を加える。 同項を同条第三十四項とし 十三 一十五年三月三十一日」 年三月三十一 に改め、 項第四号に掲げる設備 号) を「認定計画に従つて実施する同法第二条第二項 おいて、 の施行の日」 同項を同条第三十三項とし、 地 )で政令で定めるもの」に、 方公共団体総合行 日 に、 を に、 同条第四十六項を同条第三十 「平成二十四年三月三十一日 部を改正する法律 に (これと同時に設置する同 「平成二十三年三月三十 新たに取得したもの」を 平成二十一 政ネットワークの安 同条第四十 年四月 (平成) 「三分の

36 までの されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、 動 第五十一 のが付されたもの 定により同条第一項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるも 両法第三条に規定する小型特殊自動車を除く。 車排出ガスの規制等に関する法律第十二条第一 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 一十三年四月一日から平成二十五年九月三十日までの間) であつて、 間 号) (基準適合表示車のうち政令で定めるものにあつては、 第一 平成二十三年四月 一条第 (以下こ 項に規定する特定特殊自動車 の項において 一日から平成二十四年九月三十日 「基準適合表示車」という 項又は第二項の規 のうち特定特殊自 (平成十七年法律 第三百四十九 (道路運送車 に取得

37 項に規定する特例港湾運営会社を含む。 を含む。 るもの 定する国際戦略港湾又は同項に規定する国際拠点港湾で政令で定め 則第二十六項 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社 (以下この項において「特定国際拠点港湾」という。 が同法第二条第二項に規 (同法

定資産 条の二

0)

規定にか

かわらず、

当該基準適合表示車に対して新たに固

限り、

当該基準適合表示車に係る固定資産税の課税標準となるべき [税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に

格

0

五分の三の

額とする。

五項のは 税又は 資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとな 湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの 改正法附則 しくは の二又は第七百二条第一 三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港 る政府の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成二十三年港湾法等 つた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、 て、 項 都市計画税の課税標準は、 規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産 .特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項に規定す 、若しくは同法第五十五条の八第一 政 府の補助で総務省令で定めるもの又は同法第五十五条の七 の規定により港湾運営会社とみなされる同法附則第二十 第一 条第二 (同法附則第三十一項の規定により適用される場合 号に掲げる規定の施行の日 項の規定にかかわらず、 第三百四十九 項に規定する国の貸付け若 条、 当該家屋及び償却 から平成二十五年 第三百四十九条 (第三十 同法第

一条第二項に規定する国際戦略港湾において取得されたものにあつ

税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とするて取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産標準となるべき価格の二分の一の額とし、特定国際拠点港湾においては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税

一項若しくは第十五項」 項、 に改め 附則第十五条の二第 前条第二十九項」 同条第一 一項中 を に、 項中 「第十二項から第十四項まで若しくは第二十 「第十三項から第十五項まで若しくは第二 「第十二項若しくは第十四項」 前条第一 一十九項」 を「前条第二十 を「第十 項

十七項、

前条第二十一項」

に改める。

法第一 行の日」 年法律第二十六号) られた場合においては、 る法律等の一 家屋のうち」を、 三月三十一日まで」 附則第十五条の八第三 「高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受け 日 同条第四項中 一条第一 日まで」 に に、 号に規定する第 部を改正する法律 「平成二十三年三月三十一日」 に改め、 「同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅」 「高齢者の居住の安定確保に関する法律 「三分の一に相当する額」 の施行の日」を を 「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月 項中 当該合算額の四分の一に相当する額)」を加 「三分の二に相当する額及び」 平成十 種市街地再開発事業の施行に伴 (平成) 「高齢者の居住の安定確保に関す 年四 十三年法律第 を「平成二十五年三月三 の下に「 月 日から (当該家屋が同 の 下 に 平 成 (平成十三 号) 十三年 い与え 「当該

た同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅」に改め

の次に次のように加える。附則第十七条の二第五項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項

一項の修正基準		
び附則第十七条の二第		
の固定資産評価基準及	基準	
第三百八十八条第一項	同項の固定資産評価	
一項の修正基準		
び附則第十七条の二第	準	第五項
の固定資産評価基準及	項の固定資産評価基	の四第四項及び
第三百八十八条第一項	第三百八十八条第一	第三百九十六条

の次に次のように加える。附則第十七条の二第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項

の一に相当する額」 おいては、 号に規定する第 三十一月」 の 下 に 同条第五項中 と、 当該合算額の四分の一に相当する額)」とあるのは「三分 に、 「平成二十三年三月三十一 「三分の一に相当する額 「あるのは、 種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合に を加える。 」を 「あるのは」 (当該家屋が同法第二条第 日 に改め、 を 「平成二十五年三月 「掲げる者」

を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。同項を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「前各項」成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、附則第十六条の二第三項から第五項までを削り、同条第六項中「平

に改め、 八項」 九項、 項及び第二十七項」を 加える。 に第三百四十九条の三の二第 第二十九項、 同表第三百四十九条の三第二十項、 三百四十九条の三第九項」 附則第十七条の一 に改め、 第三十二項及び第三十三項の項中 同表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように 第三十二項及び第三十三項」 同表第三百四十九条の三第十一項及び第二十七項並び 一第五項の表第三百四十九条の三第九項 「第三百四十九の三第十二項及び第二十三項」 を 「第三百四十九条の三第十項」 項の項中 第一 一十三項、 「第二十三項、 第三百四十九条の三第十 を 第二十四項及び第二十 第二十四項、 第二十四項、 0 に改め、 項中 第二十 第

第五項	の四第四項及び	第三百九十六条
準	項の固定資産評価基	第三百八十八条第一
び附則第十七条の二第	の固定資産評価基準及	第三百八十八条第一項

一項の修正基準		
び附則第十七条の二第		
の固定資産評価基準及	基準	
第三百八十八条第一項	同項の固定資産評価	
一項の修正基準		
び附則第十七条の二第	準	第五項
の固定資産評価基準及	項の固定資産評価基	の四第四項及び
第三百八十八条第一項	第三百八十八条第一	第三百九十六条

「国項の固定資産評価 第三百八十八条第一   の固定資産評価基準   の固定資産評価基準   の固定資産評価基準   の固定資産評価基準   の固定資産評価基準   の固定資産評価基準   の関立を対象を表する。
--

加える。 四項、 三十二 第三十二項及び第三十三項」を に改め、 及び第二十七項」 九条の三の二第一項及び第二項の項中 二項及び第三十三項の項中 の三第九項」 第十五条の 十九条の三第二十項、 五条第九項、 十三項及び第四十六項」を「附則第十五条第六項、 同表第三百四十九条の三第十一 同条第六項の表第三百四十九条の三第九項の項中 附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第九項、 項、 第 同表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように 一十八項、 第三十八項、 を「第三百四十九条の三第十項」 一第二項並びに附則第十五条の三第一項の項中 第二十三項、 を 第二十九項 第三 第二十三項、 第四十項、 |百四十九条の三第十二項及び第二十三項| 第三十三項、 「第二十三 第一 項及び第二十七項並びに第三百四十 第三十1 第二十四項、 第四十三項及び第四十六項、 一十四項及び第二十八項」 項、 「第三百四十九条の三第十一項 第三十八項、 「項及び第三十五項」 第 一十四項、 に改め、 第二十九項、 第十六項、 「第三百四十九条 第四十項 第二十三項、 第二十九項、 同表第三百四 「附則第十 に改め 第三十 に改め 第四 附則 第

の四第四項及び 項の固定資産評価基 の固定資産評価基準及第三百九十六条 第三百八十八条第一 第三百八十八条第一項

)。。 附則第三十条の二中「二千百九十円」を「二千四百九十五円」に改

第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の附則第三十三条の二第三項第一号中「第八号」の下に「、第九号の附則第三十三条の二第三項第一号中「第八号」の下に「、第九号のめる。

三の二第一項第二号、

第四十五条の三の三第一項第二号、

附則第三条

					第五項
		基準	同項の固定資産評価		準
一項の修正基準	び附則第十七条の二第	の固定資産評価基準及	第三百八十八条第一項	一項の修正基準	び附則第十七条の二第

る。 四項、 第十五条の二第二項並びに附則第十五条の三第一項の項中 十三項及び第四十六項」 五条第九項、 三十三項、 附則第十七条の二第六項の 第三十八項 第二十三項、 第二十九項 を 第四十項 第三十三項、 「附則第十五条第六項、 表附則第十五条第九項、 第三十二項及び第三十五項」 第四十三項及び第四十六項 第三十八項、 第十六項 第四十項、 第二十三項 「附則第十 に改め

める。 附則第三十条の二中「二千百九十円」を「二千四百九十五円」に改

に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。十五年三月三十一日」に、「平成二十三年分」を「平成二十五年分」附則第三十三条第四項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二

号」 びに」に改め、 号の五」 六項第三号」に改め、 五項第一 項第七号、 を を |第四項| 「第三百十四条の二第 「同条第五項及び第六項第一号」 項第一 を加え、 号 第三百十七条の三の二第一 を加え、 号、 を 第三百十四条の六」の下に 「第六項第二号」 「第三百十四条の二第一項第十号の二、 附則第三条の三第八項」を加え、 同項第五号中 同条第七項第 一項第十号の二及び第十一号イ、 に、 一号中 「同条第五項第三号」 に改める。 項第二号、 「同条第四項 「第八号」 第三百十七条の二第 第三百十七条の三 の 下 に 、及び第五項第 同項第五号中 第三項 を 第三項 「同条第 反び 第九 並

びに 号 の 三 十四四 五. 号の五」 六項第三号」に改め、 三の二第 第三十七条」 五項第一 項第七号、 一第四項」 条第 を を加え、 則第三十三条の三第三項第一号中 「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、 に改め、 同 項 を加え、 一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」 一項第二号、 号 条第五項及び第六項第一号」 第 の 下 に 第 を加え、 号、 「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」 を 二百十七条の三の 第三百十四 「第六項第二号」 「第三百十四条の二第一項第十号の二、 附則第三条の三第八項」 第四十五条の三の三第一項第二号、 同条第七項第一号中 同項第五号中 第四十五条の二第一項第七号、 条の六」 一第一項第二号、 に、 「同条第五項第三号」 の 下 に 「第八号」の下に「、 に改める。 「同条第四項及び第五項第 「第八号」の下に を加え、  $\neg$ 第 第 二百十七条の二第 同項第五号中 一百十七条の三 第四十五条の に改め、 第三項 を 附則第三条 第三項 を「第三 第九号の 「同条第 反び 第九 並

> びに 号」  $\overset{\mathcal{O}}{=}$  $\mathcal{O}$ 第五項第二号」 号の五」 六項第三号」 項第七号、 を「第三百十四条の二第 第一 を「同条第五項及び第六項第一号」 一第四項」 に改め、 項第二号、 を加え、 に改め、 第三百十七条の三の二第一 を加え、 を 「第三百十四条の六」 「第六項第二号」 「第三百十四条の一 附則第三条の三第八項」 同項第五号中 同条第七項第 一項第十号の二及び第十一号イ、 に、 「同条第五項第三号」を の下に、、 第一 号中「第八号」 項第二号、 に改める。 「同条第四項及び第五項第 項第十号の二、第三項 を加え、 第三百十七条の二 第三百十七条の三 の下に 同項第五号中 第三項 同 及び 第九

号  $\overset{\mathcal{O}}{=}$ びに の = 号の五」 五. 第五項第二号」 六項第三号」に改め、 三の二第一項第二号、 第三十七条」 十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、 項第七号、 を「第三百十四条の二第 附則第三十三条の三第三項第一号中「第八号」の下に 第一 一第四項」 を加え、 を に改め、 項第二号、 同条第五項及び第六項第 を加え、 第三百十七条の三の を加え、 の 下 に 「第三十四条第 を 「第三百 「第六項第一 「第三百十四条の一 附則第一 第四十五条の三の三第一項第二号、 同条第七項第 同項第五号中 十四四 第四十五条の二第一 三条の三第八項」 一項第十号の二及び第十一号イ、 条の六」 二号」 一項第十号の二、 号 第一 に、 号中「第八号」の下に 「同条第五項第三号」を の 下 に 第一 項第二号、 に改める。 「同条第四 項第十号の二、 第三項並びに」に改め、 を加え、 項第七号、  $\vec{\phantom{a}}$ 第三項及び」 第三百十七 項及び第五項第 第三百十七条の三 同項第五号中 第四十五 第三項 附則第三条 第三項 を 第九号の 条の二第 同 一条の 第九 · 条 第

二第一 を加え、 第七号、 五. 条第一 を 項 十七条」 「第三百十四条の二第一 に改め、 第 項第一 「同条第五項及び第六項第一号」 を加え、 則第三十四条第三項第一号中「第八号」 一号」を 項第二号、 項第十号の二及び第十一号イ、 を加え、 第三百十七条の三の二第一 に改め、 の 下 に 一号、 「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」 第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第一項 「第六項第二号」 「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」 附則第三条の三第八項」を加え、 第四十五条の三の三第一項第二号、 同条第六項第一号中 同項第五号中 第四十五条の二第一 項第十号の二及び第十一号イ、 に、 「同条第五項第三号」 に改める。 項第二号、 「同条第四項 第三項並びに」 「第八号」の下に 項第七号、 の 下 に 第三百十七条の三の三 同項第五号中 及び第五項第一 第四十五条の三の 一に改め、 を 附則第三条の三 第三項並びに を「第三十四 第九号の 「同条第六項 第九号の 第三 第五 号 五. を

二項」を「第十七条の五第三項及び第四項」に改める。 附則第三十四条の二第十一項第一号中「第十七条の五第一項及び第

を加え、 条第 第三号」 十七条」 則第三十五条第四項第一号中 項 項第十号の一 に改め、 第二号、 を加え、 の下に 「第十七条の五第三項及び第四項」に改める。 「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四 第四十五条の三の三第一 同項第五号中 同条第八項第一号中 一及び第十一号イ、 第四十五条の二第一項第七号、 「同条第五項第三号」 「第八号」の下に「、 第三項並びに」 「第八号」 項第一 号、 の下に 第四十五条の三の を に改め、 附則第三 第九号の 「同条第六項 第九号の 一条の三 第三 五.

> 項第二 第一 第三 を加え、 第七号、 五. 第四項」 条第一項第十号の二及び第十一号イ、 十七条」 に改め、 第一 「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、 附則第三十四条第三項第一号中 号」 「同条第五項及び第六項第一号」 項第二号、 を加え、 号」 項第二号、 に改め、 を加え、 の下に 第三百十七条の三の二第 「第三十四条第 を「第六項第二号」に、 「第三百十四条の六」の下に「、 「第三百十四条の二第一項第十号の二、 附則第三条の三第八項」 同項第五号中 同条第六項第 第四十五条の三の三第一 第四十五条の二第一 一項第十号の二、 「同条第五項第三号」を 号中 「第八号」 項第二 に改める。 「同条第四項及び第五項第一 第三項並びに」 「第八号」 を加え、 項第七号、 号、 項第二号、 第三項及び」を 第三百十七条の二第 の 下 に 第三百十七条の三の三 の 下 に 同項第五号中 第四十五条の三の 第三項及び」を に改め、 附則第三条の三 第三項並びに 第九号の五」 「同条第六項 「第三十四 第九号の 「第五 第三 一項

一項」を「第十七条の五第三項及び第四項」に改める。附則第三十四条の二第十一項第一号中「第十七条の五第一項及び第

第三 条第一 を加え、 第四項」 十七条」 第一 附則第三十五条第四項第 号 項 項第十号の二及び第十一号イ、 第二号、 に改め、 を加え、 の下に 「第三十四条第 同条第八項第 同項第五号中 第四十五条の三の三 第四十五条の二第一 一項第十号の二、 一号中 一号中 「同条第五項第三号」を 「第八号」 第三 第一 「第八号」 項第七号、 第三項及び」を「第三十四 |項並びに」 項第二号、 の下に「、 の 下 に 第四十五条の三の に改め、 附則第三条の三 第九号 「同条第六項 第九号の 0 五.

第七号、 項第一 を 五」を加え、 「第三百十四条の二第一 に改め、 「同条第五項及び第六項第一号」 項第一 一号」を 第三百十七条の三の二第一項第二号、 二号、 第三百十四条の六」 第三 「第六項第二号」に、 附則第三条の三第八項」を加え、 百 十四条の二第一 項第十号の二及び第十一号イ、 の下に「、第三百十七条の二 に改める。 「同条第四項及び第五項第 項第十号の二、 第三百十七条の三の三 同項第五号中 第三項及び」 第三項並びに 第一項 一号」 「第五 を

号」 の三第 五. 第五項第二号」 びに」に改め、 号の五」を加え、 六項第三号」に改め、 の三第四項」を加え、 三の二第一項第二号、 第三十七条」 十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」 項第七号、 を加え、 則第三十五条の二第五項第一号中 「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、 同 項第二号、 条第五項及び第六項第一号」 の 下 に 第三百十七条の三の二第一項第二号、 「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」 を - 第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第 第二 「第六項第二号」に、 附則第三条の三第八項」 同項第五号中 第四十五条の三の三第一項第二号、 同条第十項第一号中 一百十四条の二第一 第四十五条の二第一項第七号、 「同条第五項第三号」 「第八号」の下に に改める。 「同条第四項及び第五項第 項第十号の二、 「第八号」の下に を加え、 第三百十七条の三 同項第五号中 第四十五 乛 に改め、 第三項 を 附則第三条 第三項 を「第三 第九号の 「同条第 及び 第九 条の 並

五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三附則第三十五条の四第二項第一号中「第八号」の下に「、第九号の

第七号、 項第二号」を「第六項第二号」に、 五. を 第一項第二号、 に改め、 第三百十四条の二第一 「同条第五項及び第六項第 を加え、 第三百十七条の三の二第一 「第三百十四条の六」の下に 「第三百 附則第三条の三第八項」を加え、 十四条の二第一項第十号の二、 項第十号の二及び第十一号イ、 一号」に改める。 項第二号、 「同条第四項及び第五項第 乛 第三百十七条の二第 第三百十七条の三の三 同項第五号中 第三項及び」 第三項並びに 一号 「第五 項

びに 号  $\mathcal{O}$ 第五項第二号」を 号の五」 第三十七条」 五. 六項第三号」に改め、 の三第四項」 三の二第一項第二号、 十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、 項第七号、 を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、 附則第三十五条の二第五項第一号中「第八号」 を を加え、 |第一項第二号、 に改め、 「同条第五項及び第六項第 を加え、 の 下 に 第三百十七条の三の二第一項第二号、 を加え、 「第三十四条第一項第十号の二、 「第三百十四条の六」 「第六項第一 「第三百十四条の一 附則第三条の三第八項」  $\neg$ 同条第十項第 同項第五号中 第四十五条の三の三第一項第二号、 第四十五条の二第一 一号」 号 に、 一号中「第八号」の下に「、 「同条第五項第三号」を の下に「、 第一 に改める。 「同条第四項及び第五項第 第三項並びに」に改め、 項第十号の二、第三項 を加え、 項第七号、 第三項及び」 第三百十七条の二第 の 下 に 第三百十七条の三 同項第五号中 第四十五条の 附則第三条 を 第三項 第九号の 「同条第 第九 反び

五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三附則第三十五条の四第二項第一号中「第八号」の下に「、第九号の

第五項第一 びに」に改め、 号の五」を加え、 六項第三号」に改め、 の三第四項」を加え、 三の二第一項第二号、 第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、 十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、 を 項第七号、 「第三百十四条の二 一項第二号、 同条第五項及び第六項第一号」に改める 号 第三百十七条の三の二第一項第二号、 を 「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第 「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び 「第六項第二号」 附則第三条の三第八項」を加え、 同条第五項第一号中 同項第五号中 第四十五条の三の三第一項第二号、 一第一項第十号の二及び第十一号イ、 に、 「同条第五項第三号」 「同条第四項及び第五項第 第三項並びに」に改め、 「第八号」の下に 第三百十七条の三 同項第五号中 第四十五条の を「同条第 附則第三条 第三項 第九 並

の = 第五項第二号」 びに」に改め、 号の五」を加え、 三の二第一項第二号、 第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、 十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、 六項第三号」に改め、 の三第四項」 項第七号、 を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、 を 一第一項第二号、 「同条第五項及び第六項第一号」 第三百十七条の三の二第一項第二号、 を加え、 を「第六項第二号」 「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第 「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び 附則第三条の三第八項」を加え、 同項第五号中 第四十五条の三の三第一項第二号、 同条第五項第一号中「第八号」の下に に、 「同条第五項第三号」を に改める。 「同条第四項及び第五項第 第三項並びに」に改め、 第三百十七条の三 同項第五号中 第四十五条の 附則第三条 第三項 「同条第 第九

の五及び第七百六条の 三条の四 から第八項まで」 とあるのは 則第三十五条の |第七項を除く。 第三 を 六及び第三十五条の七中 「第七百三条の四」 百十四 第 項 |条の| を に改め、 第七百三 第 に、 項各号」 一条の四 「これらの規定 「第七百三条の 同条第八項中 ]第六項、 を削る。 四第六項 百三条 同 項各

及び山林所得金額 いから第八項まで」 譲渡所得 附則第三十六条第 同条第八項中 百三条の  $\mathcal{O}$ 金額」 匝 「及び山林所得金額」 を とあるのは 項中 に改め、 第七百 を削り 「第七百三条の四第六項から第八項まで」 三条の四」 同条第一 「及び山林所得金額並びに控除後の長 第八 項」 とあるのは 項中 に改め、 及び 「第七百三条の 「及び山林所得金 第八項」及び の四第六

# 観並びに控除後の短期譲渡所得の金額」と」を削る。

及び第七百六条の二第一 第八項まで」を「第七百三条の四」 とあるのは 四第七項を除く 附則第三十七条及び第三十七条の二中 「第三百十四条の二第一 項」に改め、 を 「第七百三条の四第六項 項各号」と」を削る。 に、 「これらの規定 同条第八項中 第七百三条の四第六項から 第七百三条の五 「同項各号」 (第七百三条

条第十四項」 十九項」 十五項」 項 第二十二項」に、 附則第三十八条中 「同条第十三項」 同条第三十一 を を 項」 に改める。 「同条第十項」 に、 「第十四項」 項」を 「同条第十九項及び第二十項」 を 同条第二十 「同条第十項」 「第十二項及び第二十一項」を 「同条第十二項」 に、 に、 「同条第一 同条第十二項」 項」 第十五項の」 を「同条第九項」 一十八項」 を に、 同条第十九項」 「同条第十五項」 を「同条第十 を を「同条第十七項及 「第十一項及び第 第二十四項」を 第十四項の」 同条第十 を 項」に 「「第

項中 四項」 に改め、 三項」 四第十項又は同条第十一項」を 同条第七項中 附則第三十八条の二第二項中 を 第六項」 一項を削り、 に改め、 同項を同条第四項とし、 「第七百三条の四第十三項」 を「第五項」に、 同項を同条第六項とし、 「第七百三条の四第十四項」 第四項を第三項とし 「第七百三条の四第九項又は第十項」 第七 同条第六項中 第七百三条の四第十四項」を 項」 に改め、 同条第八項を削り、 同条第五項中 を を 同項を同条第五項とし 第六項」 「第七百三条の四第十 「第七百三条の四第十 「第七百三条の に改め、 同条第九 同条 第

項を同条第九項とする。 同条第八項とし 二十項」 百三条の 「第六項」 を「第七百三条の四第十七項又は第十八項」に改め、 厄 を 第十三項」 「第五項」 同 条第十 に改め に、 項中 第七百三条の四第十九項又は同条第 同項を同条第七項とし、 |第六項」を |第五項」 に改め 同条第十項 同項を 同

る。| 附則第三十八条の三中「同条第十三項」を「同条第十二項」に改め

条第一 第 第百六条第一項の登記 あつて整備法第百二十一条第一 四十条第 のをいう。 整備法第百二十 附則第十五条第九項」を をしたものをいう。 人であつて政令で定めるもの」 附則第四十一条第三項中「、 「を除く。 項の規定により存続する一 項の登記 一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人で 第十一項において同じ。 一条第 (第十一 の下に「及び移行一般社団法人等 以下この項において同じ。 (以下この項において「設立登記」という。) 項において「設立登記」という。 項において読み替えて準用する整備法第百六 「附則第十五条第六項」 項において読み替えて準用する整備法 を加え、 般社団法人又は一 第七十三条の二十七の八」 のうち退職金共済事業を行う法 同条第十一項中 に改め、 般財団法人であつて を削る。 (整備法第四十条 )をしたも を削り、 同条第四項 (整備法第

## (地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

)の一部を次のように改正する。 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号

附則第三条第五項及び第六項中「平成二十三年十二月三十一日」を

## (地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)

> に改める。 並びに」 七条の二」 「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」 「平成二十五年十二月三十 を を 「同条第三項及び」 による改正後の地方税法第三十七条の二」 「地方税法等の 同条第 日 に改め 部を改正する法律 項」 に改め、 に 同条第十二項及び第十九項中 同条第八項中 第四十 (平成二十三年法律 条の十八の三 に、 「新法第三十 第四十

部を改正する法律 方税法第三百十四条の七」に、 に改め、 を 「平 附則第八条第六項中 項」 -成二十五年十二月三十一日」に改める。 に、 同条第十項及び第十七項中 第四十 (平成二十三年法律第 「新法第三百十四条の七」を 条の 十八の三 第四十一条の十八の三」」を 「平成二十三年十二月三十一日 並びに」 を による改正後の 「地方税法等の一 「同条第一 「同条

第三条 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)

の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法第三百十四条の二第一項第十一号の改正規定第一条のうち地方税法第三百十四条の二第一項第十一号の改正規定第一条のうち地方税法第三百十四条の二第一項第十一号の改正規定第一条のうち地方税法第三百十四条の二第一項第十一号の改正規定

改める。 附則第十二条第十一項中「百分の百二十」を「百分の百三十五」に

第四項、第五項及び第九項並びに第三百十四条の六において同じ。第四項、第五項及び第九項並びに第三百十四条の六において同じ。「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「改め、「(扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十三歳未満の者をいう。第四項及び第九項並びに」を「第九項及び」に改め、三歳未満の者をいう。第四項及び第九項並びに」を「第九項及び」に改め、「大養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「中「、「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「中「、「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「中「、「扶養親族の」を「強力」といる。

七の二 第一条中地方税法附則第三十五条の二の二第二項の改正規改正規定及び同法附則第三十五条の三の次に一条を加える改正規定」が正規定及び同法附則第三十五条の三の次に一条を加える改正規定」を削り第二条第七号中「並びに同法附則第三十五条の二の二第二項の

| 一日| | に附則第三条第九項及び第十条第十項の規定 | 平成二十七年一月| | に附則第三条第九項及び第十条第十項の規定 | 平成二十七年一月| | 定及び同法附則第三十五条の三の次に一条を加える改正規定並び| | 上の二 | 第一条中地方税法附則第三十五条の二の二第二項の改正規

二十七年度」に改める。 附則第三条第九項及び第十条第十項中「平成二十五年度」を「平成

改める。 附則第十二条第十一項中「百分の百二十」を「百分の百三十五」に

### (航空機燃料譲与税法の一部改正)

のように改正する。 第四条 航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次

# (地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

五号)の一部を次のように改正する。 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十

ものを提示した者」 通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。 た帳簿書類その他の物件 正当な理 第二十四条第一 第七条の見出し及び同条第一項中 由がなくこれに応ぜず 項第二号中 を 「規定による物件の提示又は提出の要求に対し (その写しを含む。 「帳簿書類で虚偽の記載又は記録をした 又は偽り 「国税通則法」を の記載若しくは記録をし を提示し 「国税に係る共

出

した者」に改める。

附則第二項を次のように改める。

(航空機燃料譲与税の譲与額の特例)

2 する。 ては、 譲与税に限 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の航空機燃料 これらの規定中 条第 「十三分の二」とあるのは、 項及び第三条第 項 の規定の適用につい 「九分の二」と

附則第三項から第六項までを削る。

## (地方法人特別税等に関する暫定措置法の一

第五条 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十 部改正

五号)の一部を次のように改正する。

通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。 第七条の見出し及び同条第一項中 「国税通則法」 を 「国税に係る共

号 中 第二項中「及び第三項」を「、 規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 に応ぜず、 (その写しを含む。 第二 「帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者」を 一十四条第一項中 又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件 を提示し 「二十万円」を「五十万円」に改め、 第三項及び第五項」 若しくは提出した者」 正当な理由がなくこれ に改める。 に改め、 同項第二 同条

一十五条第一項中 「二十万円」 を 「五十万円」 に改め、 同 条第二

項中「若しくは使用人」を「、使用人」

に改める。

「若しくは使用人」 一十六条第一項中 「二十万円」 を 一、 使用人」 を 「五十万円」 に改める。 に改め 同条第二

一十七条第一項中 含む」 の 下 に 第三項において同じ」を加

同項を同条第五項とし、 同項を同条第七項とし を「千万円」に改め、 3 の下に「又は第三項」を加え、 を加え、 同条第三項中「若しくは使用人」を「、 「又は代理人若しくは」を「、 「五百万円」を 「同項」を「これらの項」に改め、 同条第五項中「第三項」 「千万円」 同条第二項の次に次の二項を加える。 同条第四項中 に改め、 「この条」 代理人、 第 使用人」に改め、 同条第二項中 を「当該各項」に改め、 項 同項を同条第六項とし を「第五項」に改め、 に、 の 下 に 「五年」 「又は第三項 「五百万円」 を「十年

役若しくは五百万円以下の罰金に処し、 使用人その他の従業者で、 の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者、 する申告書の提出期限内に提出しないことにより、 条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書と併せて提出 しなければならない第十一条の規定による申告書を当該各項に規定 七十二条の二十五第一 項に規定するもののほか、 項、 第七十二条の二十八第一項又は第七十二 その違反行為をした者は、 第十一条の規定により地方税法第 又はこれを併科する。 地方法人特別税 五年以下の懲 代理人、

第二十九条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」

#### 附則

### ß

(施行期日)

の各号に掲げる規定は、 一条 この法律は、 条を加える改正規定、 法第十九条の改正規定、 十二条の四十八の二とし 七十二条の四十九の六第二 える部分に限る。)、 一十三年六月一日 第七十二条の三十八まで」 に改める部分を除く。 一条中地方税法の目次の改正規定 「第二十一条―第二十二条の二」に改める部分に限る。 平成二十三年四月一日から施行する。 当該各号に定める日から施行する。 同法第七十二条の八第二項の改正規定(「第 同法第七十二条の二の 同 項 及び同法第七十二条の四十九を同法第七 法第一 同条の次に一条を加える改正規定 の 下 に を 章第十五節中第二 「第七十二 (「第二十一条・第一 第七十二条の四十九」 一条の四十九の十第二項 二第 <del>+</del> 項の改正規定 ただし、 一条の次に 一十二条 平成 次

に改める。

第三十条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

、「その」を「これらの」に、「三十万円」を「百万円」に改める。の提供のための調査に関する事務又は地方法人特別税の徴収」を加えがる法律(昭和四十四年法律第四十六号)の規定に基づいて行う情報めの調査及び地方法人特別税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租めの調査をび地方法人特別税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租

第一 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 条 この法律は、 施行期日 三十項の改正規定 七条第一 法第十九条及び第二十二条の改正規定 の十六、 同法第五十四条、 分に限る。 の次に一条を加える改正規定 第四十一条第二項並びに第五十条の改正規定、 を「第二十一条―第二十二条の二」に改める部分に限る。 第一条中地方税法の目次の改正規定 第七十一条の四十一 則 第七十一条の二十、 項各号列記以外の部分及び第一 同法第五十三条の二の次に一条を加える改正規定、 平成二十三年四月一日から施行する。 第六十二条、 (昭和四十四年法律第四十六号) 」 第七十一条の四十二、 第七十一条の二十一、第七十一条の三 第六十九条、 同法第二十四条の二第 (「第二十一条・第二十二条 項、 同法第一 第七十条、 第三十条、 同法第五十三条第 章第十五節中同 第七十一条の五 項、 第七十一条 第三十一条 を削る部 第二十 次

九第 十第一 十七、 各号列記以外の部分 列記以外の部分及び第二項の改正規定、 項 項の改正規定 及び第二項、 二条の七十 の六十四第一 条の五十六、 七十二条の四十九の三、 条の三十八までの改正規定 の四十九 法第七十二条の八第 法第七十二条の二 一条の 九 条を加える改正規定、 第七十四条の二十八、 0) 下に 項、 四十八の二とし 項、 第七 第七十二条の百十、 第七十三条の三 + 十三条の十一 の十第二項」に改める部分を除く。 第七十三条の二十、 第一 第七十二条の十一及び第七十二条の三十六から第七十二 + 一条の九 第七十二条の九十一 項各号列記以外の部分、 第七 項、 (「第七十二条の四十九の六第二項」 条の 第七十二条の四十九」 <u>の</u> 二 十二条の五十七、 十五 六十 第七十二条の八十五第一 第 第 一十八第 第八十条第一項、 項各号列記以外の部分の改正規定 第七十二条の四十九の六第一 同条の次に一条を加える改正規定 第七十四条の二十九、 項、 及び第七 同法第七十四条の十五、 第七十三条の九第 第七十二 項の改正規定 同法第七十二条の四十九を同法第七十 第七十三条の三十、 項並びに第七十 第七十三条の十二、 第 <del>-</del> 条の百一 第七十二 項、 を加える部分に限る。 第七十二条の六十九、 条の 同法第七十四条の十二の次 第八十一条、 第七十二条の九十二第 「第七十二条の三十 第一 一条の六十、 項各号列記以外の部分 六 項各号列記以外の部 (十二の ・四条の八第一 第七十八条第 項、 同法第七十二条の 第七十三条の三 を「第七十二条 第七十四条の十 第七十三条の十 第八十五条第 項、 改正 第七十二条の 第七十二条 同条第一 規定、 第七十二 項各号 第七十 同法第

外の部 第百四 七条の 条第一 の部分、 五十九 四条の二十二第一 条を加える改正規定、 二十万円」 三百二条の改正規定、 百五十六条第一 一百八十七条第 項、 第百四 条第 項、 部分及び第二項、 十六条第一 百 一十六第一 項各号列記以外の部分及び第一 項 条 五の改正規定 項 一十四条の三十七 、各号列記以外の部分の改正規定、 同法第三百十七条の七第一項の改正規定 第百四十四条の十七、 分 第八十六条、 項 第百九十一条第 十四条の五十三、 を 第二百七十三条、 第 第百六十条、 項、 項、 第一 第百四十四条の 「五十万円」 一百六十七条第 項各号列記以外の部分、 項、 百二 項、 第百八十七条、 第百四十四条の二十八、 第九十 第百四十四条の四十一、 (「三万円」 一条第 第二百九十四条の二第一項、 第百四十四条の二十五第二項、 同法第百二十七条、 同法第三百十七条の四第一 項、 第百六十八条、 第百四十四条の三十九第一 第百五十三条第一項、 -五条、 に改める部分に限る。 第 第百四十四条の十九第一項、 項、 + 項 第百九十一条の二、 一百八十一 を 第 第百八十九条第一項各号列記以外 第 第九十六条第一 項、 第 「十万円」 一百六十五条第一 項各号列記以外の部分及び第 一百六十八条、 第三 第百六十九条第 同法第百二十四条の次に 第百五十八条第 条、 第百四十四条の三十三、 第百三十七条、 百一 第百四十四条の五十二 に改める部分に限る 第二百八十六条、 条第 項の改正規定 項及び第百十七条 同法第三百二十一 第百五十四条、 第二百九十九条 第百九十二条、 項各号列記以外 同法第三百十 第二百七十二 項各号列記以 第百四十四条 項並びに第 項 第百四十 第百三十 項 第百

十九条、 条第一 二十四 五条の 七条第 条の の六十第一項各号列記以外の部分、 第六百八 第六百七十七条第一項、 第六百十五条第 第五百九 号列記以外の 条の次に一条を加える改正規定、 五条第一項、 五百四十三条第 八条第 次に 項各号列記以外の部分及び第二 五十八条、 第三百1 次に一 一百三十二条、 凢 第四 項、 条、 <u>の</u> 四及び第四百八十五条の五の改正規定、 + 項、 条を加える改正規定 項各号列記以外の部分、 十三条、 百六十条、 第四百五十  $\mathcal{O}$ 一十四条、 第七百条の五十七第一項、 第五百二十六条第一 条を加える改正 条第一 部分 次に 第五百二十九条 第三百八十六条、 第三百七十四条、 第六百九十一 項 項 第三百三十三条第 条を加える改正規定 項及び第五百九十二条の改正規定、 第三百二十八条の八 第四百六十一 第三百五十六条第 一条第 第六百七十五条第一 第五百八十九条第一 第六百七十八条、 規定、 項各号列記以外の 条、 項各号列記以外の部分、 第三百九十五条第一 第三百七十五条第一項、 同法第五百二十三条第一 第五百三十条、 条第一 |項の改正規定、 同法第六百四条、 第四百四十八条第 同法第四百七十八条、 第六百九十六条、 第七百条の六十一、 項 第七百条の五十八、 項並びに第四百七十一条第 項 第六百八十二条第一項、 項各号列記以外の部分、 項各号列記以外の部分、 同 第三百五十四条第一 第三百二十八条の十六、 法 第三百五十七条 部 第三 第五百四十二 同法第五百二十二条 分、 同法第四百七十五 項、 百二十一 第六百十四条、 項、 第六百九十七 第四百五十二 項、 第三百八十 第七百条の 第五百二十 第四 第三百九十 同法第六百 第四百 第七百条 条の九 第五百 百八十 項各

る改正規定 法第十八条の四第 第二十 条中地方税法の目次の改正規定 同項第九号を同項第十号とし、 (同項第九号の五に係る部分を除く。 一条―第二十二条の二」に改める部分を除く。 項の改正規定、 同法第二十三条第一 同項第八号の次に五号を加え 第  $\overline{+}$ 条 • 同法第二十六 項第十号を 第一 一十二条

> 以外の 条第 部分、 十第一 中地方法人特別税等に関する暫定措置法第二十四条第 以外の部分、 六十七、 条第二項の規定 の改正規定並びに同法附則第五条の四第十三項の改正規定、 十三条の十一 百十五条第一 法第七百一条の五十三、 項各号列記以外の部分 第七百三十条第一項、 第七百一条の六十六、 同法第七百一条の四十九の次に一条を加える改正規定並びに同 第七百 項 項、 部分及び第二項 第七百二十三条の二十五及び第七百二十三条の二十六第一項 第七百三十三 第七百条の六十八第 第七百一条の三十六第一項各号列記以外の部分及び第二 第三十条並びに第三十一 項、 第 条の三十八第 第七百一 項 平成二十三年六月一日 第七百十六条、 一条の七第 条の七、 第七百三十三条の十二、 第七百三十三条の五第一項各号列記以外の 第二十五条から第二十八条まで、 第七百 第七百一条の五十四、 第七百十条第 項並びに第七百 項、 項、 第七百一 一条の六十七第一項、 第七百二十四条、 第七百 条の改正規定並びに附則第十九 第七百三十三条の八、 条の十九 項、 条の六第 一条の三十九の改正規 第七百三十三条の一 第七百十一条、 第七百一条の五十六 第七百 第七百二十九条 第七百八条第 項各号列記 項各号列記 第二十九 第七百三 第五条 条の二

る改正規定 法第十八条の四第 第一条中地方税法の目次の改正規定 を「第二十一条―第二十二条の二」 同項第九号を同項第十号とし、 (同項第九号の五に係る部分を除く。 項の改正規定、 同法第二十三条第一 に改める部分を除く。 同項第八号の次に五号を加え 第 + 条 • 同法第二十六 項第十号を 第二十二条

条を同 二条の 限る。 の七を同法第七十二条の四十九の十一とする改正規定 七十二条の四十九の十二とする改正規定、 条の四十九の十を同法第七十二条の四十九の十四とし、 六とする改正規定 定 三の改正 七十二条の四十九の六第二項」 十二条の八第 の四十九」 びに第五十条の七第一 十五条の三の 改正 改正 に改め 条の四 同法第七十二条の四十九 0 一条の四十八の二 改 規定、 規定 兀 兀 Í 法第七十二条の四十九の十五とする改正規定: + る部 規定、 規定 十九の六第 十九の九を同法第七十二 第七十二 十九の十八とする改正規定、 を除く。 を加える部分を除く。 -七条第 (「第七十二条の四十九第七項又は第八項 同法第七十二条の四十九の五の改正規定 分に限る。 項第二号の改正規定、 第 同条を同法第七十二条の四十九の十七とする改正規 第七十 一条の 一第八 項第 項 同法第七十二条の四十九の十 歩第1 四十 項の 項の 同法第七十二条の四十九の十四を同法第七十 「項又は第九項に規定する」 二条の三十八まで」 一号 一号、 改正規定 の八第十一項の改正規定、 九の十二 改正規定、 同法第七十二条の二十三第 を「第七十二条の四十九 第四十五条の三の 第三十二条第八項及び 一条の四十九 一を同法第七十二条の四 同法第七十二条の二の二 同法第七十二条の四十九 同法第七十二条の七及び第七 同法第一 同条第二項の改正規定(「第 同法第七十二 の十三とする改正規定 0 一章第一 下に 第 の改正規定 一節第一 第九項、  $\widehat{\mathcal{O}}$ 同条を同 改める部分に 同 (同条第 一条の四十九 項第一 同法第七十 同法第七十 法第七十二 の十第二項 第七十二条 一項第四号 を「第七 十九 一款中同 法第 の 十 の 十 一号並 第四 第 項 同

第一 号の 項の 法第七十二条の四十九の十一の改正規定、 する改正 十二条の三十八まで」の下に「、 項 第 第三十七条の二の改正規定、 条 二とする改正規定 法第七十二条の四十九の十三とする改正規定: 第七十二条の四十九の十四とし、 同法第七十二条の四十九の十七とする改正規定 同法第七十二条の四十九の十四を同法第七十二条の四十九の十八と 十二条の 分を除く。 一条の 十九 十九 、項又は第九項に規定する」 に改める部分に限る。 九の八第十 第 項」 改 改正規定、 第一 項 以正規定、 号 (の十二を同法第七十二条の四十九の十六とする改正規定) 兀 同 (第七号に係る部分を除く。 の十五とする改正規 一十七条第 規定、 を 十九第七項又は第八項の」 兀 法第七十二条の二十三第 一十九の 第四 「第七十二条の四十九の十第二 一項の改正規定 同法第七十二条の七及び第七十二条の八第 同法第七十二条の二の二 |十五条の三の 同 同 法第七十二条の四十九の 五. 条第二項 項第 の改正 同法第七十二条の四十九の七を同法第七十二条 二号 規定 定 の改正規定 三第 同法第四十五条の 同条を同法第七十二条の四十九の十 同法第七十二 第 同法第七十二条の四十九 同 第七十二条の四十九」 三十二条第八項及び第九項並びに 一項第四号の改正規定 項 を 第 第二 同法第四十五条の三の二第 第一 「第七十二条の四十八 「第七十二条の四十九 十三 項」 一号及び第五十条の七第 同条を同法第七十二条の 項に係る部分 項の改正規定 一条の四・ に改める部分に限る 同法第七十二 の改正規定 二の改正規定 同法第七十二条の 十九 を除く。 の十を同 を加える部 の九を同 同法第七 (「第七 八の二第 項 同 条を

びに同 項第 条を同 百十七 に第三百九十六条の改正規定、 第百五 条を加える改正規 八十五第 法第七十二条の六十四第一 に係る部 十二条の の四十九 号、 号 |第三号 第五 項 法第 第七 項 項 二号 条第 法第三百九十七条、 第 第 十六条第 第 第四百七十条、 第 法 百 分を除く。 同項 十四条の七、 六十三の 第七十二 0 第七十 一号、 一百九十二条第 一号及び第百四十四条の三十八の改正規定、 一百六十四条及び第二百六十五条第 項第二号、 項 五の 第三百十三条第八項及び第九項 第七十七条、 一十六条第 項第 (第八号の次に五号を加える改正 第 第三百十七条の三の三第 次に四条を加える改正規定 一条の 一条の五十四第二 項 第 改正規定 定 号、 百五十三条 第四百七十 厄 第七十四条の八第 第七十三条の八、 同 項第一 号 第百四十四条の十一、 同法第 第七十八条第 + 法第百四十四 一項第十号を削り、 項、 第四百五十条、 九の十とする改正 第百八十八条 同 号 同条の次に四条を加える改正規定並 第七十二条の八十四 条の次に四条を加える改正規定 二項、 一百九十八条 一条第 第三百五十 第五百八十八条 |条の三 第七十二条の五十五及び第七 項 第七十三条の九第 一項第三 一項第一 第一 項第| 第四百五十 一十九、 規定 規定、 应 第三百十七条の三の二 同項第九号を同項第十 第百八十九条第 同法第七十二 号 一項第二号の改正 条第 第 第百四十四条の 一号、 三号、 二号、 一百九十九条第 同 第百十六条 同 第百五十五 第五百八十九 第五百二十五 項 第三百二十八 項 第七十二 法第七十二 同条の次に四 第七十五条の 条第 第一 第九号の五 一条の 項第二 一号並び 項第 規定 条、 <u>+</u> 一条の 五十 項 二条 第 同 二百九 正規定、 項第一 条の 十四四 に四 条の 同  $\mathcal{O}$ (同項 第一 条第 兀 号 ť 号 第 四 干

条

項各号の 第百五十五 条の五十四第二項 第九号を 十九条第一 及び第百四 七十七条、 改正規定 同法第三百十七条の四 一百十四条の七の改正規定、 条を加える改正 項第二号及び第三百十七条の三の三 十九九 号 (第九号の五に係る部分を除く。 の改正規定 一十九の十とする改正 九 項各号、 項 改正規定 同項第十号とし 同 第七十四条の八第 0) 第七十三条の八 第百四 第七号に係る部分を除く。 条第 項 第七十八条第 同条の次に四条を加える改正規定、 法第百四十四条の三十九の見出し及び同条第一 十四条の三十八の改正規定 + 第 とする改正 第百五十六条第 号 十四四 項 第七十二条の八 第 規定 同法第一 第七十二条の五十五及び第七十二条の六十三の 同法第 第二 条の 号 第 項第一 規定 規定 同項第八号の次に五号を加える改正規定 百 + 第七十三条の九第 同 一項第三号、 一章第 一百九十二 項 第三百十三 法第七十二 六十四条並 同法第三百十七条の二の改正規定 の改正規定 一項第二号、 号、 第百四· 十四、 同法第七十二条の四 同 一節第二 法第七十二条の 一条第 第百十六条、 一条の 一条第八項及び第九項 第七 びに 十四四 同条の次に四条を加える改 第七十五条の二第二 第 同法第二百九十八条、 款中 同法第三百十七条の三の (二十万円) 第百八十八条、 |条の: 項第十号を削 十二条の八十五第一 一項第一 第二百六十五条第  $\pm$ 項第二号 一同条を同 同法第七十二条の六 + 十 第 厄 第百十七条第 一号の改正規定 十九 第 十九 項 法第七十二 を 項各号、 項 第七十 の五の次 の六第 三号、 第百八 第 金びに 五十 同 号 項 第

改正規 に限る。 条第四 条第 三十四条まで、 附則第十七条の二の改正規定並びに同法附則第I 第三条の三第八項」 号並びに 第四十五 に第三十七条」 並びに同法附則第四条第七項第一号の改正規定 七百三十三条の四 の三十六第 第七百条の五十九 三百十七条の三 十七条の 十四 第七百一 一第 項 の 並 定 条の六、 [項 項 第 項第 条の三 第 附 びに第 第 号 ]則第1 条の六第 に改める部分に限る。 第 第三十七 号、 第三十七条」 項 項 の改正規定 同法附則第四条の二第七項第一号の改正規定 号 第 <u>の</u> を の 第 第 第三十五条、 項 三条の三 一百十四条の六」を「、 第七 及び第七百三十三条の五第 第六百七 二百十七条の二第 号、 第 号 第 に改める部分に限る。 第三 条、 第七百条の六十第 第三十七条、 項第二号 号 第 項 第四 百十七条の三の三 項 第四十五条の三の三第 第七百七条 第三 十四 四 第 第二号並びに前条第八項」 0 「並びに第三百十四条の六」 下に 項 第三十五条の二及び第三十五条の四 十五条の二 号、 一百十七条の三 条 第七百 に改める部分に限る。 第四 第四十五条の二第 第六百七 項第七号 同条第十三項第 第四十五条の一 第七百八条第 一第 第三百十四条の六、 項 十 五 一条の三十五 一第 第 4条の三 項 の  $\bar{+}$ 一項第一 一号 項 第 《第七号、 同法附則第七条及び 五 三十二 (「並びに第三十七 第三百十七条の三 第 項 条第 <u>の</u> 第一 第七百 二条の二 一号の改正 第 一号並びに附則 に改める部分 項 項 一号並びに前 号の 項第七号、 第七百 を 第 第 第四十五 第 項 項第七号 第 ( 「並び</ti> 一から第 第三百 改正 号 条の 号、 同 項 第三 条第 第二 規定 号 第 規 第 Ŧī.

第七項 条の三 三条の 条の一 七百一 条第 十条、 万円」 号の改正規定 第六百七十五条第 並びに前条第八項」 第五百八 並びに同 及び第三百九十六条の 十八条の七第 十七条の三の一 第七百八条第 第四十五条の三の三 第四十五条の二第 「三万円」 項 同 五第一 条の三 第 第三百十四 条第十三項 0 第 第二号 項 第四百五十一条第 に改める部分を除く。 (第三号、 十八条 法第三百九十七条の見出し及び同条第一 第 号の改正規定 項 十五 項 第七 を 項、 (「並びに第三十七条」 第 項 第二号の改正規定並びに同法附則第四条第七項第 第七百 「十万円」 項第一 第 第 号 条の六、 第五百二十五条、 第五百八十九条第 に改める部分に限る。 項第 第七百 項第二号、 第三百五十三条、 改正 第 項第七号 第四十 号の改正規定 |号並びに前条第四項| 条の五、 号 号 項第 第三百十七条の二第 項第二号、 規定 に改める部分を除く。 「並びに第三十七 条の三 五条の三 第七百三十三条の四並びに第七百三十 第二 第七百条の 一号並び 第四十五条の三の二第 第七百一 同 同 第五百二 一百十七条の三 条の 法 を 項第一 <u>の</u> 第三 第四百七十条、 第三百五十四条第 「並びに第三百十四 次に四 に附則第三条の 第 五十九、 第 条の六第 百 一号 条」 第三十七条、 十七 十六条第 に改める部分に限る。 項 項第一 第 同法附則第四条の二 条を加える改正 一項第七号、 項各号 <u>の</u> を 第六百七十四条、 条の 号、 第七百条の六十 号 項 第 第四百七十一 同 五 民法第三 第 項 第三十七条 0 第七百七 第四 (第二号、 項第二号 第四十五 第四百 項 改正 条の六」 一号、 第 規定 [項]

伴う所 則第三 条の三 第四 日 る部分に限る。 三百十七 等に関する暫定措置法第二十四条第 十七条の 号 十四四 第四 [項] 項 項 第 年 得 から |第八項| 下に 第 附 + 下 税法、 三則第 を に 法 項 条 Ŧī 号、 第 条の三 の 三 加える部分及び 律第四十六号) 第七項までの規定 第五条第三 第 条の三 項第七号、 を加える部分に限る。 0 第三百十七条の二第 第四十五 法人税法及び 第四十五 並び 0 第 第三百十七条の 第四 項 第 に附則第十四条の規定 一条の 条の 項 第三条の 項」 第 第三百十七条の三の 項 第六条第 「第三百十四条の六」 三の三第 地方税法の特例等に関する法律 第 号 第 を加える部分及び 附則第十三条中租税条約等の実施に 号、  $\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$ 附則 項 二 の 二 の 一項から第七項まで及び第九条 《第七号、 項第二号の改正規定並びに附 項第七号、 第四 第三 項 第 第 第三条中地方法人特別 + 改 五条の三 号 項第 第四· 平成二十四年 0 正規定 一第 第 0) 一第八 「第三百十四条の 下に 十五条の三 則第三 一百十七条の三 項 の 項」 第 「第三十七 第 附則第三 を加え 号、 第三百 一条の三 <del>·</del> 月 昭 <u>の</u> 二 項 和 第

法附則 第五項 に限る。 に第三 に改め 第四 第四 十九 の 三 の び第八条第六項の改正規定 項第七号、 規定にか 規 定 第 る部分及び 条の二及び第三十五条の  $\mathcal{O}$ える改正規定 の規定に に改 定 定 第 条第 |十五条の三の三第 項 十五条の一 「前条第 第七号、 一百十四条の六」 る部  $\hat{O}$ める部分に限 同条第五項各号列記以外の 第三十三 同 項 一条中地方税法等の 第 項の次に一 法附則第十七条の二 かわらず」 か 項及び第五項の 第 第三百十七条の三の かわらず」 分に限る。 第三 同法附則第五条の五の改正規定、 項 号 一条の二 第 項 第三百十七条の三の 同法附則第六条第二 第 百 の規定にかかわらず」 附則第I 項を加える改正規定、 る。 を 一号並びに附則第一 十四四 項第七号 一から に改める部分に限る。 を 「 条 の 項 兀 附 一の改 第 第三十四条まで、 項 則第五条の五第 同 三条のコ 一第五項 への次に 部を改正する法律附則第1 六 同項 第 第五条中地方法人特別税等に関する暫 条第十 号、 正規 第四十五条の三の二 三百十四条の六、 第 部分の改正 第  $\mathcal{O}$ |第八項| |項各号列記以外の部分の改正規 下に 定 の表第三百八 三条の一 附則第三条の三第四項」 三項 一号及び 項第一 項を加える改正規定並びに同 第 を 第 「第三十七条」 同条第六項の表第三百八 項 - 号 附 第三百-同法 規定 第 号 を加える部分に限る。 項 第八項」 第三十五条、 の規定にかかわらず 則第五条の五第一 同条の次に一条を加 の改正規定 号、 第三百十七条の三 第三 十九条第 同 附則第七 (「前条第二項 第 『項第1 十七 第三百十七条 一百十七条の二 に改める部分 三条第八項及 条の二 の 下 に 項第二号、 一号の 第三十 条の を加え 並び 及び 改正 第 改正

三 規定、 項の改正 第 一条中地方税法第七十四条の五及び第四百六十八条の改正規定 同 法 一条中地方税法等の 規定並びに附則第八条及び第十条の規定 附則第五条の 兀 第十一 一条の二及び第三十条の二

兀 四月 九号の五に係る部分に限る。 項第十号とし 一日 条中地方税法第二十三条第一項第十号を削り、 第三十七条第一号イ及び第四十五条の二第 同項第八号の次に五号を加える改正規定 部を改正する法律附則第十二条第十 同法第三十二条第十一項 一項第七号の改正 同項第九号を 平成二十四年 (同項第 第三十 一の改正

> 三第四 七条」 十項、 五条第一 二十四年一月一日 える部分に限る。 百十七条の二第 和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二の改正規定(「第三十 に伴う所得税法、 並びに第十七条の規定 定措置法第二 第 一百十七条の三の三 垣 項 0) 第十一条第二項 項 第一 下に を加える部分及び 号、 一十四条第 第六条第二項 項第七号、 第四十五条の二 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 第四十五条の三の三第 に限る。 第 第三項、 附則第 項 項 第二号の改正規定並びに附則第三条、 第三項、 第 第三百十七条の三の二第 「第三百十四条の 並びに附則第二十二条の規定 号 第 干 第五項から第八項まで及び第十項 附則第一 項第七号、 条の規定 第五項から第八項まで及び第 項第二号 三条の三第八項」 土 (租税条約等の実施 第四十五条の三の の 下 に 附則第三条の 項第二号、 を加 平成 第三 (昭 第

二百九十二条第一 第十三条の規定 二並びに第三十条の二の改正規定 法附則第五条の四第 正する法律附則第十二条第十一項の改正規定並びに附則第九条及び 第一条中地方税法第二十三条第 平成二 項 第八号及び第四百六十八条の改正規定並びに同 項第二号ハ及び第六項第二号ハ、 四年四月 項第八号、 第三条中地方税法等の 日 第七十四条の五、 第十二条の 部を改 第

兀 四条 九号の 同項第十号とし 第一条中地方税法第二十三条第一項第十号を削り、 五に係る部分に限る。 第三十七条第一号イ及び第四十五条の二第一項第七号の改正 同項第八号の次に五号を加える改正規定 同法第三十二条第十一項 同項第九号を (同項第 第三十

に第三百十四条の六」 十五条の二及び第三十五条の四の改正規定 項第七号の改正規定並びに同法附則第三条の三の改正規定、 五に係る部分に限る。 第三百十七条の二第 る部分を除く。 則第三十三条の二から第三十四条まで に改める部分を除く。 第三百十七条の三 則第四条の二第七項第一 第三十七条、 第四十五条の三の三 同項第八号の 第三 第三百十四 「並びに第三百十四条の六」 項 第 十五条の二第 九十二条第 一号並びに前条第八項」 百十七 第 一号、 を 号の改正規定 に改める部分を除く。 項第七号、 第四 第四十五条の二第 一項第七号、 一の三第 並びに同法第三百十三条第十一 条の三の 同条第十三項第一号の改正規定 条の六第 次に五号を加える改正規定 第三百十四条の六、 十五条の三 項第十号を削 号の改正規定 第 項第七号、 同法附則第六条の改正規定並び 項 第四十五条の三の二 (「並びに第三十七条」 第三百十七条の三の二 第一 第 項第一 号イ及び第 一 の 三 一号並び に改 項 (「第三十七条」 「項第七号、 第 一号並びに前条第四 第 第四十五条の三 を ŋ める部分を除く。 (「並びに第三 号 に附則 第三百十七条の二 第三十五条、 同条第十三項 項 同 三百十七条の 項 第三百十四 第 第三 (第九号を同 (同項第九号 第 第三 一号並びに 第四十五条 百十七 項 項第二 の 下 に 一条の三 第 一の二第 を 並 |条の 項 第三 第三 第 同 一項 附 び 項 に改め 条第二項 第八項」 の 三 の三の 規定、 る部分に限る。 号 則第三条の三 第 に第三百十四条の六」を「、 附則第四条第七項第  $\mathcal{O}$ 第十号とし 百 かわらず」を 項 項第七号の改正規定並びに同法附則第三条の三の改正規定 十四 Ď 同法附則第四条の二第七項第 五に係る部分に限る。 号 を 第 改 第  $\overline{+}$ の 項 三第 条の 第七 る部分を除く。 七 同 正 号 一百十七条の 第三 規定 第 条、 法第 各号列記以外の部分の改正 に改める部分を除く。 第三十七条、 百十七 第四項」 項 項 第四十五条の三の三 第四十五条の二第 同 (「並びに第三百十四条の六」 「附則第五条の五第 第 第 第三 ]項第八号の次に五号を加える改正規定 一百九十二条第 第三百十四 一号並びに前条第八項」 百十七 条の三 二第 号 同 号の改正規定 項 に改める部分を除く。 第 第四 第四十五条の二第 一項第七号、 一の三第 条の三 並びに同法第三百十三条第十 同条第十三項第一 条の六第 一号の改正規定 第三百十四条の 項 五条の三の三第 号の改正規定 の 第 第十号を削 項 規定 《第七号、 項の規定にかかわらず」に改め 同法附則第六条の改正規定 項 (「並びに第三十七条」 項第一 第一 第三百十七条の三の 号イ及び第三百十七条の 第 に改 一号並びに附則 項 項第七号、 前条第 号の改正規定 一号並びに前条第四

の 三 の

三第

項

第

第七

号

同

附

に改め

項

第

号

規定

同

法

第

百

ŋ

同 項

第九号を同項 (同項第九号

項

第三

第十号とし

十四

条

0

則第四条第七項

Ł

条

第四

第二号、

則第三条

第四

の を 法

第

項

第

改正

規定 の三

を

第三百十四条の

二第

第

項第一

号並

びに

附

第四十五

同条第十三項第

第八項」

に同

法

附

第四

十五条のご

同条第五項各号列記以

項

の規定にか

める部分を除く。

(「並びに第三十七

第

号、

第三

百

第三百十七条の二

( 「 並 び

頃」

第四十五条の三の二第

を

同

加える部 七条の の 三 の 百十七 第十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法 [項] 項第 分を除く。 下に 特例等に関する法律第三条の一 項第七号、 第四 条の三の 並 三第 分及び 号 第 加 びに附則第六条第一項及び第九条第 +五条の える部分及び 項 項 第四十五条の三の三第一 第四十五条の 第七 第 第三百十七条の三の二第 第二 平成二十五年一月 第  $\equiv$ 号 <u>の</u> 三 号 百十四条の六」 項 第 第 第三百十七 附 「第三百十四条の六」 則第三条の三 号 一第 項第 項第七号 号、 条の 一の二の改正規定 則第三条 項第一 0 一第八項」 下に 附則第I 項第一 の 号、 0 第四十五条の三の二第 項の規定並びに附則 第 法人税法及び地方税 の下に 三条の三 一号、 一第八項」 を加える部分を除 第三百十七条の二 附則第三条の三第 項 (「第三十七 第 第三百十七 一第四 を加える 뭉 第三百十 [項] 第三 を

条の三 四条の 第七号、 第五条の一 の 四 の U 則第三条の三第八項」 び 三十七条」 から第三十四条まで を加える部分を除く。 項第一 间項 地方税法の特例等に関する法律第三条の二 項 Ò 百十七 部分の 一十一条の規定 、及び第九項 第三百十七条の三の三第 第四 <u>の</u> 六 第一 第 改 号、 正規定 五第1 第四十五条の三の二第 一号の改正規定を除く。 第一 条の一 項 の 下 に 改正 項 の下に 第 附則第三 項第二 規定 項 並びに第十 を加える部分及び (「第三十七条」 第 号、 の規定にかかわらず」 (租税条約等の実施に伴う所得税法) 第四十 号 項第七号、 第四十五条の一 を加える部分を除く。 第三百十七条の 一条の三第四項」 第三十五条 前 に限る。 条第 第三百十七条の三の三第一 条第 五条の三 一項 項 第一 項 第三百十七 の下に (第二号、 の規 第三百十四条の六」 項 並びに同法附則第三十三条の一 第三十五 号、 第 平成 の三 及び第九項 を加える部分及び 第 定にか に改める部分に限る。 項第七号、 附則第三条の三第八項 第 項第七号 条の + 条の三の二第 第四十五条の三の三第 第四十五条の二第 の二の改正規定 並びに附則第六条第 五年 項 かわらず」 第 の規定並 二及び第三 項第二 号 月 第四十五条の 第三百十七 の 下 に 法人税法及 「第三百 びに を 附則 一十五条 号、 項第一 第三 附則 附 項 崱 附

附則第二十一条の規定(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税がら第三十八条の三までの改正規定並びに附則第十六条の規定及びび第七百六条の二第一項の改正規定並びに同法附則第三十五条の六五、第一条中地方税法第七百三条の四、第七百三条の五の二第一項及

限る。) 平成二十五年四月一日 法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の三の改正規定に

八条の 規定 第六十八条の十五」 第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」に改める部分中 置法第六十八条の九」 項第四号の三の改正規定 及び第六十八条の十五の二」に改める部分中 第七項を除く。 下に「及び第六十八条の十五」を加える部分及び「及び租税特別措 正規定(「 一十三年法律第 一条の 第一 に係る部分に限る。 を 第六項及び第七項を除く。 十五」 四 条中地方税法第二十三条第一 「第四十二 「並びに租税特別措置法第六十八条の九、 (租税特別措置法第六十八条の九」 を加える部分及び 下に 一条の四」 を加える部分に限る。 に係る部分に限る。 を 第四 「並びに租税特別措置法第六十八条の九、 の施行の日 の 下 に 十二条の十 同法第二百九十二条第一 (租税特別措置法第六十八条の九」 「及び租税特別措置法第六十八条の を加える部分に限る。 項第四号の改正規定 第四十二条の十 (同条第 総合特別区域法 の下に「及び第六十 同項第四号の三の改 第六十八条の十五 第六十八条の十五 項第四号の改正 項 第六項及び (「第四十 (同条第 及び同 ( 平成

八 附則第二十六条の規定 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日二十三年法律第 号)の施行の日二十三年法律第 号)の施行の日

行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十三年法律第

号)の公布の日

九 る法律 条第二十七項の規定 分及び同項を同条第三十三項とする部分を除く。 十三年三月三十 条中地方税法附則第十五条第四十四項の改正規定 (平成二十三年法律第 日 電気通信基盤充実臨時措置法の を 「平成二十五年三月三十 号) の施行の 日 及び附則第十二 部を改正す に改める部 (「平成二

び第十五条第八項の規定 る部分を除く。 及び同項を同条第七項とする部分を除く。 三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」 十五年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第二十三項とす 第一 伞 条中地方税法附則第十一条第十一 -成二十三年法律第 項の改正規定 並びに附則第八条第四項、 (「平成」 都市再生特別措置法の 号) 一十三年三月三十一 の施行の日 項の改正規定 )及び同法附則第十五条 第十二条第二十二項及 一部を改正する法 日 に改める部分 (「平成二十 を 「平成」

法律第 住の安定確保に関する法律等の 部分を除く。 二十三年三月三十一 第十六項に係る部分に限る。 える改正規定及び同法附則第十五条の八第四項の改正規定 第 条中地方税法附則第十 )並びに附則第十二条第二十九項の規定 の施行の日 月 を 「平成二十五年三月三十一日」 一条に三項を加える改正規定 部を改正する法律 同法附則第十一条の四に (平成二十三年 高齢者の居 に改める (「平成 項を加 (同条

第一条中地方税法第七十三条の四第一項第四号の四、第三百四

(更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置

2 期限が到来した地方税に係る更正、決定若しくは賦課決定又は加算金 加算金について適用し、 う。)以後に同条第一項に規定する法定納期限が到来する地方税又は 第十七条の五の規定は、 新法第十八条第一項の規定は、 決定をすることができる期間については、 ( 以 下 第一条の規定による改正後の地方税法 「旧法」という。)第十七条の五第一項に規定する法定納 施行日前に第一条の規定による改正前の地方 この法律の施行の日 施行日以後に同項に規定する法定納 なお従前の例による。 (以下「新法」という。 (以 下 「施行日」とい 2

> 援するための関係法律の整備に関する法律 害保健福祉 条の規定 七百一条の三十四第三 十八条第二 号) 附則第 一項第十号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障 施策を見直すまでの間において障害者等の 条第三号に掲げる規定の施行の日 の四 |項第十号の四の改正規定並びに附則第| 第五百八十六条第二項第四 (平成二十 地域生活を支 |号の五及び第 一年法律第七

三十一 二号に掲げる規定の施行の日 貿埠頭の管理運営に関する法律 第十二条第二十四項及び第十五条第九項の規定 項を加える改正規定 特定重要港湾」 を同条第二十六項とする部分を除く。 第一条中地方税法附則第十五条第三十五項の改正規定 日 を 「平成二十六年三月三十一 を 「指定港湾」 (第三十七項に係る部分に限る。 に改める部分、 0) 部を改正する法律附則第一条第 日 及び同法附則第十五条に二 に改める部分及び同項 「平成二十三年三月 港湾法及び特定外 並びに 「指定

# (更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。 の決定をすることができる期間については、なお従前の例による改正前の地方が強法(以下「旧法」という。)第十七条の五第一項に規定する法定納 開限が到来した地方税に係る更正、決定若しくは賦課決定又は加算金 期限が到来した地方税に係る更正、決定若しくは賦課決定又は加算金 が 第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「施行日」とい 第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。

新法第十八条第一項の規定は、

施行日以後に同項に規定する法定納

いては、なお従前の例による。 条第一項に規定する法定納期限が到来した地方税の徴収権の時効につ以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に旧法第十八期限が到来する地方税(当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。

## (行政手続法の適用除外に関する経過措置)

条の四第一項に規定する行為については、なお従前の例による。にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした旧法第十八第三条 新法第十八条の四第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後

#### (更正の請求に関する経過措置)

2 新法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の、施行目前に旧法第二十条の九の三第一項に規定する法定納期限が到来する地方税に係る更正の請求について適用し定する法定納期限が到来する地方税に係る更正の請求について適用し第四条 新法第二十条の九の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規

規定は、

施行日以後に行う更正の請求について適用し、

施行日前に行

3

た更正

の請求については、

なお従前の例による

3 新法第五十三条の二、第七十二条の三十三の二第二項、第七十二条の九十及び第三百二十一条の八の二の規定に規定する更正又は決定の通知をした場合の更正二、第七十二条の三十三の二第二項、第七十二条の九十又は第三百二十一条の八の二に規定する更正又は決定の通知をした場合の更正二、第七十二条の三十三の二第二項、第七十二条の正十二条の二十三条の八の二の規定は、施行日以後に国の税務で、第七十二条の三十三の二第二項、第七十二条の三十三の二第二項、第七十二条

いては、なお従前の例による。 条第一項に規定する法定納期限が到来した地方税の徴収権の時効につ以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に旧法第十八期限が到来する地方税(当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。

## (行政手続法の適用除外に関する経過措置

条の四第一項に規定する行為については、なお従前の例による。にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした旧法第十八第三条 新法第十八条の四第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後

#### (更正の請求に関する経過措置)

第四条 2 規定は、 来する地方税に係る更正の請求については、 定する法定納期限が到来する地方税に係る更正の請求につい った更正の請求については、 新法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項 施行日前に旧法第二十条の九の三第一項に規定する法定納期限が 新法第二十条の九の三第一項の規定は、 施行日以後に行う更正の請求について適用し、 なお従前の例による。 なお従前の例による。 施行日以後に同項に規 施行日前に . て適用. 到

求については、なお従前の例による。
新法第五十三条の二、第七十二条の二十一条の八の二に規定する更正又は決定の通知をした場合の更正の請求について適用し、施行日前に国の税務官署が旧法第五十三条の正、第七十二条の三十三の二第二項、第七十二条の利定に規定する更正又は決定の通知をした場合の更正に第一条の八の二に規定する更正とは決定の通知をした場合の更正に第一条の八の二に規定する更正とは決定の通知をした場合の更正に関立する更正とは決定の通知をした場合の更正に関立する更正とは決定の通知をした場合の更正に関立する更正とは決定の通知をした場合の更正に関立している。

場合の更正の請求については、なお従前の例による。 
しくは決定の通知を受けた場合の更正の請求について適用し、施行目前に法人が旧法第七十二条の三十三の二第一項の規定による修正申告 
書を提出し、又は同項の規定による修正申告 
書を提出し、又は同項の規定による更正若 
の規定による修正申告書を提出し、又は同項の規定による更正若 
の規定による修正申告書を提出し、又は同項の規定による更正若 
の其による修正申告書を提出し、又は同項の規定による更正若 
の其による修正申告書を提出し、又は同項の規定による更正若 
の其による修正申告書を提出し、又は同項の規定による更正若 
の其による。

#### (質問検査権に関する経過措置)

四十九第八項又は第九項」とする。十二条の四十八の二第八項又は第九項」とあるのは、「第七十二条の七十二条の四十九の五第一項の規定の適用については、同項中「第七第五条 施行日から平成二十三年五月三十一日までの間における新法第

適用する。

#### (道府県民税に関する経過措置)

民税については、なお従前の例による。

「民税については、なお従前の例による。

「民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県第一項から第四項までの規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人 三十七条第一号イ、第四十五条の二第一項第七号及び附則第三条の三第六条 新法第二十三条第一項、第三十二条第十一項、第三十四条、第

#### (質問検査権に関する経過措置)

四十九第八項又は第九項」とする。十二条の四十八の二第八項又は第九項」とあるのは、「第七十二条の七十二条の四十九の五第一項の規定の適用については、同項中「第七第五条 施行日から平成二十三年五月三十一日までの間における新法第

適用する。

#### (道府県民税に関する経過措置

- 2 新法第三十二条第八項及び第九項

- について適用する。 後に提出する同項に規定する申告書及び同条第二項に規定する申告書後に提出する同項に規定する申告書及び同条第二項に規定する申告書3 新法第四十五条の三の二第一項の規定は、平成二十四年一月一日以
- 後に提出する同項に規定する申告書について適用する。 4 新法第四十五条の三の三第一項の規定は、平成二十四年一月一日以
- いて適用する。 出する新法第五十条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書につ5 新法第五十条の七第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提
- 一号、第三十五条第四項第一号、第三十五条の二第五項第一号及び第二第三項第一号、第三十三条の三第三項第一号、第三十四条第三項第法附則第四条第七項第一号、第四条の二第七項第一号、第三十三条の法附則第四条第七項第一号、第四条の二第七項第一号、第三十三条の間における新

個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道七号を除く。)及び第五項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の2 新法第三十二条第八項及び第九項並びに第四十五条の二第一項(第

府県民税については、

なお従前の例による。

- 号に掲げる寄附金について適用する。
  が平成二十三年一月一日以後に支出する新法第三十七条の二第一項各に附則第五条の六第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者を対している。
- について適用する。 後に提出する同項に規定する申告書及び同条第二項に規定する申告書 後に提出する同項に規定する申告書及び同条第二項に規定する申告書 | 5 |
- 後に提出する同項に規定する申告書について適用する。 新法第四十五条の三の三第一項の規定は、平成二十四年一月一日以
- いて適用する。 出する新法第五十条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書につ出する新法第五十条の六第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提了
- 一号、第三十五条第四項第一号、第三十五条の二第五項第一号及び第二第三項第一号、第三十三条の三第三項第一号、第三十四条第三項第法附則第四条第七項第一号、第四条の二第七項第一号、第三十三条の平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間における新

号、 中 る 条の三第三項第一号、  $\mathcal{O}$ 第四十五条の二第 の三の三第一項第二号」と、 第七項第 三十五条の四第 のは とあるの 項第二号」とする。 は 十五条の三の三第一 第四十五条の三の三 項第二号」 項第二号、 第四十五条の一 第三十五条の一 第四十五条の三の二第一項第二号並びに第四十五条の三の三 一号中 第四十五条の三の二第 は 一、 と、 一項第一 第四十五条の三の二第一 第四十五条の三の三第一 項第七号、 新法附則第三十三条の二第三項第一号、 第四十五条の二第一項第七号、 |第五項第一号及び第三十五条の四第| 一第一項第七号、 項第二号並びに附則第三条の三第四項」とある 第三十四条第三項第一号、 第一 号の規定の適用については、 新法附則第四条の二第七項第一号中 項第二号、 第四十五条の三の二第一 一項第二号、 第四十五条の三の二第一 附則第三条の三第四項」 項第二号並びに前条第四 項第二号並びに第四十五条 第四十五条の三の三第 第三十五条第四項第 第四十五条の三の 新法附則 項第二号、 一項 第 第三十三 項第二 第四 とあ 一号 第 項 条

一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例によ五十条の二に規定する退職手当等をいう。)に係る旧法附則第七条第7 平成二十三年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等(旧法第7

10

る

る

るのは 号、 第一 中 四十五条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第四項」とある 条の三第三項第一号、 第四十五条の二第一項第七号、 の三の三第一項第二号」と、 第七項第一号中 三十五条の四第二 とあるのは 項第二 号、 一第一項第二号、 は 第四十五条の三の三第一項第二号、 項第二号」と、 第四十五条の二第一 第三十五条の二第五項第 号」 第四十五条の三の二第 第四十五条の三の二第 とする。 一項第一 第四十五条の三の二第一 第四十五条の三の三第一 新法附則第三十三条の二第三項第一号、 第四十五条の二第一 第三十四条第三項第一号、 号の規定の適用については、 項第七号、 新法附則第四条の二第七項第一号中 第四十五条の三の二第一項第二号、 一項第二号並びに第四十五条の三の三 一号及び第三十五条の四第二 一項第二号、 第四十五条の三の二第一 項第七号、 附則第三条の三第四項」 項第二号並びに第四十五条 項第二号並びに前条第四 第四十五条の三の三第 第三十五条第四項第 第四十五条の三の 新法附則 項第 項第二 第四 第

9 規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの 年度分の 人の道府県民税に 法附則第六条第 個 人の道府県 項及び ては 民税につ 第 なお従前の例による。 いて適用し 一項の規 定は、 旧法附 平成 則第六条第 十五五 年度以後の

一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例によ五十条の二に規定する退職手当等をいう。)に係る旧法附則第七条第平成二十三年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等(旧法第

8 適用 日 び す 前 施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について 開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、 分は、 0) 定 施 紀行日前!  $\emptyset$ 施 があるものを除き、 行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及 に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行 新法の規定中法人の道府県民税に関 なお

9

12

前

例による

二項 象個別帰属還付税額については、 同 第五項の 超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額 に て適用 又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益金の こととなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額 くは連結適用前災害損失欠損金額 了した事業年度において生じた同条第五項の連結適用前欠損金額若し した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超える 金の 別帰 日前 おい て損金の 新法第五十三条第五  $\hat{O}$ 控除 属税額、 額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十 第十五項又は第十六項の規定は、 て生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額 に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象 連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額 同日前に終了した事業年度において生じた旧法第五十三条 額 対象還付法人税額又は同日前に終了した連結事業年度にお が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除 同日前に終了した事業年度若しくは計算期間 項、 第七項、 なお従前の例による。 第九項、 同日以後に終了した連結事業年度 平成二十年四月一日以後に終 第十項、 第十一 同日以後に終了 項、 において につい 額を 第十

> 11 適用 従前 び す 日 別段の 前 施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税につい る部分は、 0 に開始した連 例による 施行日前 定めがあるものを除き、 施行日以後に開始する事業年度分の法 (結事業年度分の法人の道府県民税については) に開始した事業年度分の法人の 新法の規定中法人の道府県民税に関 道府県民税及び施行 人の道府県民税及 なお

損金の 第五項の て適用・ 象個別帰属還付税額については、 個別帰属税額 同 超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額につ こととなったため還付を受けた同条第十二 において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税 了した事業年度において生じた同条第五項の連結適用前欠損金額若し 又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益金の くは連結適用前災害損失欠損金額 した事業年度若しくは計算期間において損金の 項、 一項の て損金の 日前に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象 新法第五十三条第五項 控除 額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十 第十五項又は第十六項の規定は、 連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額 同日前に終了した事業年度において生じた旧法第五十三条 額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除 対象還付法 同日前に終了した事業年度若しくは計算期間にお 人税額又は同日 第七項、 なお従前の例による。 第九項、 同日以後に終了した連結事業年度 前に終了した連結事業年度にお 平成二十年四月一日以後に終 一項の控除対象還付法人税 第十項、 額が益金の額を超える 額 第十二 同日以後に終了 項 額を

(事業税に関する経過措置)

の道府県民税については、なお従前の例による。 道府県民税について適用し、当該提出期限が施行日前に到来した法人の法人税割額に係る道府県民税の申告書の提出期限が到来する法人の10 新法第五十三条第二十八項の規定は、施行日以後に同条第二十六項

の道府県民税については、なお従前の例による。 道府県民税について適用し、当該提出期限が施行日前に到来した法人の法人税割額に係る道府県民税の申告書の提出期限が到来する法人の明法第五十三条第二十八項の規定は、施行日以後に同条第二十六項

14

項中 るのは 四号の三の規定に係る部分に限る。 号の規定に係る部分に限る。 三の規定に係る部分に限る。 税特別措置法」 附則第八条第三項中 六十八条の九及び第六十八条の十五の二」 五及び第六十八条の十五の二」 及び第四十二条の十二」とあるのは 間における新法附則第八条第三項 平成二十三年四月一日から附則第一条第六号に定める日の前日まで とあるのは とあるのは 及び第四十二 並びに租税特別措置法第六十八条の九及び」 第四十二条の十一 「及び租税特別措置法第六十八条の九」 とあるのは 「並びに租税特別措置法第六十八条の九、 一条の十 の規定」 (同条第一 「及び租税特別措置法」 とあるのは と 及び第六項 (同条第 第五項 同条第六項中 (新法第二十三条第 項 の規定の適用については 「及び第四十二条の十二の規定 (新法第二十三条第 と 項、 第六項及び第七項を除く。 「並びに租税特別措置法第 (新法第二十三条第 第六項及び第七項を除 「及び第六十八条の十 と 第六十八条の十 ٢ とする。 項第四号の 並 同条第五 びに租 項 とあ 第四 新法 項第

#### (事業税に関する経過措置)

に規定する移行一般社団法人等について適用する。

人等に関する部分に限る。

は

施行日以後に同

項の登記をする同項

(同項に規定する移行一般社団法

15

新法附則第四十一条第四項の規定

ては、なお従前の例による。いて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についする部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税につま七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関

2

ては、

なお従前の例による。

2 従前の例による。 期間に限る。 当する期間を除く。 金額について適用し、 結事業年度に該当する期間に限る。)において生じた同項の個別欠損 二条の二十三第三項の欠損金額又は同日以後に終了した事業年度 おいて同じ。)に該当する期間を除く。)において生じた新法第七十 十四号)第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。 に終了した事業年度 欠損金額又は同日前に終了した事業年度 新法第七十二条の二十三第三項の規定は、 )において生じた同項の個別欠損金額については、 )において生じた旧法第七十二条の二十三第三項 (連結事業年度 同日前に終了した事業年度 (法人税法 (連結事業年度に該当する 平成二十年四月一日以後 (昭和四十年法律第三 (連結事業年度に該 以下この なお 頃に (連

いて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についする部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税につ第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関

当する期間を除く。)において生じた旧法第七十二条の二十三第三項 結事業年度に該当する期間に限る。)において生じた同項の個別欠損 二条の二十三第三項の欠損金額又は同日以後に終了した事業年度 期間に限る。)において生じた同項の個別欠損金額については、 の欠損金額又は同日前に終了した事業年度 金額について適用し、 おいて同じ。)に該当する期間を除く。)において生じた新法第七十 十四号)第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この に終了した事業年度 従前の例による。 新法第七十二条の二十三第三項の規定は、 (連結事業年度 同日前に終了した事業年度 (法人税法 (連結事業年度に該当する 平成二十年四月一日以後 (昭和四十年法律第三 (連結事業年度に該

### (不動産取得税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税については、なお従前の例による。 「おお分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得ない。」 「おいては、なお従前の例による。

動産の取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該貸付けの申込みの受理が施行目前であるものに限る。)に係る不当 に法第七十三条の十四第十一項の規定は、同項に規定する貸付け(

### (道府県たばこ税に関する経過措置)

第八条 平成二十四年四月一日前に課した、又は課すべきであった道府

の効力を有する。 当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおそ

効力を有する。この場合において、同項中「平成二十三年三月三十一当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその行日から平成二十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、 旧法附則第十一条第五項の規定は、同項に規定する家屋の取得が施

目」とあるのは、

「平成二十五年三月三十一日」とする。

5 渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画 若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日以後 掲げる計画を除く。 された同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲 に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取 得に対して課する不動産取得税については、 条第七項の規定は、 に対して課すべき不動産取得税について適用し、 施行日前に旧法附則第十一条の四第五項の表の中欄に掲げる認定が 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第十一 同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得 に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡 なお従前の例による。 (同表第二号の上欄に 同日前の不動産の取

### (道府県たばこ税に関する経過措置)

得税については、なお従前の例による。

県たばこ税については、なお従前の例による。 第九条 平成二十四年四月一日前に課した、又は課すべきであった道府

### (自動車取得税に関する経過措置)

第十条 新法附則第十二条の二の二第一項の規定は、施行日以後の自動

#### (市町村民税に関する経過措置

第九条 分までの個人の市町村民税については、 度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、 号及び附則第三条の三第五項から第八項までの規定は、 四条の二、第三百十四条の六第一号イ、第三百十七条の二第一項第七 新法第二百九十二条第一項、 第三百十三条第十一項、 なお従前の例による。 平成二十四年度 平成二十五年 第三百十

新法第三百十三条第八項及び第九項

0 分の個人の市町村民税について適用し、 市 町村民税については、 なお従前の例による。 の規定は、 平成二十三年度分までの個 平成! 一十四年度以後の 年度

> による。 自動車の取得に対して課する自動車取得税については 車 の取得に対して課す き自 動車取得税について適用 なお従前の 施 行日 前の 例

#### (市町村民税に関する経過措置

第十一条 度分までの個人の市町村民税については、 年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四 七号及び附則第三条の三第五項から第八項までの規定は、 十四条の二、第三百十四条の六第一号イ、 新法第二百九十二条第一項、 第三百十三条第十一項、 第三百十七条の二第一項第 なお従前の例による。 平成二十五

- の市町村民税については、 分の個人の市町村民税について適用し、 (第七号を除く。 新法第三百十三条第八項及び第九項並びに第三百十七条の二第 及び第五項の規定は、 なお従前の例による。 平成二十三年度分までの個人 平成二十四年度以後の年 一 項
- 3 者が平成二十三年 項各号に掲げる寄附金につい びに附則第五条の六第二 新法第三百十四条の七第 月 日以後に支出する新法第三百十四条の七第 項の規定は 項及び第一 て適用する。 市町村民税の 項、 附則第五条の五第二項 所得割の
- 4 することができる。 平成二十四年 新法第三百十四条の七第三項の規定による申出をしようとする者は · 月 日 前においても 同項の例により その申出を
- 5 書について適用する。 以後に提出する同項に規定する申告書及び同条第二項に規定する申告 新法第三百十七条の三の 二第 項の規定は、 平成二十四年一 月

日

書について適用する。

以後に提出する同項に規定する申告書について適用する。 4 新法第三百十七条の三の三第一項の規定は、平成二十四年一月一日

得申告書について適用する。後に提出する新法第三百二十八条の六第一項第一号に規定する退職所5 新法第三百二十八条の七第一項の規定は、平成二十四年一月一日以

6 項 第 項 第 第 条の一 び 号並びに第三百十七条の三の三第一項第二号」と、 第三条の三第八項」とあるのは びに第三百十七条の三の三第一項第二号」と、 に 七条の三の一 兀 び 条の二第七項第 三の二第 第三百十七条の三の一 第三十五 前条第八項」 第三十五条の四第五項第一号の規定の適用については、 附則第四条第十三項第一号、 二号 項第 一第七項第 一十四年 一項第一 附則第三条の三第八項」 一号中 第三十五条第八項第一号、 条の四第五項第 項 第三十五条第八項第一号、 二第 第 とあるのは 月一 一号、 項第二号、 号、 号中 第三 日から同年十二月三十一日までの間における新 第三十三条の三第七項第 第三百十七条の三の三第一項第1 第三十三条の三第七項第一号、  $\neg$ 第 一百十七条の二第一 第三百十七条の二第 一号中 一項第二号、 乛 第三百十七条の三の三第一項第二号並び 第三百十七条の三の二第一 第四条の二第十三項第 とあるのは 第三百十七条の三の一 第三十五条の二第十項第一号及 第三十五条の二第十項第 第三百十七条の一 第三百十七条の三の三第一項 項第七号、 乛 新法附則第四条の二第 一号、 一項第七号、 第三百十七条の三の 新法附則第三十三 第三百十七 第三十四条第六 第三十四条第六 一号並びに附 第一 号、 第一 新法附則第 項第二号並 第三 項第七号 第三百十 項第二 一号及 条の 十三 崱

以後に提出する同項に規定する申告書について適用する。 新法第三百十七条の三の三第一項の規定は、平成二十四年一月一日

得申告書について適用する。後に提出する新法第三百二十八条の六第一項第一号に規定する退職所7 新法第三百二十八条の七第一項の規定は、平成二十四年一月一日以7

8 項第一 第 第二 項第一 号並びに第三百十七条の三の三第一項第二号」と、 四条第十三項 び第三十五条の四第五項第一号の規定の適用については、 条の二第七項第一号、 三の二第一項第二号、 びに第三百十七条の三の三第一項第二号」と、 に前条第八項」とあるのは 七条の三の二第一項第二号、 条の二第七項第一号、 法附則第四条第十三項 十三項第一号中 第三百十七条の三の二第 第三十五条の四第五項第 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間にお 号、 一条の三第八項」とあるのは 号、 号、 附則第三条の三第八項」 第三十五条第八項第一号、 第三十五条第八項第一号、 第一号中 第三百十七条の一 第三十三条の三 第三百十七条の三の三第一項第二号並びに附 第 第三十三条の三第七項第一号、 一号、 第三百十七条の二 一項第一 一号中 第三百十七条の三の三第一項第二号並 第三百十七条の三の二第一 第四条の二第十三項第一 乛 とあるのは 号、 第三百十七条の三の二第 第一 第三百十七条の二第一 第三十五条の二第十項第 一第七項第一 第三十五条の二第十項第一号及 第三百十七条の三の三第 項第七号、 |第一項第七号、 新法附則第四条の二第 号、 第三百十七条の三の 新法附則第三十三 第三十四 第三百 第三十四条第六 号、 項第二号並 新法附則 項第七号 第三百· 第三十三 ける新 一号及 第二

二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号」とする。

よる。 第三項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例に第三項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例に三百二十八条に規定する退職手当等をいう。)に係る旧法附則第七条7 平成二十三年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等(旧法第7

10

人の市町村民税については

なお従前の例による。

8 従 日 適用し、 前 前 施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について 別段の定めがあるものを除き、 の例による。 .開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、 分は、 施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行 施行日以後に開始する事業年度分の法人の 新法の規定中法人の市町村民税に関 市町村民税及 なお 11

9 法 を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付 後に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の 事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額 金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額 以後に終了した事業年度において生じた同条第五項の連結適用前欠損 項 人税額又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益 新法第三百二十一条の八第五項、第七項、 第十三項、 第十五項又は第十六項の規定は、 第九項、 同日以後に終了した連結 平成二十年四月 第十項、 同日以 第十二 額

一第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号」とする。

規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個年度分の個人の市町村民税について適用し、旧法附則第六条第四項に9 新法附則第六条第四項及び第五項の規定は、平成二十五年度以後の

よる。 第三項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例に第三項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例に三百二十八条に規定する退職手当等をいう。)に係る旧法附則第七条三百二十三年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等(旧法第二年成二十三年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等(旧法第二年成二十三年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等(旧法第二年成二十二年)

従前の例による。 世前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお 適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行 び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について があるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関

12 法人税額又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益 後に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の 事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額 項、 を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付 金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額 以後に終了した事業年度において生じた同条第五項の連結適用前欠損 新法第三百二十一条の八第五項、 第十三項、 第十五項又は第十六項の規定は、 第七項、 同日以後に終了した連結 第九項、 平成二十年四月一日 第十項、 同日以 第十二

る 第十五項の控除対象個別帰属還付税額については、 連結事業年度におい を受けた同条第十二 第九項の控除対象個別帰属税額、 害損失欠損金額 三百二十一条の八第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災 額について適用 算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付 |の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税 同日前に終了した連結事業年度において生じた同条 一項の控除対象還付法人税額又は同日前に終了した 同日前に終了した事業年度において生じた旧法第 て損金の額が益金の額を超える場合における同条 同日前に終了した事業年度若しくは なお従前の例によ

金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例によいす適用し、同日前に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付まり、同年前に終了した連結事業年度において生じた同条第十五項の控除対象個別帰属税額、同日前に終了した事業年度において生じた同条連結事業年度において損金の額が益金の額を超えるよととなったため還付をの額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税

13 号の三の 七項を除く。 六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」 び第七項を除く。 一条第 ては、 項第四 + 間における新法附則第八条第三 「並びに租税特別措置法」 同条第五項中 成 一の規定」 十二 [号の規定に係る部分に限る。 規定に係る部分に限る。 とあるの 項 新 第四 法附則第八条第 年四 بح 及び第四十二条の十二」 一号の三の規定に係る部分に限 は 月 がびに とあるのは 及び第四十二 第四 日 から 三項中 干 附則第 租税特別措置法第六十八条の九及び」と 一条の十 とあるのは 項 一条の十 の規定」 並びに租税特別措置法第六十八条 第五項 (新法第) とあるのは 及び第六項 第六 (同条第 「及び租税特別措置法」」 とあるのは 号に定 (同条第 (新法第) 一百九十二条第 同条第六項中 める日 項 「及び第四十二条 (新法第) 規定の適用に 項 一百九十二条第 第六項及び第 がびに 0 第六項及 前 二百九十 日まで 項 第四

六十八条の十五」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の九」特別措置法第六十八条の九及び第六十八条の十五の二」と、「及び第

#### とする。

(固定資産税に関する経過措置)

し、平成二十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例にする部分は、平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関

例による。

よる。

- の例による。 
   の例による。 
   の例による。 
   の例による。 
   でが慣却資産に対して課する固定資産税については、なお従前る家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前
- 5 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十二項に規定する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の固定資産のうち家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前のる事務所及び倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前のる事務所及び倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前ののによる。

ては、なお従前の例による。
る固定資産のうち家屋及び償却資産に対して課する固定資産税についる固定資産のうち家屋及び償却資産に対して課する固定資産税についる。

、附属機械設備及び特定上屋に対して課する固定資産税については、設され、又は増設された旧法附則第十五条第一項に規定する特定倉庫署 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新

なお従前の例による。

9 れたものに対して課する固定資産税については、なお従前の例による 平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に設置さ 9 旧法附則第十五条第五項に規定する路外駐車場の用に供する家屋で

る固定資産税については、なお従前の例による。 された旧法附則第十五条第六項に規定する特定緑化施設に対して課す10 平成十七年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設

定資産税については、なお従前の例による。 された旧法附則第十五条第七項に規定する償却資産に対して課する固 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得

税については、なお従前の例による。 れた旧法附則第十五条第八項に規定する家屋に対して課する固定資産 平成二年一月二日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得さ

定資産税については、なお従前の例による。 設された旧法附則第十五条第十四項に規定する施設に対して課する固 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新

設された旧法附則第十五条第十五項に規定する設備に対して課する固14 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新

定資産税については、

なお従前の例による。

設された旧法附則第十五条第十六項に規定する設備に対して課する固15 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新

定資産税については、なお従前の例による。

課する固定資産税については、なお従前の例による。 旧法附則第十五条第十八項各号に掲げる家屋及び償却資産に対して

に取得された旧法附則第十五条第十九項に規定する設備に対して課す17 平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新た

得された旧法附則第十五条第二十四項に規定する償却資産に対して課18 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に取る固定資産税については、なお従前の例による。

定資産税については、なお従前の例による。 された旧法附則第十五条第二十七項に規定する車両に対して課する固 平成十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得

に対して課する固定資産税については、

なお従前の例による。

に製造された旧法附則第十五条第二十九項に規定する車両に対して課21 平成十七年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新た

する固定資産税については、なお従前の例による。

間に新たに取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則22 平成十五年四月一日から附則第一条第十号に定める日の前日までの

資産税については、なお従前の例による。

第十五条第三十

一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定

置された旧法附則第十五条第三十二項に規定する設備に対して課する23 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に設

固定資産税については、なお従前の例による。

則第十五条第三十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附法律第四十五号)の施行の日から附則第一条第十三号に定める日の前法での活性化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十七年

定資産税については、なお従前の例による。

固定資産税については、なお従前の例による。 設された旧法附則第十五条第三十七項に規定する設備に対して課する 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新

する固定資産税については、なお従前の例による。 に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する設備に対して課26 平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新た

いては、なお従前の例による。

則第十五条第四十四項に規定する設備に対して課する固定資産税につの間に新たに取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附の間に新たに取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附

### (市町村たばこ税に関する経過措置)

| **第十条** | 平成二十四年四月一日前に課した、又は課すべきであった市

定資産税については、なお従前の例による。 された旧法附則第十五条の八第三項に規定する家屋に対して課する固 28 平成十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新築

資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。取得され、又は改良された旧法附則第十六条の二第五項に規定する償取得され、又は改良された旧法附則第十六条の二第五項に規定する償取得され、以は改良された旧法附則第十六条の二第五項に規定する償

### (市町村たばこ税に関する経過措置)

町村たばこ税については、なお従前の例による。第十三条 平成二十四年四月一日前に課した、又は課すべきであった市

第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるの3 平成二十六年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三は、「除して得た割合に百分の百十四を乗じて得た割合」とする。第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるの2 平成二十五年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三

は

除して得た割合に百分の百一を乗じて得た割合」とする。

- は、「除して得た割合に百分の百十四を乗じて得た割合」とする。第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるの2.平成二十五年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三.
- は、「除して得た割合に百分の百一を乗じて得た割合」とする。第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるの3 平成二十六年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三

#### (事業所税に関する経過措置)

| については、なお従前の例による。| 2 | 旧法附則第三十三条第五項に規定する事業に対して課する事業所税

#### (都市計画税に関する経過措置)

第十五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関 は、平成二十二年度分までの都市計画税については、なお従前の例に し、平成二十二年度分までの都市計画税について適用

- る家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第二十三項に規定す
- る固定資産のうち家屋に対して課する都市計画税については、なお従4 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十二項に規定す

前の例による。

- 8 平成十五年四月一日から附則第一条第十号に定める日の前日までの条第二十六項に規定する停車場建物等に対して課する都市計画税につ条第二十六項に規定する停車場建物等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 8 平成十五年四月一日から附則第一条第十号に定める日の前日までの8 平成十五年四月一日から附則第一条第十号に定める日の前日までの

屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。 取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第四項に規定する家 で成十九年三月二十五日から平成二十三年三月三十一日までの間に

### (国民健康保険税に関する経過措置)

度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十四年度分第十六条 新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成二十五年

# (地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

までの国民健康保険税については、

なお従前の例による。

実十七条 第二条の規定は、平成二十三年度分までの個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税については、なお従前の例による。
 民税については、なお従前の例による。
 民税については、なお従前の例による。
 民税については、なお従前の例による。

## (航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

いては、

なお従前の例による。

第十八条 第四条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法附則第二項の規定により読み替えて適用される同法第三条第一項の規定の規定により読み替えて適用される同法第三条第一項の規定の適用に がで機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額と同年の四月から八 が立ては、平成二十三年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九 が立て、平成二十三年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九 が立て、平成二十三年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九 が立て、平成二十三年度分の航空機燃料譲与税法附則第二項

#### (罰則に関する経過措置)

係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

の合算額」とする。

とする。 平成二十三年度及び平成二十四年度における特別会計に関する法律 とする。

#### (罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の係るこの法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規

2 平成二十三年六月一日から同年十二月三十一日までの間における新宮 平成二十三年六月一日から同年十二月三十一日までの間における新宮 平成二十三年六月一日から同年十二月三十一日までの間における新宮 平成二十三年六月一日から同年十二月三十一日までの間における新

#### (政令への委任)

行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施

に関する法律の一部改正)(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等)

特例等に関する法律の一部を次のように改正する。第十三条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の

二第 を加え、 五. 並びに」 九号の五」 六項第三号」に改め、 の三第四項」を加え、 第三十七条」 十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、 第三号」に改め、 第四項」を加え、 十七条」 条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、 三の二第一項第二号、 第三条の二の二第五項第二号中「第八号」の下に「、 を加え、 一項第二号、 「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、 の 下 に に改め、 「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四 を加え、 の 下 に 「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」 第四十五条の三の三第一項第二号、 同項第六号中 同条第八項第二号中 第三百十四条の六」の下に「、 第四十五条の二第一項第七号、 第三百十四条の二第一項第十号の二、 第四十五条の三の三第一項第二号、 同条第十一項第二号中 同項第六号中 第四十五条の二第一項第七号、 「同条第五項第三号」を 「同条第五項第三号」 「第八号」の下に「、 「第八号」の下に 第三百十七条の二 第四十五条の三の 附則第三条の三 第四十五条の 第九号の 「同条第六項 を 附則第三条 第三項 第九号の を「第三 「同条第 第三項 第三 Ŧī. 第 反

#### (政令への委任)

行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 第二十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施

に関する法律の一部改正)(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等)

の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。第二十一条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法

九号の 五. 十七条」 を加え、 並びに」に改め、 第三十七条」 び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、 六項第三号」に改め、 の三第四項」 三の二第一項第二号、 十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、 第三号」に改め、 第四項」を加え、 条第一項第十号の二及び第十一号イ、 一第一項第二号、 第三条の二の二第五項第二号中 を加え、 五」を加え、 の 下 に 「第三十四条第一項第十号の二、 を加え、 の 下 に 「第三十四条第 同条第八項第二号中「第八号」の下に「、第九号の 同項第六号中 第四十五条の三の三第一項第二号、 「第三百十四条の六」の下に「、 第四十五条の二第一 「第三百十四条の一 第四十五条の三の三第一項第二号、 同条第十一項第二号中「第八号」の下に 同項第六号中 第四十五条の二第一 一項第十号の二、 「同条第五項第三号」を「同条第六項 「第八号」の下に「、 「同条第五項第三号」を 第三項並びに」に改め、 一第一項第十号の二、第三項 項第七号、 第三項並びに」に改め、 第三項及び」を「第三十 項第七号、 第三項及び」を 第三百十七条の二 第四十五条の三の 附則第三条の三 第四十五条の 第九号の五 附則第三条 「同条第

第一 号 中 八項」を加え、 0 の二及び第十一号イ、 三の三第 「第五項第二号」 項第二号、 に改める。 下に「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第 項第七号、 同条第四 項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四条の二第一 「第八号」の下に「、 「同条第五項及び第六項第一号」に改め、 一項第二号、 第三百十七条の三の三第一項第二号、 項及び第五項第一号」を 第三百十七条の三の二第一項第二号、 同項第六号中 を「第六項第二号」に、 第三項並びに」に改め、 附則第三条の三第八項」を加え、 第九号の五」を加え、 「第五項第二号」を 「同条第五項及び第六項第 「同条第四項及び第五項 「第三百十四条の六」 「第六項第二号」に 「第三百十四条の二 附則第三条の三第 同条第十四項第二 第三百十七 同項第六号中 項第十号 条の 一号

に関する法律の一部改正に伴う経過措置)(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等)

条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条適用については、同条第五項第二号及び第八項第二号中「、第四十五法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二の規定の規定の場別を 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間に

三の三 八項」 第一 号中「第八号」の下に「、第九号の五」 の下に「、第三百十七条の二第一項第七号、 の二及び第十一号イ、 第一項第十号の二、第三項及び」を 「第五項第二号」を「第六項第二号」 号」を に改める。 項第二号、 「同条第四項及び第五項第一号」 項第七号、 を加え、 一第一項第二号、 「同条第五項及び第六項第一号」 第三百十七条の三の三第一項第二号、 同項第六号中 第三百十七条の三の二第一 第三項並びに」に改め、 附則第三条の三第八項」 「第五項第二号」を「第六項第二号」に を 「第三百十四条の二第一項第十号 に、 「同条第五項及び第六項第 を加え、 に改め、 項第二号、 「同条第四項及び第五項第 第三百十七条の三の二第 を加え、 「第三百十四条の六」 「第三百十四条の二 附則第三条の三第 同条第十四項第二 第三百十七条の 同項第六号中

兀 第八項中 百三条の を削る。 一条の二の三中 匝 同項 に改め、 「第七百三条の四 とあるのは 同条第八項」 「第三百十四条の一 第六項から第八項まで」 及び 同法第七百三条の 第 項各号」 を

に関する法律の一部改正に伴う経過措置)(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等

条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条適用については、同条第五項第二号及び第八項第二号中「、第四十五法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二の規定のおける前条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、第二十二条 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間に

本る。 ・一項第二号、附則第三条の三第一項第二号」と ・一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、附則第三条の三第一項第二号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、第三百十七条の三第一項第二号、第三百十七条の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは「、第四の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは「、第四の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは「、第四の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは「、第四の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは「、第四の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは「、第四の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは「、第四の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは「、第四の三の三第一項第二号、

# (銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年

第五十八条第四項中「七年」を「九年」に改める。

# (国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律

の一部改正)

第十六条 部を改正する法律」 社会の構造の変化に対応した税制 附則第 (平成) 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の 一条第 |十三年法律第十三号) 二号中 に改める。 地方税法等の一 の構築を図るための地方税法等の 0 部を改正する法律」 部 を次のように改正する。 部を改正す 「経済

方税法等の 附則第一 :を改正する法律附則第十九条の次に一条を加える改正規定中 を 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地 条 を 部を改正する法律」 (見出しを含む。 附則第十一条」 に改め に改め、 中 地 附則第十九条の二を附則第十 方税法等 同条のうち地方税法等の  $\dot{O}$ 部を改正する法 附則

する。

「の三の三第一項第二号、附則第三条の三第一項第二号」と
・一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、附則第三条の三第八項」とあるのは「、第三百十七条の三の三第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三の三第一項第二号」と
・大名の三の二第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは「、第四の三の三第一項第二号」と

## (銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第五十八条第四項中「七年」を「九年」に改める。

第

## (地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七号

部を次のように改正する。

第十二項」を「第五条第十三項」に、「新法」を「地方税法」に改め、附則第八条第二項、第十三条第五項及び第十九条第二項中「第五条

## (放送法等の一部を改正する法律の一部改正)

附則第十九条中地方税法附則第十五条の改正規定を次のように改め、附則第十九条中地方税法附則第十一条第十四項の改正規定を削る。五号)の一部を次のように改正する。

る。

| 別別第十五条第十一項中「第二条第三号の三」を「第二条第二号の五法に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(日本放送協会及び会に規定する放送大学学園をいう。)を除く。)又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に、「第二条第二号の五二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に、「第二条第二号の五二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に、「第二条第二号の五二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に、「第二条第二号の五二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に、「第二条第二号の五二十四号に規定する基幹が送局提供事業者」に、「第二条第二号の五二十四号に規定する基幹が送局提供事業者」に、「第二条第二号の五十二号に対して、「第二条第十八号」に改める。

# (郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律の一部改正)

の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。 第二十六条 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律

項」を「附則第十五条第二十九項」に改める。のうち同法附則第十五条第四十項の改正規定中「附則第十五条第四十条第九条のうち地方税法附則第十五条第四十項の改正規定及び第十条

- 177 -